

令和2年度実績評価書

(評価対象期間: 令和2年4月～令和3年3月)

令和3年8月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み	2
2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）	2
3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見	4
（参考資料1）金融庁における政策評価への取組み	6
（参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー	15
（参考資料3）金融庁における令和2年度実績評価（概要）	16

II 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	21
	2 金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	32
	3 金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	36
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	48
	2 金融サービスの利用者の保護が図られること	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	57
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	71
	2 企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	79
	3 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	92

(横断的施策)

施策目標	施策	ページ
1 デジタライゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること	IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	105
2 大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること 東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること	業務継続体制の確立と災害への対応	115
3 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること	その他の横断的施策	122

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策目標	施策	ページ
1 金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	133
2 金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善すること	検査・監督の見直し	141
3 職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく	金融行政を担う人材育成等	146

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料 1）、実績評価については、平成 13 年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、令和 2 年度（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

令和 2 年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めています。

令和 2 年度金融庁政策評価実施計画においては、当該計画に基づいて策定されており、各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①施策名

令和２年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

②施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

令和２年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④目標設定の考え方・根拠

当該施策の目標設定の考え方・根拠（当該施策に関係する主な内閣の重要政策を含む）を説明しました。

⑤測定指標及び参考指標

設定した測定指標及び参考指標について、その進捗状況を説明しました。

⑥評価結果

○目標達成度合いの測定結果

令和２年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、５ページの「評価の判断基準」に基づき、S、A、B、C、Dの５段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。

○施策の分析

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている３つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

○今後の課題・次期目標等への反映の方向性

当期の評価を踏まえた、今後の課題、次期の施策及び測定指標を説明しました。

⑦主な事務事業の取組内容・評価

当該施策の達成すべき目標を実現するための取組内容とその評価を説明しました。

⑧施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑩政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑪担当部局名及び政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議のメンバーの方々(参考資料2)から、令和3年7月1日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

また、有識者会議のメンバーからのご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

評価の判断基準

S : 目標を超過して達成した場合

A : 目標を達成した場合

B : 相当程度進展があった場合

C : 進展が大きい場合

D : 目標に向かっていない場合

(参考資料 1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13 年 1 月	・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13 年 1 月政策評価各府省連絡会議了承）	
3 月		・「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13 年 3 月 28 日）
6 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13 年法律第 86 号）	
10 月		・「平成 13 事務年度の政策評価の運営方針」策定（13 年 10 月 31 日）
12 月	・「政策評価に関する基本方針」（13 年 12 月閣議決定）	
14 年 4 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13 年法律第 86 号）	・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14 年 4 月 1 日） ・「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年 4 月～6 月末）策定（14 年 4 月 1 日）
7 月		・「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年 7 月～15 年 6 月末）策定（14 年 8 月 6 日）
9 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14 年 9 月 13 日）
11 月		・「第 1 回政策評価に関する有識者会議」開催（14 年 11 月 12 日）
12 月		・政策評価（平成 13 年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14 年 12 月 26 日）
15 年 4 月		・「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15 年 4 月 17 日）
6 月	・「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15 年 6 月国会報告）	・「第 2 回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年 6 月 12 日）
7 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15 年 7 月 1 日） ・「平成 15 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 15 年 7 月～16 年 6 月末）策定（15 年 7 月 1 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
8 月		・「第 3 回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年 8 月 5 日） ・政策評価（平成 14 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15 年 8 月 29 日）
16 年 4 月		・「第 4 回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年 4 月 21 日） ・「平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16 年 4 月 23 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16 年 6 月国会報告）	・「第 5 回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年 6 月 18 日）
7 月		・「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 16 年 7 月～17 年 6 月末）策定（16 年 7 月 7 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16 年 7 月 7 日）
8 月		・「第 6 回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年 8 月 5 日） ・政策評価（平成 15 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16 年 8 月 31 日）
17 年 4 月		・「平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17 年 4 月 27 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17 年 6 月国会報告）	
7 月		・「第 7 回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年 7 月 5 日） ・「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 17 年 7 月～18 年 6 月末）策定（17 年 7 月 26 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17 年 7 月 26 日）
8 月		・「第 8 回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年 8 月 9 日） ・政策評価（平成 16 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17 年 8 月 31 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
12 月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17 年 12 月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17 年 12 月政策評価各府省連絡会議了承）	
18 年 4 月		・「平成 16 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18 年 4 月 28 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18 年 6 月国会報告）	・「第 9 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年 6 月 20 日）
7 月		・「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 18 年 7 月～19 年 6 月末）策定（18 年 7 月 10 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18 年 7 月 10 日）
8 月		・「第 10 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年 8 月 3 日） ・政策評価（平成 17 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18 年 8 月 31 日）
19 年 3 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19 年 3 月閣議決定）	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19 年 6 月国会報告）	・「第 11 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 6 月 13 日） ・「平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19 年 6 月 14 日）
7 月		・「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 19 年 7 月～20 年 6 月末）策定（19 年 7 月 3 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19 年 7 月 3 日）
8 月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19 年 8 月政策評価各府省連絡会議了承）	・「第 12 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 8 月 2 日） ・政策評価（平成 18 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19 年 8 月 30 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
20 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20 年 6 月国会報告)	・「平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20 年 6 月 10 日) ・「第 13 回政策評価に関する有識者会議」開催(20 年 6 月 11 日)
7 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間 20 年 7 月～24 年 3 月末)策定(20 年 7 月 3 日) ・「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 20 年 7 月～21 年 6 月末)策定(20 年 7 月 3 日)
8 月		・「第 14 回政策評価に関する有識者会議」開催(20 年 8 月 6 日) ・政策評価(平成 19 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(20 年 8 月 29 日)
21 年 2 月		・「第 15 回政策評価に関する有識者会議」開催(21 年 2 月 26 日)
3 月		・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 21 年 4 月～22 年 3 月末)策定(21 年 3 月 31 日)
5 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(21 年 5 月国会報告)	・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(21 年 5 月 22 日)
8 月		・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催(21 年 8 月 5 日) ・政策評価(平成 20 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(21 年 8 月 31 日)
22 年 3 月		・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催(22 年 3 月 17 日) ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 22 年 4 月～23 年 3 月末)策定(22 年 3 月 31 日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(22 年 3 月 31 日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
5 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（22 年 5 月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22 年 5 月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22 年 5 月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22 年 5 月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22 年 5 月政策評価各府省連絡会議了承）	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22 年 6 月国会報告）	・「平成 20 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22 年 6 月 4 日）
8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年 8 月 24 日） ・「第 18 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年 8 月 25 日） ・政策評価（平成 21 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22 年 8 月 31 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22 年 8 月 31 日）
23 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23 年 6 月国会報告）	・「平成 21 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23 年 6 月 17 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 23 年 4 月～24 年 3 月末）策定（23 年 6 月 24 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23 年 6 月 24 日）
9 月		・「第 19 回政策評価に関する有識者会議」開催（23 年 9 月 27 日） ・政策評価（平成 22 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23 年 9 月 30 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（23 年 9 月 30 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
24 年 3 月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24 年 3 月政策評価各府省連絡会議了承） ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24 年 3 月政策評価各府省連絡会議了承）	
5 月		・「第 20 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年 5 月 21 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24 年 4 月～29 年 3 月）策定（24 年 5 月 31 日） ・「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24 年 4 月～25 年 3 月）策定（24 年 5 月 31 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24 年 6 月国会報告）	・「平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24 年 6 月 8 日）
8 月		・「第 21 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年 8 月 10 日）
9 月		・政策評価（平成 23 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24 年 9 月 7 日）
25 年 4 月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承）	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25 年 6 月国会報告）	・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催（25 年 6 月 7 日） ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25 年 6 月 21 日） ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25 年 4 月～26 年 3 月末）策定（25 年 6 月 28 日）
8 月		・政策評価（平成 24 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25 年 8 月 30 日）
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）	
26 年 5 月		・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催（26 年 5 月 30 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26 年 6 月国会報告)	・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26 年 6 月 13 日)
7 月		・「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 26 年 4 月～27 年 3 月末)策定(26 年 7 月 1 日公表)
8 月		・政策評価(平成 25 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(26 年 8 月 29 日)
27 年 3 月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27 年 3 月閣議決定)	
4 月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(27 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承)	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(27 年 6 月国会報告)	・「平成 25 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(27 年 6 月 12 日) ・「第 24 回政策評価に関する有識者会議」開催(27 年 6 月 29 日)
8 月		・政策評価(平成 26 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(27 年 8 月 31 日公表) ・「平成 27 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 27 年 4 月～28 年 3 月末)策定(27 年 8 月 31 日公表)
28 年 5 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(28 年 5 月国会報告)	・「平成 26 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(28 年 5 月 20 日)
6 月		・「第 25 回政策評価に関する有識者会議」開催(28 年 6 月 8 日)
8 月		・「平成 28 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 28 年 4 月～29 年 3 月末)策定(28 年 8 月 12 日公表) ・政策評価(平成 27 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(28 年 8 月 31 日公表)

	政府全体の動き	金融庁の動き
29 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(29 年 6 月国会報告)	・「平成 27 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(29 年 6 月 23 日) ・「第 26 回政策評価に関する有識者会議」開催(29 年 6 月 26 日)
7 月	・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(29 年 7 月政策評価各府省連絡会議了承)	
8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間: 29 年 4 月～33 年 3 月末)策定(29 年 8 月 1 日公表) ・政策評価(平成 28 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(29 年 8 月 31 日公表)
12 月		・「平成 29 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 29 年 4 月～30 年 3 月末)策定(29 年 12 月 15 日公表)
30 年 1 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催(30 年 1 月 31 日)
5 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催(30 年 5 月 21 日)
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(30 年 6 月国会報告)	・「平成 28 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(30 年 6 月 13 日) ・「政策評価に関する有識者会議」開催(30 年 6 月 22 日)
7 月		・政策評価(平成 29 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(30 年 7 月 17 日公表)
9 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催(30 年 9 月 13 日)
12 月		・「平成 30 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 30 年 4 月～31 年 3 月末)策定(30 年 12 月 3 日公表)

	政府全体の動き	金融庁の動き
31 年 2 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催 (31 年 2 月 15 日)
元年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(元年 6 月国会報告)	・「平成 29 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(元年 6 月 10 日) ・「政策評価に関する有識者会議」開催 (元年 6 月 13 日)
8 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催 (元年 8 月 1 日) ・政策評価(平成 30 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(元年 8 月 30 日公表)
12 月		・「令和元年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間:平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月末)策定(令和元年 12 月 24 日公表)
2 年 2 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催 (2 年 2 月 28 日)
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(2 年 6 月国会報告)	・「平成 30 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(2 年 6 月 3 日) ・「政策評価に関する有識者会議」開催 (2 年 6 月 23 日)
9 月		・政策評価(令和元年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(2 年 9 月 17 日公表)
11 月		・「令和 2 年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間:令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月末)策定(令和 2 年 11 月 27 日公表)
3 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(3 年 6 月国会報告)	・「令和元年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(3 年 6 月 7 日)
7 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催 (3 年 7 月 1 日)

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

令和3年4月1日現在

内田 貴和 三井物産株式会社代表取締役副社長執行役員 CFO

江川 雅子 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授

岡崎 哲二 東京大学大学院経済学研究科教授

中曽 宏 株式会社大和総研理事長

星 岳雄 東京大学大学院経済学研究科長

本田 桂子 コロンビア大学国際関係公共政策大学院客員教授

〔 計 6名 〕

(敬称略・五十音順)

金融庁における令和2年度実績評価（概要）

基本政策／施策	主な取組み（実施計画より）	主な実績	今後の課題
Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能			
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	✓ 我が国金融システムの健全性を持続的に確保するため、実体経済と金融システムの相互関連性や金融システム内のストレスの波及について、新型コロナウイルスの影響も含め調査・分析を行った上で、業界横断的な視点から金融モニタリングを実施。 ✓ こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、深度ある対話を実施。 ✓ 金融行政の実効性・適時性を確保するため、データの収集、管理、活用の枠組み・ルール（データガバナンス）の整備に取り組むとともに、データ分析力を向上させ、データ活用を推進。	✓ 経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、新型コロナウイルス感染症の影響を含む内外環境変化等を適時に把握し、金融機関のモニタリングに業態横断的に活用するとともに、金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を実施。 ✓ 健全性維持の観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話を実施したほか、リスク管理態勢の把握・検証を行い、リスク管理態勢の高度化を促進。 ✓ LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の公表停止に備え、各金融機関の取組状況のモニタリング、LIBOR 利用状況調査、各種講演や説明会での情報発信等を実施。 ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の状況を的確に把握するため、金融機関からの徴求データ・金融経済情勢に関するマクロデータ及び企業の個社データを用いて分析するなど、データ活用の高度化を推進するとともに、分析手法の多様化等の中長期的視点に立ったデータ戦略への取組を実施。	金融システムの安定性の維持に向けて、我が国金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進める。特に、データ分析の態勢整備を進めることで、金融セクターにおける実態把握に取り組む。 あわせて個別の金融機関の健全性を確保・維持するため、業態横断的な対応に加え、引き続き業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。	✓ 国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、関係者と十分な対話を行った上で、国内実施に関する規制方針案等の公表を実施。	国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備など、引き続き金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 新型コロナウイルスが内外経済に甚大な影響をもたらす中、金融機関が、継続的に事業者の業況等をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。 ✓ 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。 ✓ 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲規制等を見直す。 ✓ 金融機関に事業者の事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性について実務家や有識者との研究会や、現在の経済環境、海外の実務も踏まえつつ、検討する。	✓ 金融機関による事業者の資金繰り支援等に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた累次の要請を実施。また、特別ヒアリング等を通じて、感染症拡大の影響を受けた事業者への経営改善・事業再生・事業転換支援について積極的な対応を促進。 ✓ REVIC・中小企業基盤整備機構等によるファンドや、公庫・商工中金等による資本金劣後ローン、中小企業再生支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援のメニューについて、わかりやすくマッピングした上で、金融機関等に周知し活用を促進。 ✓ 「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。 ✓ 金融機関に事業者の事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性について検討するため、新たに「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置（令和2年11月）し、有識者よりいただいた意見等を踏まえた検討の結果を論点整理として取りまとめ、公表（2年12月）。 ✓ 地域課題解決支援室・チームにおいて、人的ネットワーク支援のための「ちいきん会」への参加、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進め、同チームのノ	新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、金融機関による事業者への資金繰り支援の徹底や経営改善・事業再生・事業転換支援等の促進など、必要な措置を実施していく。 また、新型コロナウイルス感染症等による影響も踏まえ、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは抜本的な経営改善の策定・実行を促すため、個別の対話を継続して実施していく。 担保法制の見直し等については、法務省・法制審議会・担保法制部会への問題提起などを通じて、引き続き議論に貢献していく。 「ダイアログ」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートや、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組の支援を実施していく。

		ウハウや把握事例等を展開。その他、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援。	
Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上			
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 顧客本位の業務運営の更なる進展に向けて、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」を導入し、デジタル化の進展や新型コロナウイルスの影響も踏まえたモニタリングを行う。 ✓ 金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施する。	✓ 金融審議会市場ワーキング・グループの議論を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び監督指針を改訂・改正し、「重要情報シート」の活用促進により顧客が金融機関や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため業界等との対話を実施したほか、金融機関の顧客本位の業務運営への取組状況等を公表。このほか、金融機関における顧客本位の業務運営の経営戦略上の位置づけ等についてモニタリングを実施。 ✓ 金融庁職員による金融経済教育の出張授業を継続的に実施したほか、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、デジタルコンテンツの提供をはじめとするICTの活用により、幅広い層に対して金融経済教育の取組を推進。また、令和3年度の税制改正要望にて、NISA制度の電子手続を簡素化したほか、NISA特設ウェブサイトのコンテンツの充実やSNSを通じた情報発信により、つみたてNISAの広報等を実施(令和2年12月末時点:約300万口座)。	顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」等の改訂も踏まえ、金融機関の取組みの「見える化」やモニタリング等の実施・充実を図るなど、利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供の実現に取組んでいく。 また、ICTを活用したデジタルコンテンツ等の提供により学校や企業における金融経済教育を支援するための取組を更に進めるほか、2024年の新しいNISAの導入に向け、十分な周知・広報をすすめるとともに、つみたてNISAの更なる普及に努める。
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 振り込め詐欺、インターネットを利用した不正送金等について、資金移動業者を通じた金融機関からの不正出金にみられるような新たな手口の実態を踏まえた対策の実施等を金融事業者に促すとともに、警察庁とも連携して、これら事業者に対し必要な施策を検討・実施するほか、新型コロナウイルスの影響等もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS 個人間融資、ファクタリング等)について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組を更に推進する。	✓ 資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、不正防止策の実施や被害補償について要請を行うとともに、銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施。また、預金取扱金融機関に対して、銀行口座と連携する決済サービスに係るセキュリティの状況等の実態把握のため、全国銀行協会と連携して調査を実施し、調査結果を公表。さらに、事務ガイドライン及び主要行等向けの総合的な監督指針等を改正。 ✓ 新型コロナウイルス感染症等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS 個人間融資、ファクタリング等)について、多重債務防止等の観点から政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起を実施。 ✓ 通信アプリを運営するLINE社が、個人情報の管理について利用者への説明が不十分であった旨の公表を行ったことを踏まえ、金融子会社であるLINE Pay社等についても、その実態を適切に把握すべく、資金決済法等に基づき金融業務に関する情報の管理状況について報告を求めた。	金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく。
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	✓ 足元で金融資本市場の不安定な動きも見られる中、デジタルライゼーションの進展を踏まえ、網羅的で(広く)・機動的で(早く)・深度ある(深い)市場監視を実施する。 ✓ 市場監視業務におけるデジタルライゼーションの推進や適切な市場監視を行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成を実施する。	✓ 金融市場の動向等を踏まえ、フォワードルッキングな市場監視や機動的な市場監視を実施し、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告や行政処分勧告のほか、重大で悪質な事案について刑事告発を行うなど、厳正に対処。また、無登録業者による投資者被害の拡大防止のため、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用。 ✓ 取引監視システムの機能強化等、市場監視業務におけるデジタルライゼーションの活用を推進するとともに、検査・調査等に資するIT人材育成を目的とした研修や海外当局主催の研修への職員参加を実施。	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化やデジタルライゼーションの進展等により市場が大きく変化する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図るため、市場監視機能の強化を引き続き進めていく。
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	✓ 令和2年3月期から開示の充実が求められている経営方針やリスク情報等の記述情報について、開示の好事例の収集・公表を行う。	✓ 記述情報の開示の充実を図るため、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表(令和2年11月公表、3年3月最終更新)。 ✓ 企業会計審議会総会・会計部会において、IFRSへの移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況の審議を実施。また、令和3年3月期から全面適用される「監査上の主要な検討事項」について、日本公認会計士協会との意見交換	金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め、幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討する。

	✓ IFRS への移行促進に向けて適用企業の負担軽減を図るほか、会計監査に関する情報提供の充実に向け新たに導入された施策について調査・分析等を実施する。	会において早期適用事例を紹介したほか、有価証券報告書における企業側の情報開示を促すなど関係者の理解を深めるための対応を実施。	引き続き、IFRS への移行促進、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を進める。
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	✓ 海外金融機関・専門人材の受入れを促進するため、金融行政プロセスの英語化や登録手続きの迅速化を進める。 ✓ 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。 ✓ 成長資金の円滑な供給を図る観点から、取引所における市場構造改革の推進や取引所外の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の機能・魅力の向上策を検討する。	✓ 地政学的なリスクなどが高まる中で国際的なリスク分散に貢献するとともに、金融資産の運用能力向上と成長資金の供給強化を図るため、世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて、税、在留許可、英語対応をはじめとする課題に取り組んだ。 ✓ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、サステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)に関する開示の充実等を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの改訂案を提示。 ✓ 東京証券取引所は、市場構造改革に関し、新市場区分への改編や上場基準の見直し、TOPIX の見直し等を含む上場規則の改正案を公表(令和 2 年 12 月)。 ✓ 我が国資本市場の機能・魅力の向上を図るために、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備及び外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制(情報授受規制)の緩和に関する報告書を公表。	引き続き海外事業者や高度外国人材のための環境を整備するとともに、我が国金融資本市場の魅力向上に向けた施策に取り組んでいく。 また、コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、コーポレートガバナンス・コードの再改訂を公表した後、フォローアップを行っていく。 このほか、令和 4 年 4 月の新市場区分への円滑な移行を実現するため、東京証券取引所の取組を後押しするとともに、我が国資本市場の一層の機能発揮に向けて、投資家保護に配慮しつつ、取引所内外における資金の流れの多様化を促す施策などの検討を進めていく。
(横断的施策)			
1 IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	✓ デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。 ✓ 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや決済インフラの高度化・効率化を推進する。	✓ FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応。 ✓ 金融サービス仲介業の創設・新規参入に向けて、金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表。 ✓ 「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進。 ✓ 新型コロナウイルス感染症に伴うテレワーク環境が進展していることを踏まえ、実際のテレワーク環境下でサイバー演習を実施。 ✓ 金融機関において発生したシステム障害等に対し、障害の復旧状況や真因についてヒアリング等を行い、再発防止を要請。	イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタル化の進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていく。
2 業務継続体制の確立と災害への対応	✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応を行う。	✓ 金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施。 ✓ 令和 2 年 7 月豪雨への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルを設置したほか、金融機関に対してきめ細かな対応を要請。	金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し必要に応じで見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。
3 その他の横断的施策	✓ 国際的に協調した対応(コロナ対応における金融規制監督上の国際協調、危機対応に係る海外当局との連携強化、マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な議論・連携)を進めるとともに、国際的な当局間のネットワーク・協力を強化する。 ✓ 海外当局等における優れた取組を採り入れるとともに、我が国の工夫を国際的に共有し世界の実務の向上に貢献する。	✓ コロナ危機の当初より、金融安定理事会(FSB)での各国の協調を目的とした議論に参加し、FSB5 原則の策定に貢献するとともに、海外危機対応関係当局との関係を強化するなど、国際的に協調した対応を推進。 ✓ 当局間協力に関し、バーチャルなコミュニケーションを用い、二国間会議における意見交換、日中金融協力、新興国に対する技術協力を更に推進。 ✓ 2050 年カーボンニュートラルをはじめ、持続可能な社会の実現に向けてサステナブルファイナンスを推進するため、サステナブルファイナンス有識者会議等を設置し、課題や対応案等について議論。マネロン・テロ資金供与対策について、金融機関等の実効的な体制整備の取組を一層促進するため関係ガイドライ	国際的に協調した対応は、新型コロナの影響下においても、世界の金融システムの健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながるところ、引き続き、積極的に取り組んでいく。 また、新興国の金融技術支援等に取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながるところ、引き続き、積極的に取り組んでいく。 さらに、世界共通の課題への対応として、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進める

	✓ 世界共通の課題への対応(サステナブルファイナンス、マネロン・テロ資金供与対策の強化)について、我が国として必要な取組を実施し、国際的な議論へ参画・貢献する。 ✓ 金融機関等から受け付ける申請・届出等の行政手続きの電子化等を進める。	ンを改正するとともに、AIを活用したシステム構築・金融機関の共同利用に係る実証事業を実施。 ✓ 行政手続きの電子化に向けて、システムの整備及び制度面での対応を実施。	ほか、検査・監督体制の強化等を通じ、我が国における金融業界全体のマネロン・テロ資金供与対策の高度化に向けて取組んでいく。
(金融庁の行政運営・組織の改革)			
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	✓ 各種有識者会議の活用や金融行政に対する外部評価及び自己評価の実施等による金融庁のガバナンスの改善、金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への活用に向けた環境整備を実施するほか、財務局の金融行政担当部局との一体化を推進する。 ✓ 庁内横断的な重点施策の政策立案・総合調整機能の充実を行う。	✓ 「サステナブルファイナンス有識者会議」等の各種有識者会議を開催したほか、行政データを学術的に活用するため、より高度な分析・研究が可能なインフラ整備を推進するなど、有識者からの提言や学術的成果等を金融行政への確に反映するための取組を実施。このほか、金融行政に係る広報について、新型コロナウイルス感染症関連の情報発信や Twitter を活用した情報発信を強化するとともに、財務局の金融行政担当部局との一体化推進のため、財務局とのコミュニケーション頻度の更なる充実等を実施。 ✓ 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化し、国際金融機能の確立やサステナブルファイナンスの推進などの重要施策を実施。	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく。
2 検査・監督の見直し	✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。	✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践するため、IT ガバナンス、コンプライアンス・リスク管理等の個別分野ごとの「考え方と進め方」や重要な課題・着眼点等を整理・公表。 ✓ モニタリングの質の向上のため、第三者による「外部評価」や金融庁幹部による金融機関からの意見聴取等を実施。 ✓ 令和 2 年 11 月に「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」を設置し、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から日本銀行が行う金融モニタリングとの間で連携を強化するための枠組み構築に向けた検討を実施。	金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行う。また、的確な実態把握を行うための実践的なモニタリング手法の開発や金融機関に対するモニタリング結果の還元強化などに継続して取り組み、PDCA サイクルを実践・定着させていく。 さらに、タスクフォースの検討結果を取りまとめ、日本銀行との適切な分担のもと、金融業界の意見を聞きながら質の高いモニタリングを実施していく。
3 金融行政を担う人材育成等	✓ 課室での「グループ化」によるコミュニケーションの活性化、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大など、職員による主体的な取組を支える環境整備を進める。 ✓ これまで以上にマネジメントを意識した組織運営を行うため、幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、その状況を事後的に検証(職員満足度調査や 360 度評価)する取組や、「グループ長」のマネジメントの意識を高める取組を実施する。	✓ 各課室の中で 5～10 名程度のグループを編成し、職員間のコミュニケーションの活性化を図るほか、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会を拡大するなど、職員による主体的な取組を支える環境整備を推進。 ✓ 幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、職場の状況について職員満足度調査や 360 度評価の結果をフィードバックすることで改善につなげていく取組を実施。 ✓ 職員満足度調査における全体的な満足度のスコアは、全庁で前年に比べ 0.26 ポイント上昇し、3.99/5.00 となった。	組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。

Ⅱ 各施策の評価結果

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(施策 I-1)

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。 また、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、新型コロナウイルスの世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタイゼーションの進展など、金融業界を巡る環境は大きく変化していることを踏まえ、金融機関は持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・検査・監督基本方針(平成 30 年 6 月 29 日) ・令和 2 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 2 年 8 月 4 日） ・「日本再興戦略」改訂 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（平成 25 年 9 月 6 日） ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） ・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（以下「金融行政方針」）（令和 2 年 8 月 31 日）

測定指標		
指標① 「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組		【達成】
2 年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析	
2 年度実績	・経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を適時に把握し、こうした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を行いました。	
指標② 「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況		【達成】
2 年度目標	「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施	

	2 年度実績	・利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(令和元事務年度)～（以下「実践と方針」）及び「金融行政方針」に基づき、金融システムの安定性確保に向けたモニタリングを実施しました。また、令和元事務年度（令和元年7月～令和2年6月）に実施した結果を「金融行政方針」において公表しました。	
指標③ 金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組			【達成】
	2 年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証	
	2 年度実績	・金融機関に対する適時のヒアリング等を通じ、リスク管理態勢の把握・検証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等において当該リスク管理態勢の高度化を促進しました。	
指標④ 各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）			【達成】
	基準値	実績	目標値
	元年度	2 年度	2 年度
	元年度 各業態の 比率 (別紙参照)	2 年度 各業態の 比率 (別紙参照)	前年度水準を維持
指標⑤ 自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施			【達成】
	2 年度目標	告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認	
	2 年度実績	・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法について、リスク管理と先進的手法の運営態勢に係る深度ある対話及び審査を実施し、2 先に対する承認を行いました。また、既承認金融機関における先進的なリスク計測手法の運用状況等についての確認を実施しました。	
指標⑥ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督			【達成】
	2 年度目標	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施	
	2 年度実績	・今後の経済情勢について不確実性が高まっていることを踏まえ、個別金融機関の財務状況等についてデータ等を用いて分析・把握し、深度ある対話を実施したほか、グローバルな低金利環境の継続や社会全体のデジタルシフトの加速など、新たな環境のもとで、家計・企業・地域社会・国際社会の課題を解決し、付加価値を創造するビジネスモデルをどう構築していくのかについて対話を行いました。	
指標⑦ 国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組			【達成】

	2 年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施
	2 年度実績	・地域金融機関に対して、検査マニュアル廃止後の融資や引当等に関する金融機関の取組について、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」に基づいて、工夫事例等に関する対話を行いました。 ・金融市場の変動等が各行に与える影響等も踏まえつつ、有価証券運用態勢等について課題が見られる金融機関については、早め早めにリスク管理態勢の向上等に向けた対話を行いました。加えて、関係団体と連携した地域銀行との研修や意見交換の機会を通じて、有価証券運用態勢の現状を踏まえた外部機関の更なる知見の活用必要性に関する対話を行い、有価証券運用態勢の高度化を促しました。
指標⑧ 大手証券会社グループに対する適切な監督		【達成】
	2 年度目標	ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施
	2 年度実績	・グローバルな業務展開を支えるガバナンス・経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況について、海外当局とも連携しつつ、モニタリングを行いました。 ・ビジネス環境の変化を踏まえた、持続可能なビジネスモデルの構築への対応を中心として、営業現場との深度ある対話を行いました。
指標⑨ 国際的に活動する保険グループに対する適切な監督		【達成】
	2 年度目標	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施
	2 年度実績	・IAIS（保険監督者国際機構）において採択された国際的なガイドラインも踏まえ、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化を促しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（達成）
	【判断根拠】 金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。 また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワード・ルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。また、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。 【効率性】 金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。また、モニタリング担当部局が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。 【有効性】 金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組（測定指標①）により、集積した情報及び分析結果について、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。こうした情報、分析を利用した、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の確保（測定指標④）に資することができたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めていく必要があります。 また、金融機関の健全性を確保・維持するため、新型コロナウイルスの影響も踏まえたうえで、引き続き金融行政方針に基づき、業態横断的な対応に加え、 【大手銀行グループ等】 グローバルな低金利環境の継続や社会全体のデジタルシフトの加速など、新たな環境の下で、家計・企業・地域社会・国際社会の課題を解決し、付加価値を創造するビジネスモデルの構築 海外業務やグループ連携の強化・拡大に加え、経営インフラの刷新・非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応 【地域金融機関】 金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応 【証券会社】

	真に顧客の利益になる金融商品・サービスの提供や、コンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮 【保険会社】 適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築 【日本郵政】 市場運用における安定的な収益確保と市場変動に耐性のあるポートフォリオの構築に向けた取組に加え、日本郵政によるグループガバナンスの発揮 など、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに起因する課題に応じた金融モニタリングなどを行っていく必要があります。 金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワード・ルッキングに調査・分析を行い、金融システムの安定性の維持に向けた取組を引き続き進めてまいります。 また、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視する必要があります。 ①金融機関の健全性の維持を図るため、経済・金融情勢を勘案した効果的・効率的なモニタリングを行っていきます。 【測定指標】 ②金融システムの安定性の維持を図るため、引き続き、金融行政方針に基づく金融モニタリングを実施していきます。 ③金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の更なる高度化を促進していきます。 ④引き続き、金融機関の自己資本の充実のため、取り組んでまいります。 ⑤リスク計測手法の承認を希望する金融機関に係る審査及び既承認金融機関に係るリスク管理の運用状況の把握を実施していきます。 ⑥監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。 ⑦国内で活動する金融機関について、引き続き金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を行っていきます。 ⑧大手証券会社グループについて、引き続き、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢等の把握・検証を行っていきます。 ⑨大規模な保険会社及び保険会社グループについて、監督カレッジの開催などを含め、引き続き、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢等の適時・的確な把握に努めます。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① マクロブルーデンスの取組	・我が国金融システムの健全性を持続的に確保するため、実体経済と金融シス

	テムの相互関連性や金融システム内のストレスの波及について、新型コロナウイルスの影響も含め、調査・分析を行うとともに、マクロ健全性維持の観点からの規制について、適切な運用や検討を実施しました。
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	・ 個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をオン・オフ一体のモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促しました。 ・ 特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の点について、重点的にモニタリングを行いました； ①長期にわたる低金利環境下において、金融機関が過剰なリスクテイクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか ②低金利環境やマクロ環境が変化する中において、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか ・ グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催しました。 ・ 金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組みしました。 ・ 引き続き、自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングを適切に行いました。 ・ 先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組みしました。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組みしました。 ・ 金融モニタリングにおけるデータについては、引き続き、モニタリング内容の変更に応じた見直し・整備を行ったほか、金融機関の負担軽減の観点から、業界要望等を踏まえて、金融庁と日本銀行等との間において内容が類似している徴求データの統一化を進めました。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の状況を的確に把握するため、金融機関からの徴求データ・金融経済情勢に関するマクロデータ及び企業の個社データを用いて分析するなど、データ活用の高度化を推進するとともに、分析手法の多様化等の中長期的視点に立ったデータ戦略に取り組みしました。 ・ 金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定、評価するため、ITを用いて、当局に寄せられた苦情・相談を分析したほか、内外の規制・経済情勢に関する幅広い情報の収集、分析に取り組みました。 ・ LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）は、米ドルLIBORの一部を除き、2021年末以降に恒久的に公表停止されることが正式に発表され、主要な金融機関の経営トップに対して発出した「Dear CEO レター」の記載内容や、各金融機関が策定した移行計画に基づき、丁寧な顧客対応も含めた取組の進捗状況に

ついてモニタリングを実施しました。また、日本銀行と合同で令和2年12月末時点のLIBOR利用状況調査を実施しました。さらに、金融機関及び事業法人等の対応を更に加速させるため、各種講演や説明会の開催等、引き続き情報発信に努め、官民一体となってLIBORからの移行に向けた取組を進めました。

- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施しました。

【大手銀行グループ等】

- ・今後の経済情勢について不確実性が高まっていることを踏まえ、個別金融機関の財務状況等について、データ等を用いて分析・把握し、深度ある対話を行いました。その際、与信費用を巡るリスク、海外クレジット投資のリスク、米ドルなど外貨資金調達に係る流動性リスクなどの実態の的確な把握に努めました。これらの実態把握に基づき、金融仲介機能を十分に発揮する前提となる財務基盤が十分に確保できるよう、配当や自社株買いの方針も含めて、深度ある対話を行いました。
- ・特定のシナリオについてのセンシティビティ分析及び金融庁・日本銀行共同のストレステストの実施及びこれらに基づく金融機関との対話を通じて、経済環境の変化の金融システムへの影響や波及経路についての更なる把握を進めました。加えて、金融機関自身によるストレステストも活用したリスク・健全性の把握や資本政策についての対話を行いました。
- ・グローバルな低金利環境の継続や社会全体のデジタルシフトの加速など、新たな環境の下で、家計・企業・地域社会・国際社会の課題を解決し、付加価値を創造するビジネスモデルをどう構築していくのか、対話を進めました。
- ・政策保有株式についても、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る対話を行いました。
- ・大手銀行グループ以外の主要行等・新形態銀行についても、上記問題認識を踏まえた上、それぞれのビジネスモデルに応じ、対話を行いました。

【地域金融機関】

- ・検査マニュアル廃止後の融資や引当等に関する金融機関の取組について、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」に基づいて、工夫事例等に関する対話を行いました。

【証券会社】

- ・大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、証券会社としての金融仲介機能を発揮し、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客の利益になるサービス・商品の提供や、顧客の利益を尊重した業務運営態勢の構築、形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮といった課題への対応について深度ある対話を行いました。

【保険会社】

- ・適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組むべき課題等について深度ある対話を中心にモニタリングを行いました。

- ・特に、自然災害の多発・激甚化への対応について、被災者の経済的復旧のために損害査定や保険金支払いを適正かつ迅速に行う工夫等の運営上の論点も含め、大規模自然災害に対する備えとして保険がどのように機能すべきか対話・検討を進めました。

- ・海外子会社管理を含めたグループガバナンスに関しては、IAIS（保険監督者国際機構）において採択された国際的なガイドラインも踏まえ、グループ監督のための監督指針等の改正を行うとともに「IAIG s 等向けモニタリングレポート」を公表し、その中で我が国における IAIG s（国際的に活動する保険グループ）として取り扱う保険グループを公表しました。また、監督指針の改正を踏まえ、流動性リスク管理等のシステミックリスクに関連性が高い要素に対する保険グループリスク管理のモニタリングを行いました。
- ・また、保険会社における適切な内部管理に資するよう、現行の財務上の指標や規制についても不断に見直しに係る検討を行いました。

【日本郵政】

- ・日本郵政グループについて、市場運用における安定的な収益確保と市場変動に耐性のあるポートフォリオの構築に向けた取組に加えて、日本郵政によるグループガバナンスの発揮状況について対話を行いました。

【その他の業態】

- ・電子決済等代行業者の適切な登録審査や、業容拡大に伴う業務運営状況について、電子決済等代行業者の業務特性等を踏まえモニタリングを行い、利用者保護やシステムの安定性を確保しました。
- ・助言・代理業者におけるウェブサイト上の広告表示やメールマガジン等による勧誘行為について、当局に寄せられる相談や関係機関からの情報等を参考として、情報分析・検証を進め、事実と異なる表示等を行っている業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行う等、厳正な対応を行いました。
- ・店頭 FX 業者について、取引データの保存・報告制度（令和3年4月開始）を適切に実施するための態勢の整備状況についてモニタリングを行いました。
- ・投資運用業者における忠実義務・善管注意義務を履行するための業務運営態勢について、引き続きモニタリングを行いました。新型コロナウイルス感染症の影響がある中、リート等を運用する投資運用業者が、テナントの状況を十分に勘案し、長期的な視点に立った柔軟な対応を行っているかについてモニタリングを実施しました。
- ・第二種金融商品取引業者における取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行いました。また、貸付事業を投資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う二種業者については、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について実態把握を継続しました。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者について、問題のある業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行いました。
- ・信用格付業者の業務の適切性確保のため、海外当局との連携も図りながら、

	モニタリングを継続しました。 ・電子記録移転権利等を取り扱う業者について（令和３年３月登録（１社））、電子記録移転権利等の健全な発展及び投資者保護の観点から、適切に当該業者へのモニタリングを実施しました。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算	278	274	263	396
		補正予算	▲2	—	279	—
		繰越等	—	—		
		合 計	276	274		
	執行額（百万円）		233	205		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和３年６月１５日～７月８日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 総務課国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、コンダクト企画室、情報・分析室、データ分析統括室 監督局 総務課、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、協同組織金融室、保険課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
-------	--

政策評価実施時期	令和３年７月
----------	--------

指標④[主要] 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉

【資料１－１】総自己資本比率等^{※１}（国際統一基準行）

		R 2 / 3 期	R 3 / 3 期
主要行等	総自己資本比率	17.0%	16.9%
	T i e r 1 比率	14.6%	14.7%
	普通株式等 T i e r 1 比率	12.7%	13.0%
地域銀行	総自己資本比率	13.2%	14.0%
	T i e r 1 比率	12.7%	13.4%
	普通株式等 T i e r 1 比率	12.7%	13.4%

（出所）金融庁総合政策局データ分析統括室、監督局銀行第二課地域金融企画室調

【資料１－２】自己資本比率^{※１}（国内基準行）

	R 2 / 3 期	R 3 / 3 期
主要行等	11.0%	11.4%
地域銀行	9.5%	9.7%
信用金庫	12.1%	12.4%
信用組合	11.0%	11.1%

（出所）金融庁総合政策局データ分析統括室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

【資料１－３】自己資本規制比率（証券会社^{※２}）

	R 2 / 3 期	R 3 / 3 期
証券会社	338.8%	350.4%

（出所）金融庁監督局証券課調

【資料１－４】単体ソルベンシー・マージン比率^{※３}（生命保険会社、損害保険会社）

	R 2 / 3 期	R 3 / 3 期
生命保険会社	999.4%	1009.7%
損害保険会社	742.4%	766.0%

（出所）金融庁監督局保険課調

※１ 国際統一基準行は 25 年 3 月期よりバーゼル 3 の適用を開始（段階実施ベース）

国際統一基準行：主要行等は 4 グループ、地域銀行は 11 行

国内基準行：主要行等は 3 グループ、地域銀行は R 2 / 3 期が 92 行、R 3 / 3 期が 90 行

※２ 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

※３ 24 年 3 月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

【資料 2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	R 2 / 3 期	R 3 / 3 期
主要行等	0. 5%	0. 7%
地域銀行	1. 7%	1. 7%
信用金庫	3. 5%	3. 5%
信用組合	3. 2%	3. 0%

（出所）金融庁総合政策局データ分析統括室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(施策 I - 2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実
目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等

測定指標		
指標① [主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備		【達成】
2 年度目標	関連告示等の整備、IAIS（保険監督者国際機構）から公表された ICSVer2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討	
2 年度実績	- 平成 29 年 12 月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、令和 2 年 12 月に、国内実施に関する規制方針案を公表しました。また、3 年 3 月に、オペレーショナル・リスクに係る告示改正案のパブリックコメントの募集を開始しました。 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」での議論に基づく報告書や、IAIS（保険監督者国際機構）から公表された ICSVer2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の内容を踏まえつつ、国内フィールドテストの実施や幅広い関係者との対話、検討過程の情報開示等、国内規制の整備に向けた検討や準備を進めました。	
指標② [主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避		【達成】
2 年度目標	金融システムの混乱の回避	
2 年度実績	期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。	
指標③ 名寄せデータの精度		【達成】
2 年度目標	預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証	

	2 年度実績	・ 預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。
参考指標		
指標① 各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞		
	2 年度実績	(施策 I - 1 を参照)

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 国際的な自己資本比率規制の見直しを踏まえ、関係者と十分な対話を行った上で、国内実施に関する規制方針案を公表するとともに、オペレーショナル・リスクに係る告示改正案のパブリックコメントの募集を開始した（測定指標①）ほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図る（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。 しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、国際合意を踏まえたバーゼルⅢの最終化に伴う関連告示等の整備、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。
	【必要性】 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標①）等は、金融システムの安定に資するものと考えています。 【効率性】 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができましたものと考えています。 【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標①）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
施策の分析	
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討等に取り組んでいく必要があります。
	【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。
	【測定指標】 ① FSB 及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制

	の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。 また、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法については、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」での議論に基づく報告書や、IAIS から公表された ICSVer2.0 の内容を踏まえ、引き続き国内規制の整備に向けた検討や準備を進めていきます。 ② 引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。 ③ 預金保険機構と連携しつつ、名寄せデータの精度の維持・更なる向上に取り組みます。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等	・29 年 12 月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、2 年 12 月に、国内実施に関する規制方針案を公表しました。また、3 年 3 月に、オペレーショナル・リスクに係る告示改正案のパブリックコメントの募集を開始しました。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」での議論に基づく報告書や、IAIS（保険監督者国際機構）から公表された ICSVer2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の内容を踏まえつつ、国内フィールドテストの実施や幅広い関係者との対話、検討過程の情報開示等、国内規制の整備に向けた検討や準備を着実に進めました。 ・令和元年度下期から始まった同時決済導入の本格フェーズにおいては、比較的規模の小さな投資運用業者も対象となっており、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努め、我が国の信託勘定における同時決済を促しました。
② 円滑な破綻処理のための態勢整備	・関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協議を行いました。 ・2 年度の預金保険法第 137 条第 6 項に基づく検査実施件数は、新型コロナウイルス感染症の影響から 1 件にとどまったものの、元年度に実施した検査結果に基づき、名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。

(預金保険法第 137 条第 6 項に基づく検査実施件数)																	
年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合 計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
28	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	3	0	20	8	3	0	31
29	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	5	1	14	13	5	1	33
30	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	15	0	7	14	15	0	36
元	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13	10	0	8	13	10	0	31
2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1

(出所) 総合政策局調

(注 1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注 2) 実施件数は検査着手ベース。

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算	10	8	8	8
		補正予算	—	—	—	—
		繰 越 等	—	—		
		合 計	10	8		
	執行額（百万円）		—	—		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和 3 年 6 月 15 日～7 月 8 日)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	監督局 総務課監督調査室 、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課 総合政策局 リスク分析総括課、健全性基準室
-------	---

政策評価実施時期	令和 3 年 7 月
----------	------------

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(施策 I-3)

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	・新型コロナウイルスが内外経済に甚大な影響をもたらす中、金融機関において、継続的に事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、資金繰り支援を適切に行っていく必要がある。 ・新型コロナの影響下での状況等も見極めながら、資金繰り支援から、資本金性資金等も活用した事業者の経営改善・事業再生支援等に軸足を移し、コロナ後の新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組む必要がある。 ・新型コロナウイルス等の影響により社会経済のあり方が変わるとともに、構造的に少子高齢化の進展や人口の減少などが進む中、金融機関は、企業や個人によるこうした変革への対応を主体的に支援し、自らのビジネスの見直しを進めることが必要である。 ・人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、新型コロナウイルスの世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタル化の進展など、金融業界を巡る環境は大きく変化している。金融機関は、こうした変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。 【根拠】 ・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(令和 2 年 8 月 31 日) ・金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI) (令和元年 9 月 9 日公表) ・経済財政運営と改革の基本方針 2020 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) ・新しい経済政策パッケージ (平成 29 年 12 月 8 日閣議決定) ・未来への投資を実現する経済対策 (平成 28 年 8 月 2 日閣議決定) ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策 (平成 26 年 12 月 27 日閣

		議決定) ・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） ・成長戦略2019（令和元年6月21日閣議決定） ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） ・未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定） ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） ・日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（平成26年6月12日） ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日） ・株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（平成30年5月16日成立、5月23日公布・施行） ・第197回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（平成31年3月7日） ・第197回国会 衆議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（平成31年2月15日）
--	--	--

測定指標		
指標①	〔主要〕ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進	【達成】
2 年度目標	金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進	
2 年度実績	・ 新型コロナの影響下での状況等も注視しつつ、地域金融機関の経営状況やガバナンスについて、深度あるモニタリングを行いました。 ・ 新型コロナウイルス等による、事業者の経営状況の変化や、内外の金融市場の変動等について、リアルタイムで注視しました。その上で、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルを構築するための実行性のある対策を促しました。 ・ また、地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話を実施しました。	
指標②	新型コロナウイルスの影響を受けて改正した、金融機能強化法の活用申請を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	【達成】
2 年度目標	金融機能強化法の活用申請を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表	

	2 年度実績	- 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（2 年 9 月、3 年 3 月）。 - 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した 4 金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（2 年 9 月）。			
指標③	経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証ガイドライン」という。）及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（以下「特則」という。）の融資慣行としての浸透・定着				【達成】
	2 年度目標	経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報並びに金融機関との対話による経営者保証ガイドライン及び特則の積極的な活用を促進			
	2 年度実績	- 年末に行っている金融業界団体との意見交換会に合わせて、金融関係団体等に対して、事業者への積極的な経営者保証ガイドライン及び特則の周知を行うことを要請しました（2 年 11 月）。また、「「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について（麻生金融担当大臣談話）」を公表し、金融機関に対して、経営者保証ガイドライン及び特則の積極的な周知を行うとともに、経営者保証に依存しない融資に一層取り組むことを要請しました（2 年 12 月）。 - 民間金融機関における経営者保証ガイドラインの活用実績の集計結果を公表しました（2 年 6 月、12 月）。2 年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は 26.4%（前年同期比+4.9%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は 5.1%（前年同期比-9.4%ポイント）となりました。 - 経営者保証ガイドラインの経営上の位置付けや特則の運用開始を受けた事業承継時の二重徴求等について、経営トップを含めた金融機関との対話を実施しました。			
指標④ 貸出態度判断D. I					【達成】
	基準値	実績			目標値
	2 年 3 月	3 年 3 月			3 年 3 月
	18	19			前年同期 (2 年 3 月) の 水準を維持
指標⑤ 地域経済エコシステムの推進					【達成】
	2 年度目標	地域の実態把握・地域の課題解決等を通じた地域経済エコシステムの形成・深化への貢献			
	2 年度実績	地域課題解決支援室・チームでは、人的ネットワーク支援に向けて、地方創生に関心のある官民金有志の交流会「ちいきん会」へ参加（2 年度 2 回・計 700 名参加）し、更には、官と民、中央と地方の結節点となって地域課題解決に向けて、全国各地の「ダイアログ」を伴走支援しました。また、当チームと金融機関や自治体が連携し、金融育成及び地域課題の解決に資する施策を共同企画・実施しました（新型コロナの影響下			

		における実質無利子・無担保融資制度の事業者・自治体間での信用保証認定手続きの一部電子化サポート、及びその成果の他地域への展開等)。 ・ また、こうした取組から得たノウハウや把握事例等を相談先へ提供した他、ウェブサイトへ事例掲載する等、知見を展開しました。 ・ 環境省と地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援などを連携して行う「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」を発足しました。 ・ 新型コロナの影響下において、資金繰り支援や事業者の経営改善・事業再生等に軸足を移していくため、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援しました。
指標⑥ 経済の回復と持続的な成長に資する銀行制度等のあり方の検討		【達成】
	2 年度目標	検討の推進
	2 年度実績	・ 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずる必要があることから、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。
参考指標		
指標①	金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数>	
	2 年度実績	・ 当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、86 件となっています（元年度：90 件）。
指標②	法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）	
	2 年度実績	・ 3 年 3 月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比 6.3%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比 6.0%の増加となっています。
指標③	融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報<内容>	
	2 年度実績	・ 金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする約 3 万社の企業にアンケート調査を実施し、回答のあった 9,127 社について、その分析結果を公表しました（2 年 10 月）。調査結果を見ると、「自社の経営課題につき、メインバンクとなる地域銀行が、納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業が約半数に上りました。また、このうちの 8 割の企業が、当該取引金融機関との取引継続を希望していたことから、企業の経営課題に耳を傾け、課題等について企業との間で共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関の安定的な顧客基盤の確保にも寄与することが窺われる結果とな

		りました。
--	--	-------

評価結果		
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）	
	【判断根拠】	新型コロナウイルス感染症等の影響による信用コストや保有有価証券価格の変動が各行の財務の健全性に与える影響を注視し、必要に応じて個別行に早め早めの対応を促しました。持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは、抜本的な経営改善の策定・実行を促すため、個別の対話を行いました。また、地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話を実施しました。（測定指標①）。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（2年9月、3年3月）。また、計画の実施期間が終了した4金融機関が策定した新たな経営強化計画等を承認・公表しました（2年9月）（測定指標②）。 経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報を行い、積極的な活用を促した結果、2年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は約26%（前年同期比+4.9%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は約5%（前年同期比-9.4%ポイント）となりました。（測定指標③） 地域課題解決支援室・チームにおいて、人的ネットワーク支援のための「ちいきん会」への参加、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進め、同チームのノウハウや把握事例等を展開しました。その他、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援しました。（測定指標⑤）など全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。

施策の分析	【必要 性】 人口減少や高齢化の進展、情報技術の革新等により、金融業を取巻く環境は大きく変化している。こうした中においても、地域金融機関は、持続可能なビジネスモデルを構築し、地域において、適正なアドバイスやファイナンスを提供といった、金融仲介機能を十分に発揮し、地域企業の生産性の向上を図り、地域経済の発展に貢献していくことが求められています。地域金融機関が、地域において、こうした金融仲介機能を発揮していくために、規制緩和等により、環境整備を図っていくとともに、適切なモニタリング・対話を通じて、自主的な取組を促していくことが必要であると考えています。 【効 率 性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や民間団体と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。 【有 効 性】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた環境整備・金融モニタリング等の実施により、円滑かつ柔軟な信用供与を図った結果、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、貸付条件の変更等にも柔軟に取り組んでおり、金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組は相応の成果を上げているもの（測定指標④、参考指標③）と考えています。加えて、地域金融機関の取り巻く環境整備は一定の進展があったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、金融機関による事業者への資金繰り支援の徹底や経営改善・事業再生・事業転換支援等の促進など、必要な措置を実施していく必要があります。 また、新型コロナウイルス感染症等による影響も踏まえ、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは抜本的な経営改善の策定・実行を促すため、個別の対話を継続して実施していく必要があります。 さらに、担保法制の見直し等については、法務省・法制審議会・担保法制部会への問題提起などを通じて、引き続き議論に貢献していく必要があります。 加えて、「ダイアログ」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートや、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組の支援を実施していく必要があります。 【施 策】 引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促す必要があります。

	す。 【測定指標】 ①新型コロナ等による信用コストや保有有価証券価格の変動が各行の財務の健全性に与える影響を注視するとともに、引き続き、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは抜本的な経営改善の策定・実行を促すため、個別の対話を継続していきます。 ②金融機能強化法に基づき資本参加を行っている金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。 ③経営者保証に依存しない融資等の一層の促進に向け、金融機関等の対応を促していきます。 ④中小企業金融の円滑化に向けた取組の効果を引き続き把握していきます。 ⑤地域課題解決支援室・チームによる地域の官民金の有志ネットワーク構築支援、地域課題解決に向けた「ダイアログ」を継続するとともに、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組の支援を継続していきます。 ⑥「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したため、測定指標を削除します。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備	・金融機関による事業者の資金繰り支援等に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた累次の要請を行うとともに、政府当局者と官民の金融関係団体等の代表との「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました（2年11月、3年3月）。 ・金融機関に対し、特別ヒアリング等を通じて、感染症拡大の影響を受けた事業者への経営改善・事業再生・事業転換支援について積極的な対応を行うよう促しました。なお、協同組織金融機関に対しては、特に中小・零細企業に配慮した支援を行うよう促しました。このほか、金融機関による取引先企業等への支援状況等についても、定期的な意見交換等を通じて実態把握を行いました。 ・新型コロナの影響下での状況等も注視しつつ、地域金融機関の経営状況やガバナンスについて、深度あるモニタリングを行いました。 ・新型コロナの影響下における事業者の経営状況の変化や、内外の金融市場の変動等について、リアルタイムで注視しました。その上で、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルを構築するための

実効性のある対策を促しました。その際、先の通常国会で成立した改正金融機能強化法や独禁法特例法をはじめとする各種施策の活用、システム等の業務基盤・管理部門の効率化も含めて、経営基盤の強化にどのような方策があり得るか、幅広く検討を促しました。

- ・地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話を行いました。また、リモート技術も活用した検査等を適切に組み合わせ、モニタリングを実施しました。特に、経営トップとの間では、「コア・イシュー」も活用して対話を行いました。

- ・金融市場の変動等が各行に与える影響等も踏まえつつ、有価証券運用態勢等について課題が見られる金融機関については、早め早めにリスク管理態勢の向上等に向けた対話を行いました。加えて、関係団体と連携した地域銀行との研修や意見交換の機会を通じて、有価証券運用態勢の現状を踏まえた外部機関の更なる知見の活用の必要性に関する対話を行い、有価証券運用態勢の高度化を促しました（再掲）。

- ・地域銀行のシステムコストに関する見直しの可能性については、地域銀行との持続可能なビジネスモデル構築に向けた対話の中で必要に応じて触れているほか、IT ガバナンスに関する対話や、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブへの相談の中でも対話を積み重ねています。

- ・協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局と連携し、中央機関に対して、信用金庫・信用組合にどのようなサポートが必要か引き続き対話を通じて確認し、その役割を積極的に発揮するよう促しました。また、元年度において試行的に実施した信用金庫・信用組合の持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話を、信用金庫・信用組合に固有の特性にも着眼して実施しました。加えて、金融庁・財務局においては、新型コロナウイルスの影響下での事業者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けた対話を行い、試行錯誤しながら中小・零細事業者の本業支援に取り組む信用金庫・信用組合の取組事例を取りまとめました。今後は、こうした取組事例を対話に活用し、顧客への本業支援により一層取り組むよう促していきます。

- ・2年5月に成立した「独占禁止法特例法」の円滑な施行を図るため、関係政省令の整備等を行いました。

- ・経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報を継続して行いました。また、金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を行うために、経営者保証ガイドラインの経営上の位置付けや特則の運用開始を受けた事業承継時の二重徴求等について、経営トップを含めた金融機関との対話を実施するとともに以下の取組を行いました。

- i) 特則の活用状況について、アンケート調査を行いました。

- ii) 「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」について、各銀行の自主的な開示を促すとともに、半期ごとにその取組状況の見える化を行いました。

- ・預金保険料率のあり方の方向性について、諸外国の制度調査を進めたほか、現下の重点課題が新型コロナウイルス感染症への対応・事業者支援の取組促進である中、本件に関する今後の検討の進め方等について、検討を行いました。

た。

- ・先導的人材マッチング事業等も活用しつつ、金融機関が、顧客企業に対する人材紹介業務等を通じて、地域企業における経営人材ニーズを掘り起こし・マッチングする取組が早期に定着するよう、金融機関を含む関係者と対話を行いました。

- ・大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援するため、大企業の人材リストを整備し、地域金融機関による人材マッチングを促進しました。この人材マッチングをさらに推進するため、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の一環として、「地域企業経営人材マッチング促進事業に要する経費」を２年度第三次補正予算案に計上しました。

- ・地域金融機関や中小企業庁が各都道府県に設置する「事業引継ぎ支援センター」等の関係機関の取組状況について実態把握を進めました。

- ・金融機関に事業者の事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性について検討するため、新たに「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置（２年１１月４日）し、有識者よりいただいた意見等を踏まえた検討の結果を論点整理として取りまとめ、公表（２年１２月２５日）しました。

- ・地域経済の活性化・課題解決に向け、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論する Regional Banking Summit (Re:ing/SUM) を、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、ライブ配信等を活用し、計３回開催しました。

- ・高齢者の資産承継等に係る課題解決の手段として、近年ニーズが高まっている相続関連の信託サービスを銀行本体で提供するとして、信託業の参入を目指す地域金融機関に対し、信託兼営の認可を行いました。

- ・金融機関において、新型コロナの影響下での経営のあり方について、事業再構築・再生等を含めて、どのような選択肢が最適か、事業者としっかりと対話を行い、実効的な支援策を講じていくよう、特別ヒアリング等を通じ、対応状況を確認しました。

- ・REVIC・中小企業基盤整備機構等によるファンドや、公庫・商工中金等による資本性劣後ローン、中小企業再生支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援のメニューについて、わかりやすくマッピングした上で、金融機関、商工会・商工組合等の事業者団体、税理士等の支援機関に周知し、活用を促しました。

- ・各都道府県で地域の関係者が連携して円滑に事業者支援を進めていくよう、地域の支援態勢の実効性を確保していく。そのため、財務局・金融庁において、各地域の実情に合わせて、関係機関への声がけ・支援等を行いました。

- ・関係省庁との間でも、資本性資金の活用策や経営改善支援策全般について、実務的な課題や関係者のニーズを適時に共有しつつ、地域での実情・課題に応じた支援のあり方について、継続的に協議を行いました。

- ・地域金融機関の現場職員の事業者支援能力向上につなげるため、金融機関の現場職員の間で、地域・組織を超えて 事業者支援のノウハウを共有する

	等の取組を支援しました。 ・金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。 ・地域金融機関に対して、2年8月に施行された「改正金融機能強化法」の趣旨を丁寧に説明しつつ、地域金融機関が、事業者等への融資・支援等に当たって自己の資本基盤の充実が必要であると判断する場合には、同法の活用を含めた検討を促すなど、事業者支援等の金融機能の強化に万全を期しました。 ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、同計画の履行状況を半期ごとに公表しました。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずる必要があることから、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。＜再掲＞
② 地域経済エコシステムの推進	・新型コロナの影響下において、資金繰り支援や事業者の経営改善・事業再生等に軸足を移していくため、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援しました。具体的には、内閣官房まちひとしごと創生本部事務局『地方創生カレッジ』の枠組みを活用し、ノウハウ共有のオンラインプラットフォームを創設（試行期間では45機関120名以上が参加）したほか、側面支援として、各地域で開催された事業者支援に関するシンポジウムや実務担当者向け研修会等に参加・支援し、活動を後押ししました。 ・金融育成庁として、金融庁若手有志が立ち上げた「地域課題解決支援チーム」とこれを組織的に支える「地域課題解決支援室」が、全国各地での地域課題解決に資する創意工夫を凝らした取組（例：新型コロナの影響下における無利子無担保融資制度の事業者・自治体間での信用保証認定手続きの一部電子化サポート、及びその成果の他地域への展開など）の支援を進めました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	41	44	43	43
		補正予算	—	24	3,063	—
		繰越等	—	▲24		
		合 計	41	44		
	執行額 (百万円)		37	39		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和３年６月１５日～７月８日）
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・令和２事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（２年８月３１日公表） ・「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」（金融庁２年１０月１４日公表） ・「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」（２年１１月４日～１２月１６日（計３回）） https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/index.html 【測定指標②】 ・「経営強化計画」等の履行状況報告書（金融庁２年９月３０日、３年３月３日公表） ・経営健全化計画の履行状況報告について（金融庁２年７月１４日、２年１２月２２日公表） ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等（金融庁２年９月３０日） 【測定指標③】 ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（金融庁２年６月３０日、２年１２月２５日公表） ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取り組み事例集（金融庁元年８月７日公表） ・「経営者保証に関するガイドライン」Ｑ＆Ａの一部改定（全国銀行協会元年１０月１５日公表） ・事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（全国銀行協会元年１２月２４日公表） ・年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（金融庁２年１１月３０日公表） ・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について（要請）（金融庁２年１２月８日公表） ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点（金融庁３年２月、３月） 【測定指標④】 ・「全国企業短期経済観測調査」（日本銀行第１８４回：２年４月１日公表、第１８８回：３年４月１日公表） 【測定指標⑤】 ・令和２事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（２年８月３１日公表） ・「地域課題解決支援チーム」金融庁公表ページ https://www.fsa.go.jp/policy/chiikikadaikaiketsushien-team/c

	hiiki-kadai-top.html 【測定指標⑥】 ・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案 https://www.fsa.go.jp/common/diet/204/index.html
担当部局名	監督局 総務課監督調査室、信用機構対応室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域課題解決支援室、地域銀行モニタリング室
政策評価実施時期	令和3年7月

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(施策Ⅱ－1)

施策名	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。 【根拠】 ・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（平成 25 年 12 月 13 日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（平成 26 年 6 月 12 日公表） ・消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定） ・未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 2 年度改訂）（令和 2 年 7 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） ・高齢社会対策大綱（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定） ・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（平成 30 年 7 月 3 日） ・認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日） ・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（以下「金融行政方針」）（令和 2 年 8 月 31 日） ・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（令和 2 年 8 月 5 日）

測定指標		
指標①	[主要]金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取り組み状況	
	【達成】	
	2 年度目標	金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた各種施策の実施
	2 年度実績	- 金融審議会市場ワーキング・グループにおいて行われた「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や金融機関の取組の「見える化」の促進などに関する議論を踏まえ、「原則」を改訂しました。 「重要情報シート」の活用促進により、顧客が金融機関や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため、金融機関や業界との対話を進めました。 「安定的な資産形成に向けた金融事業者の取組み状況」において金融機関の取組方針等の好事例を公表するなど、顧客にとって分かりやすい情報発信を行ったほか、金融機関の取組方針等の分かりやすさや比較可能性の向上に向け、金融機関や金融庁における情報発信のあり方の検討を進めました。 - 金融機関における顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置づけ、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための手数料体系を含めた中長期的なビジネスモデルのあり方、更にそれを支える営業支援インフラの充実等の体制構築などに関して、深度あるモニタリングや対話を行いました。また、金融機関における顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提供や商品提供後の適切なフォローアップ、商品組成会社が想定する顧客層の説明などに関する取組状況を確認しました。また、業績評価体系、商品提案プロセス、外貨建保険販売の改善状況等についても、継続的にモニタリングを実施しました。 - 顧客の資産運用に関する認識、金融機関や金融商品の選択基準、必要としているサービス内容、金融庁施策に関する認識等を把握するため、顧客目線に立った顧客意識調査を実施しました。 - 監督指針において、合理的な理由を欠く高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為などの不適当又は不誠実な投資勧誘行為を例示し、このような投資勧誘行為の抑制を図りました。
指標②	[主要]家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み状況	
	【達成】	
	2 年度目標	①NISA 制度関連の税制改正要望提出 ②NISA 制度の周知、広報活動の拡充
	2 年度実績	- 成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA 制度の電子手続の簡素化を要望し、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 11 号）にて措置されました。 - つみたて NISA の周知・広報について、投資初心者を含む個人投資家等との意見交換の場（つみたて NISA Meetup）をオンライン開催により定期的実施したほか、NISA 特設ウェブサイトのコンテンツの充実や SNS を通じた情報発信を実施しました。その結果、つみたて NISA の口座数については、令和 3 年 3 月末時点で約 362 万口座となりました。

指標③ 利用者の利便を向上させるための取組み状況		【達成】
2 年度目標	①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等） ②後見制度支援預金等の導入状況に係る調査等の実施 ③外国人の口座開設の円滑化が一層徹底されるよう、金融機関や外国人受入れ企業等に対する周知活動の実施、各金融機関の優良な取組事例を公表	
2 年度実績	①障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（令和 2 年 11 月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組の浸透・徹底を促しました。 ②成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果の公表を通じて、各金融機関による導入を促したほか、既存口座への後見設定時の事務手続に係る利便性向上に向けた取組を検討するよう促しました。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理や好事例の収集等を検討すべく、業界との対話を行いました。 ③外国人の口座開設等の金融サービス利用に関連し、外国人や受入れ先の理解の醸成を図るため、やさしい日本語を含む 14 か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認等の必要性及び趣旨に係る記述を拡充に向けた改訂作業を実施しました（令和 3 年 3 月）。また、外国人の金融サービスの利便性の一層の向上が図られるよう、特定技能 14 分野にかかる特定技能協議会（各所管省庁にて開催）等の場を活用し、外国人受入れ企業等に対する周知活動を実施したほか、各金融機関の優良な取組事例の公表に向けては事例の収集及び取りまとめを行いました（令和 3 年 3 月）。	
指標④ [主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況		【達成】
2 年度目標	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施	
2 年度実績	- 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、デジタルコンテンツの提供をはじめとする ICT の活用により、幅広い層に対して金融経済教育の取組を推進しました。具体的には、金融経済教育や資産形成に関するシンポジウム等のオンライン開催、大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画の作成、高校生及び教員向けの授業動画等の作成、小学生向けの WEB 教材の作成、高校生向けの副教材の作成などを行いました。 - 金融庁及び財務局が連携して、各都道府県の教育委員会・教育庁への働きかけを行い、金融庁職員による金融経済教育の出張授業を 2 年度にお	

		いて 50 回実施しました。
--	--	----------------

評価結果		
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）	
	【判断根拠】	金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて行われた「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や金融機関の取組の「見える化」の促進などに関する議論を踏まえ、「原則」を改訂しました【測定指標①】。 また、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組として、成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA 制度の電子手続の簡素化を要望し、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 11 号）にて措置された【測定指標②】ほか、金融リテラシー向上のための取組として、金融経済教育や資産形成に関するシンポジウム等のオンライン開催、大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画の作成、高校生及び教員向けの授業動画等の作成、高校生向けの副教材の作成などを行いました【測定指標④】。 さらに、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（令和 2 年 11 月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組の浸透・徹底を促しました【測定指標③】。 上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き、より国民の安定的な資産形成や顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に資するよう、各種施策を推進する必要があることから、評価結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】	国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。
	【効率性】	業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組を進めることが出来たと考えています。

	【有効性】 家計の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境の整備は、目標の達成に有効な施策であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 多くの測定指標で目標は達成したものの、ICT を活用したデジタルコンテンツ等の提供により、学校や企業における金融経済教育を支援するための取組を進めるとともに、引き続き、金融機関における「顧客本位の業務運営の充実」につながる施策について議論を行うことが重要です。各測定指標において、より国民の安定的な資産形成や顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に資するよう、施策を推進する必要があります。 【施策】 国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。 【測定指標】 【測定指標①】について、金融機関における顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組を引き続き推進していくため、「顧客本位の業務運営に関する原則」等の改訂も踏まえ、金融機関の取組みの「見える化」や金融機関に対するモニタリング等の実施・充実に努めていきます。 【測定指標②】について、家計の安定的な資産形成の支援を図るため、NISA の利便性向上に向けた検討や広報の充実に努めていきます。 【測定指標③の①】について、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していきます。 【測定指標③の②】について、各金融機関に対し、後見制度支援預金等の導入状況を調査するとともに、導入に向けた取組を促していきます。 【測定指標③の③】について、外国人の金融サービスの利便性の一層の向上が図られることは重要であることから、来年度も引き続き取組を進めていきます。 【測定指標④】について、金融リテラシー向上のため、様々な機会を活用しながら、着実に金融経済教育を推進す

	ることが重要であることから、「最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組」を引き続き主要指標とします。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着	・金融審議会市場ワーキング・グループにおいて行われた「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や金融機関の取組の「見える化」の促進などに関する議論を踏まえ、「原則」を改訂しました。 ・「重要情報シート」の活用促進により、顧客が金融機関や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため、金融機関や業界との対話を進めました。 ・「安定的な資産形成に向けた金融事業者の取組み状況」において金融機関の取組方針等の好事例を公表するなど、顧客にとって分かりやすい情報発信を行ったほか、金融機関の取組方針等の分かりやすさや比較可能性の向上に向け、金融事業者や金融庁における情報発信のあり方の検討を進めました。 ・金融機関における顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置づけ、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための手数料体系を含めた中長期的なビジネスモデルのあり方、更にそれを支える営業支援インフラの充実等の体制構築などに関して、深度あるモニタリングや対話を行いました。また、金融機関における顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提供や商品提供後の適切なフォローアップ、商品組成会社が想定する顧客層の説明などに関する取組状況を確認しました。また、業績評価体系、商品提案プロセス、外貨建保険販売の改善状況等についても、継続的にモニタリングを実施しました。 ・顧客の資産運用に関する認識、金融機関や金融商品の選択基準、必要としているサービス内容、金融庁施策に関する認識等を把握するため、顧客目線に立った顧客意識調査を実施しました。 ・監督指針において、合理的な理由を欠く高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為などの不適當又は不誠実な投資勧誘行為を例示し、このような投資勧誘行為の抑制を図りました。
② 家計における長期・積立・分散投資の推進	・成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA 制度の電子手続の簡素化を要望し、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 11 号）にて措置されました。 ・つみたて NISA Meetup をオンライン開催により定期的の実施したほか、NISA 特設ウェブサイトのコンテンツの充実や SNS を通じた情報発信を実施しました。 ・現役世代にとって身近な場である職場を通じて、つみたて NISA や資産形成に関する情報提供が広く行われるよう、地方公共団体・経済団体に対して、職場における情報提供の実施に向けて働きかけを行いました。 ・金融サービス利用者が自らのニーズに応じた金融商品を適切に選択で

	きるよう、投資初心者やつみたて NISA 利用者で他の商品の購入を検討している人が、金融商品の購入に当たって考慮すべきポイントを検討しました。
③ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）	・障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（令和 2 年 11 月）。その結果、視覚障がい者対応 ATM の設置、代読・代筆の手続に関する内規の整備、社内研修等の障がい者等への対応力向上のための取組は進んでいるものの、聴覚障がい者の ATM 利用の際に故障などのトラブルが発生した場合の対応窓口への連絡を可能とする電話以外の措置及び見やすい箇所への措置の表示が不十分との結果であったこともあり、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組の浸透・徹底を促しました。 - また、令和 2 年 6 月に成立した「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」により、電話リレーサービスが公的サービスになること等について、業界団体向けに周知文を发出しているほか、業界団体との意見交換会等において、聴覚障害者等の利便性向上を図る観点から、金融機関において電話リレーサービスの活用を検討いただくよう要請しました。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入を促していくとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表しました（令和 2 年 10 月 23 日）。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理や好事例の収集等を検討すべく、業界との対話を行いました。 - さらに高齢者や認知症の人に対応した創意工夫ある金融商品・サービスの開発・普及等、各金融機関における取組の後押しを行ったほか、認知症に関する普及啓発を行いました。 ・外国人の口座開設等の金融サービス利用に関連し、外国人や受入れ先の理解の醸成を図るため、やさしい日本語を含む 14 か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認等の必要性及び趣旨に係る記述を拡充に向けた改訂作業を実施しました（令和 3 年 3 月）。また、外国人の金融サービスの利便性の一層の向上が図られるよう、特定技能 14 分野にかかる特定技能協議会（各所管省庁にて開催）等の場を活用し、外国人受入れ企業等に対する周知活動を実施しました（令和 3 年 3 月）。 ・令和 2 年 8 月に公表された「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書」を踏まえ、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務のあり方について、業界団体の指針策定等の支援を行いました。具体的には、認知判断能力が低下した顧客の支援を目的とした、顧客本人や家族等による金融取引の代理等のあり方や金融機関と福祉関係機関

	等との連携強化の指針策定やその他業界の好事例の集約・還元、生命保険協会による契約照会制度（死亡者や認知判断能力が低下した顧客の代理人・親族等が本人の契約有無を照会できる制度）の創設について、業界の取組を支援しました。 ・預金取扱金融機関に対し、育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項（※）を周知するとともに、当庁 HP にその内容を公表しました（令和 3 年 3 月）。 （※）留意事項の概要 育児休業・産前産後休業・介護休業を取得する顧客からの住宅ローン等の申込みや条件変更等について、育児休業等を取得することのみをもって一律に謝絶することなく、育児休業等の取得を踏まえた返済計画など顧客の状況やニーズをきめ細かく把握し、顧客の立場に立って対応すること。
④ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・学校教育現場において、デジタルコンテンツの提供やオンライン形式での授業を中心として金融リテラシー向上に努めました。 ・成年年齢の引下げや、中学校・高校における新学習指導要領の導入を見据え、学校教育現場における金融経済教育を支援するため、ICT を活用したオンライン授業の実施、高校生及び教員向けの授業動画等の作成、より効果的に金融知識を学ぶことのできる副教材の作成等に取り組みました。 ・資産形成や金融リテラシーに関心を持つきっかけとなるよう、有益な動画コンテンツを作成しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算	61	52	36	39
		補正予算	▲1	—		—
		繰越等	—			
		合 計	60			
	執行額（百万円）		24			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和 3 年 6 月 15 日～7 月 8 日)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について（金融庁 令和 2 年 7 月 3 日） ・安定的な資産形成に向けた金融事業者の取組み状況（金融庁 令和 2 年 12 月末時点） ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・自主的な KPI・共通 KPI を公表した金融事業者のリスト（金融庁 令和 2 年 12 月末時点）の公表について
---------------------------	---

	・「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 令和 3 年 1 月 15 日） 【測定指標③】 ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年 6 月 18 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年 12 月 20 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 2 年度改訂）」（令和 2 年 7 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） 【測定指標④】 ・「金融経済教育研究会報告書」（金融経済教育研究会 平成 25 年 4 月 30 日公表） ・「金融リテラシー・マップ」（金融経済教育推進会議 平成 27 年 6 月 29 日公表）
--	--

担当部局名	総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課 企画市場局 市場課 監督局 総務課監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課
-------	---

政策評価実施時期	令和 3 年 7 月
----------	------------

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(施策Ⅱ-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(令和 2 年 8 月 31 日) ・金融・資本市場競争力強化プラン(平成 19 年 12 月 21 日) ・多重債務問題改善プログラム(平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定) ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画(平成 27 年 3 月 24 日) ・顧客本位の業務運営に関する原則(平成 29 年 3 月 30 日) ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画(平成 31 年 4 月 19 日閣議決定)

測定指標		
指標①	[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況	【達成】
2 年度目標	所要の政令・内閣府令等の整備等	

	2 年度実績	・ 暗号資産交換業に係る制度整備や暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備などが盛り込まれた「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」及び関係政令・内閣府令等が、2 年 5 月 1 日より施行されました（改正法は元年 6 月公布、関係政令等は 2 年 4 月公布）。 ・ 個人投資家向けのダークプールの拡大が見込まれるところ、投資者保護を図るため、顧客保護の観点から、ダークプールへの回送条件・運営情報の説明について、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し 2 年 9 月 1 日より施行されました。
指標② [主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備		【達成】
	2 年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	2 年度実績	・ 「実践と方針」及び「金融行政方針」を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、引き続き預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等のモニタリングやサイバーセキュリティ演習等を通じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る態勢整備状況を検証しました。
指標③ [主要]保険会社等における更なる態勢整備		【達成】
	2 年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	2 年度実績	・ 高齢化の進展や自然災害の頻発化・激甚化等に加え、新型コロナの影響下での経験を踏まえた「新しい生活様式」への対応が求められる中、こうした経営環境の変化も踏まえ、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行いました。
指標④ [主要]日本郵政グループにおける態勢整備		【達成】
	2 年度目標	適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善を促していく
	2 年度実績	・ かんぽ生命等における業務改善計画の実行状況を踏まえつつ、顧客の信頼回復に向けた取組等をモニタリングすることにより、適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善を促しました。
指標⑤ [主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備		【達成】
	2 年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
	2 年度実績	・ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い（3 年 1 月 15 日公表）、商品内容の適切な把握、投資勧誘に際して勧誘対象となる個別の金融商品や当該顧客との一連の取引が、顧客属性や投資目的等に適うものであるか合理的な検討・評価を行うことといった着眼点を追加することで、適合性原則の明確化を行いました。また、「金融行政方針」

		を踏まえ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けモニタリングを行いました。	
指標⑥		[主要]貸金業者における更なる態勢整備	【達成】
	2 年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	
	2 年度実績	2 年 10 月に監督上の重点事項（着眼点）を作成しました。これらを踏まえ、貸金業者については、財務局等及び自主規制機関と連携しつつ、ヒアリング等を通じて実態把握を行い、適正な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。	
指標⑦		[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	【達成】
	2 年度目標	改正資金決済法の施行に向けて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	
	2 年度実績	- 資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、事務ガイドライン及び主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を行いました（3 年 2 月）。 - 改正資金決済法の施行に向けて、3 年 3 月 19 日に事務ガイドラインの改正を行いました（3 年 5 月 1 日に施行）。 - 利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者が更なる態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。	
指標⑧		[主要]無登録業者に対する適切な対応	【達成】
	2 年度目標	無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う	
	2 年度実績	- 金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を 18 件実施しました。 - 証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた 1 件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 - 金融庁による公表内容や詐欺的な投資勧誘等に関する注意喚起について、関係機関とも連携して Twitter において情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行いました。	
指標⑨		相談室相談員の研修受講状況	【達成】
	基準値	実績	
	元年度	2 年度	目標値
	5 回	5 回	2 年度
			5 回
指標⑩		金融トラブル連絡調整協議会の開催状況	【未達成】
	基準値	実績	
	元年度	2 年度	目標値
			2 年度

	2 回	1 回		2 回
	金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務運営態勢等について、「相談・苦情等への的確な対応・手続に向けた取組」等をテーマとして、更なる改善点等について議論を行いました。			
指標⑪	多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況			【達成】
	2 年度目標	多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う		
	2 年度実績	相談窓口の周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット等を作成し、関係機関を通じて配布しました。		
指標⑫	財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施			【達成】
	2 年度目標	各財務局において実施		
	年度実績	多重債務相談に有用な知識の習得のため、財務局において、ギャンブル等依存症の専門家等を講師とする研修を実施し、管内地方自治体の多重債務相談員等の相談体制強化をバックアップしました。		
指標⑬	ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況			【達成】
	2 年度目標	連携強化に向けた取組を行う		
	2 年度実績	多重債務相談窓口が精神保健福祉センター等の専門機関と連携する際の留意点等を整理した対応マニュアルを、研修等を通じ多重債務相談員に対し周知し、その活用を促しました。		
指標⑭	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況			【達成】
	2 年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う		
	2 年度実績	- 偽造キャッシュカードやインターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を当庁ウェブサイトにおいて公表しました（2 年 6 月、10 月、12 月、3 年 3 月）。 - 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表しました（2 年 10 月）。 - 特に、キャッシュカード窃取による預金の不正引出しが多発していることを踏まえ、金融機関に対して、セキュリティ対策向上のための取組を促しました。また、当庁ウェブサイトにおいて主な手口や相談窓口を公開し、利用者に対し注意喚起を行いました（2 年 6 月）。 - 関係省庁と連携し、特殊詐欺の被害防止対策の推進について、金融機関		

		に要請文を発出しました（2 年 12 月）。
指標⑮ 不正利用口座への対応状況		【達成】
	2 年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施
	2 年度実績	金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、3 年 3 月末時点で 329 件の利用停止、113 件の強制解約等の措置を行いました（元年度：利用停止 102 件、強制解約 109 件）。
指標⑯ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況		【達成】
	2 年度目標	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す
	2 年度実績	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き当庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行いました。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促しました。これらの取組により、被害者の申請に基づく返金額について、2 年度は約 11 億円となっています。
指標⑰ 暗号資産交換業者における態勢整備		【達成】
	2 年度目標	暗号資産交換業者のサイバーセキュリティ対策の水準の向上を図るとともに、新たに規制対象となった他人のための暗号資産の管理、暗号資産デリバティブ取引について、リスクに応じた登録審査・モニタリングを行っていく
	2 年度実績	- 暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関と連携しつつ、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施しました。新規登録申請業者に対しては、登録審査プロセスの透明性を高めつつ、業務運営体制の実効性について登録審査を行いました。 - 無登録で暗号資産交換業を行っていると思われる者 9 先に対して照会書を出し（2 年 4 月～3 年 3 月）、うち 2 先には警告書を出すとともに、社名等を公表しました（2 年 6 月）。 - 暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施しました（2 年 4 月）。
参考指標		
指標① 各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況＜受付件数等＞		
	2 年度実績	- 苦情処理手続受付件数 6,497 件、紛争解決手続受付件数 1,148 件（2 年度） - 苦情処理手続受付件数 7,117 件、紛争解決手続受付件数 1,372 件（元年度）
指標② 無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数		
	2 年度実績	0 件（元年度：0 件）
指標③ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数		
	2 年度実績	2 年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、48,361 件です（元年度の受付件数は、37,518 件）。
指標④ 財務局及び地方自治体における多重債務相談件数		

	2 年度実績	・ 財務局及び地方自治体の令和 2 年の相談件数の合計は約 2 万 9 千件です。
指標⑤ 金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数		
	2 年度実績	・ 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、3 年 3 月末時点で 498 件の情報提供を行いました（元年度：220 件）。
指標⑥ インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況＜件数・金額＞		
	2 年度実績	- 各類型による被害発生状況は以下のとおりです（2 年 12 月末時点）。 ① 偽造キャッシュカード：83 件、65 百万円（元年度：220 件、145 百万円） ② 盗難キャッシュカード：8,402 件、6,598 百万円（元年度：14,991 件、11,334 百万円） ③ 盗難通帳：15 件、19 百万円（元年度：30 件、24 百万円） ④ インターネットバンキング：1,194 件、1,459 百万円（元年度：1,926 件、2,439 百万円）
指標⑦ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況＜金額＞ ※預金保険機構公表資料		
	2 年度実績	・ 173 億円（被害者への返金額（2 年度末までの累計））（元年度末：162 億円）
指標⑧ 振り込め詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞※警察庁公表資料		
	2 年度実績	・ 令和 2 年の振り込め詐欺等の被害は、13,550 件、約 285 億円です（令和元年：16,851 件、約 316 億円）。
指標⑨ 無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数		
	2 年度実績	・ 1 件（元年度：3 件）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護の観点から、資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受けた事務ガイドライン及び主要行等向けの総合的な監督指針等の改正（測定指標⑦）やかんばん生命等における業務改善計画の実行状況を踏まえつつ、顧客の信頼回復に向けた取組等をモニタリングすることにより、適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善を促す（測定指標④）など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めました。 暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関と連携しつつ、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施するとともに、登録審査プロセスの透明性を高めつつ、業務運営体制の実効性について登録審査を実施しました。また、無登録で暗号資産交換業

	を行っていると思われる者に対する警告書の発出等の対応を実施するとともに、暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し利用者に対する注意喚起等を更新・実施しました（測定指標⑩）。 そのほか、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（測定指標⑤）、貸金業者に対するヒアリング等を通じた実態把握（測定指標⑥）や無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施（測定指標⑧）を行うなど、多くの測定指標で目標を達成しました。 しかしながら、一部の測定指標が未達成となったことや金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要があることから、評価結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。 【効率性及び有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく必要があります。 また、金融機関による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。 【施策】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】 ① 引き続き、利用者保護の観点から、所要の政令・内閣府令等の整備など、制度整備を進めていきます。 ② 引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため、銀行法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行ってい

	きます。 ③ 引き続き、保険会社等の適切な態勢整備を促すため、保険業法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。 ④ 引き続き、日本郵政グループの適切な態勢整備を促すため、郵政民営化法、銀行法、保険業法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。 ⑤ 引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、金商法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。 ⑥ 引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため、貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督を行っていきます。 ⑦ 引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適正な態勢整備を促すため、資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督を行っていきます。 ⑧ 投資者保護のため、引き続き無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、裁判所への申立てを実施します。 ⑨ 引き続き、当相談室の職員に対する研修を計画し、着実に実行していきます。 ⑩ 引き続き、金融 ADR 制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融 ADR 制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行います。 ⑪ 引き続き、多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動を行います。 ⑫ 引き続き、財務局における管内自治体の相談員等向け研修を実施します。 ⑬ 引き続き、ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を行います。 ⑭ 利用者保護のため、引き続き偽造キャッシュカード等の金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況を確認します。 ⑮ 利用者保護のため、引き続き不正利用口座への対応状況を確認します。 ⑯ 引き続き、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知を図ります。 ⑰ 引き続き、自主規制団体と連携等を行いつつ、暗号資産交換業者の登録審査・モニタリングを通じ、業者に実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保を促すほか、利用者に対する注意喚起の実施等に取り組んでいきます。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価

① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等

- ・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令等の整備を行いました。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行いました。
- ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねました。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努めました。
- ・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施しました。
- ・大規模なシステム障害の発生を踏まえ、預金取扱金融機関に対し、システム障害発生リスクを低減させることのみならず、障害が起き得ることを前提とした上で、システム変更の際の十分な事前確認や、障害発生時の顧客影響を最小限に留めるための計画の準備といった事項について、必要な点検を促すなど、適切なシステムリスク管理態勢の整備を促しました。
- ・保険会社等については、高齢化の進展や自然災害の頻発化・激甚化等に加え、新型コロナの影響下での経験を踏まえた「新しい生活様式」への対応が求められる中、こうした経営環境の変化も踏まえ、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行いました。
- ・かんぽ生命等における業務改善計画の実行状況を踏まえつつ、顧客の信頼回復に向けた取組等をモニタリングすることにより、適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善を促しました。
- ・少額短期保険業者については、最低基準を満たした業務運営が行われているかについて、各財務局と連携して、自主点検結果を踏まえつつ、ガバナンスをはじめとする態勢整備の状況と併せてモニタリングを実施したほか、日本少額短期保険協会とも連携して最低基準達成のための環境整備を行いました。また、経過措置適用業者の監督に対しては、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況や顧客への周知の状況を確認し、必要な対応を求めました。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施しました。
- ・貸金業者については、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る観点から、十分な態勢を整備するよう指導・監督しました。
- ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、不正利用やシステム障害等の事案の発生を受け、主要なスマートフォン決済サービスを営む事業者に対して元年に実施したシステムリスク管理態勢の実態把握において、リスクに応じた利用者認証方式や不正取引の監視体制、キャンペーン

	時に増加する取引量へのシステム対応等に課題が見られたこと等を踏まえ、事務ガイドラインの改正を行いました（2年6月）。 ・資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、事務ガイドライン及び主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を行いました（3年2月）。 ・改正資金決済法の施行に向けて、3年3月19日に事務ガイドラインの改正を行いました（3年5月1日に施行）。 ・利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行いました。 ・暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関と連携しつつ、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施しました。新規登録申請業者に対しては、登録審査プロセスの透明性を高めつつ、業務運営体制の実効性について登録審査を行いました。 ・通信アプリを運営するLINE社が、個人情報の管理について利用者への説明が不十分であった旨の公表を行ったことを踏まえ、金融子会社であるLINE Pay社等についても、その実態を適切に把握すべく、資金決済法等に基づき金融業務に関する情報の管理状況について報告を求めました（3年3月）。
② 利用者保護のための制度・環境整備	・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対しては、問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行い、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携しました。また、無登録業者に対しては、速やかに照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行い、投資者に対しては、無登録業者や無登録業者との取引について、広く周知及び注意喚起を行いました。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行いました。 - また、無届出募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行いました。 ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行いました。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進しました。 ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、指定機関の業務運営態勢の深化を促しました。「ODR活性化検討会」における取りまとめ（内閣官房）も踏まえ、指定機関におけるオンラインの活用など利用者利便に一層資する取組を促しました。 ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。

- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施しました。
- ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップしました。
- ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めました。
- ・貸金業の利用者についての実態把握を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引（SNS 個人間融資、ファクタリング等）について、多重債務防止等の観点から政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起を行いました。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組みました。
- ・4年4月の成年年齢の引下げに向け、当局による検査・監督や日本貸金業協会の監査を通じて、特に若年者への貸付けについて貸金業法（総量規制等）の遵守を確認しました。また、多重債務防止に向けた貸金業者による自主的な取組を把握し、日本貸金業協会に対して、効果的な取組の貸金業界への横展開を要請しました。
- ・銀行カードローンの業務運営について、融資実行後の途上管理等、取組が十分に進んでいない銀行に対して、引き続き、個別に対応を促しました。
- ・資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、不正防止策の実施や被害補償について要請を行いました（2年9月）。また、銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施しました（2年9月、10月）。さらに、預金取扱金融機関に対して、全国銀行協会と連携して銀行口座と連携する決済サービスに係るセキュリティの状況等の実態把握のため調査を実施し、調査結果を公表しました（2年12月）。これを踏まえ、事務ガイドライン及び主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を行いました（3年2月）。
- ・無登録で暗号資産交換業を行っていると思われる者10先に対して照会書を発出し（2年4月～3年3月）、うち2先には警告書を発出するとともに、社名等を公表しました（2年6月）。
- ・暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施しました（2年4月）。
- ・預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施しました。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認するとともに、新聞広告やラジオ番組等を通じた官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底しました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大や特別定額給付金に乗じた振り込め詐欺

	事案が発生していることを踏まえ、被害を防止するため、関係省庁と連携し、最新の手口も踏まえた啓発や注意喚起を、当庁ウェブサイト等を通じて実施しました。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算	44	38	40	33
		補正予算	—	—	—	—
		繰 越 等	—	—		
		合 計	44	38		
	執行額（百万円）		23	30		

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和３年６月１５日～７月８日）
---------------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について (金融庁 ２年４月) (https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200403/20200403.html) ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (金融庁 ２年６月) (https://www.fsa.go.jp/news/r1/shouken/20200619/20200619.html) 【測定指標②】 ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)」(元年８月 28 日公表) ・「令和２事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(２年８月 31 日公表) 【測定指標③】 ・「令和２事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(２年８月 31 日公表) 【測定指標⑤】 ・「令和２事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(２年８月 31 日公表) 【測定指標⑦】 ・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正に関するパブリックコメントの結果等について (https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210226/20210226.html) ・「令和２年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントの結果等について (https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210319-2/20210319-2.ht)
-----------------------------------	--

	ml) 【測定指標⑧】 ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm) 【測定指標⑩】 ・第 59 回金融トラブル連絡調整協議会資料（金融庁 3 年 1 月 7 日公表） 【測定指標⑬】 ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（31 年 4 月 19 日閣議決定） ・「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」 (https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/gambling/20200331.html) 【測定指標⑭】 ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（金融庁 3 年 3 月 30 日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210330.html) ・「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（令和 2 年 3 月末について）」（金融庁 2 年 10 月 7 日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20201007-2.html) ・「キャッシュカード窃取による預金の不正引出しが多発しています。」 （金融庁 2 年 6 月 18 日公表） (https://www.fsa.go.jp/ordinary/cashcard_theft.html) 【測定指標⑮】 ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（金融庁 3 年 4 月 30 日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210430.html) 【測定指標⑰】 ・無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について（金融庁 2 年 6 月更新） (https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/kasoutsuka_mutouroku.pdf) ・暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください！（金融庁・消費者庁・警察庁 2 年 4 月 24 日更新） (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/)
--	--

担当部局名	監督局 総務課監督調査室、総務課、金融会社室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課 企画市場局 総務課調査室、信用制度参事官室、金融トラブル解決制度推進室、企業開示課 総合政策局 総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課、フィンテック・モニタリング室 証券取引等監視委員会事務局 総務課
政策評価実施時期	令和3年7月

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(施策Ⅲ－1)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワードルッキングな市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。 【根拠】 ・ 金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条等 ・ 証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期）（令和 2 年 1 月 24 日公表） ・ 令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（令和 2 年 8 月 31 日公表）

測定指標		
指標①	[主要]不安定な動きが見られる金融・資本市場における機動的な市場監視の実施	【達成】
2 年度目標	相場操縦等の不正行為や悪質な取引等への対応の実施	
2 年度実績	・ 金融・資本市場に不安定な動きが見られる足元において、相場操縦等の不正行為や悪質な取引を含め、不公正取引の疑いのある取引について審査を行うなど、警戒水準を高めて機動的な市場監視を実施しました。	
指標②	[主要]フォワードルッキングな市場監視の実施	【達成】
2 年度目標	様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析等の実施	
2 年度実績	・ 内外の経済動向や企業の収益状況などを考慮し、業種別の動向や個別企業に関して分析を実施しました。分析に当たっては、民間の有識者等からのヒアリングによる情報収集も行い、分析結果については金融庁の関係部署と共有しました。 ・ 継続的な監視の実施に加え、経営環境の変化を考慮した深度ある調査・分析を行うなど開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析を行うとともに、公認会計士・監査審査会とも連携して開示規制違反が疑われる上場会社を抽出し、違反行為の早期発見に努めました。	
指標③	[主要]積極的・機動的な調査・検査の実施	【達成】

	2 年度目標	多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施
	2 年度実績	・ 不公正取引に対しては、早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全は情報技術専門官を活用する等して、調査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。 ・ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等も活用しつつ、取引の実態解明を行いました。 ・ 開示規制違反に対しては、より機動的かつ多面的な開示検査の実施のため、業務フローや業務遂行体制を見直すとともに、事案に応じた機動的・弾力的なチームの編成に努めました。
指標④ [主要]証券モニタリングの適切な実施		【達成】
	2 年度目標	多様な投資者の保護の充実・強化
	2 年度実績	・ 高齢者を含む多様な投資者の保護の充実・強化を図る観点から、適合性の原則の明確化等を踏まえた顧客本位の業務運営の定着状況や、新型コロナの影響下における顧客対応やビジネスモデルの変化等についてのモニタリングを実施しました。
指標⑤ [主要]裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用		【達成】
	2 年度目標	無登録業者による投資家被害の拡大防止のための調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化
	2 年度実績	・ 無登録業者による投資家被害の拡大防止のため、無登録で金融商品取引業を行っている者について、金融商品取引法違反行為に関する裁判所への禁止命令等の申立て実施等を行いました。また、金融庁や警察当局等、関係機関との相互連携の強化に努めました。
指標⑥ [主要]複数の市場をまたぐ取引の実態把握の実施		【達成】
	2 年度目標	不正行為等の監視や注文執行の状況等の検証
	2 年度実績	・ 金融商品取引所等から提供される情報を基に、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引実態の把握及び分析を進めるとともに、証券取引等監視委員会と金融庁や金融商品取引所との間でも、高速取引行為者に関する情報共有や意見交換を行いつつ、高速取引に係る取引審査を行いました。 ・ PTS を運営する金融商品取引業者に対してモニタリングを実施し、業務の運営状況等について検証したほか、ダークプールを運営またはダークプールに注文を回送する金融商品取引業者に対して内部管理態勢の整備状況等に関するアンケートを発出し、集計・分析を進めました。これらの取組みを通じて、複数の市場をまたぐ顧客注文等への対応状況を検証しました。
指標⑦ [主要]重大で悪質な事案に対する厳正な対処		【達成】
	2 年度目標	関係機関とも連携の上、的確な刑事告発等の実施

	2 年度実績	・ 重大で悪質な事案については、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処しました。
指標⑧ [主要]国内外の各機関等との連携強化等の実施		【達成】
	2 年度目標	市場規律の強化に向けた国内外の各機関等との連携強化及び情報発信
	2 年度実績	・ 国内における自主規制機関等との意見交換等を 13 回開催し、市場におけるその時々諸問題についてタイムリーに認識を共有しました。 ・ 開示規制違反を行った上場会社について、金融商品取引所と積極的に情報交換を行い、開示規制違反の再発・未然防止に努めました。 ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）の常設会合、年次総会及びアジア太平洋地域委員会会合に参加し、市場規律の強化に向けて、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論に積極的に貢献しました。 ・ 日中証券市場協力に関する覚書を踏まえ、第 2 回日中資本市場フォーラムにオンラインで参加するとともに、中国当局との協力関係の強化や証券市場をめぐる諸問題について意見交換を行いました。 ・ 個別の勧告事案等の公表のほか、市場における自己規律強化の観点から、各種事例集やウェブサイト（市場へのメッセージやアクセス FSA）等を通じた情報発信、寄稿、講演等を実施することを通じて、一般投資家を含む市場参加者等に対する個別事案の意義・内容・問題点の解説、証券取引等監視委員会の活動状況や中期活動方針（第 10 期）の周知等、情報発信の充実に努めました。
指標⑨ [主要]業務の継続的な点検等の実施		【達成】
	2 年度目標	事案の態様に応じた適正な調査・検査を引き続き実施
	2 年度実績	・ 事案の多様化・複雑化やデジタルライゼーションが進展する中で、適正な調査・検査を引き続き実施していく観点から、業務の継続的な点検等に努めました。
指標⑩ [主要]デジタルライゼーションの一層の活用の推進及び人材の育成		【達成】
	2 年度目標	デジタルフォレンジック技術の向上及びシステムの高度化、幅広い視点を持った人材の育成
	2 年度実績	・ 取引監視システム等の高度化やデジタルフォレンジック技術の向上など、市場監視業務のデジタルライゼーションをより一層推進しました。 ・ 調査・検査等の効率化を図る観点から、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 5 日閣議決定）に基づき、金融機関や関係行政機関と連携して、金融機関への預貯金等照会業務のデジタル・オンライン化に向けて取り組みました。 ・ 市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材を育成するため、検査・調査等に資する IT 人材育成を目的とした ICT (Information and Communication Technology：情報通信技術) 研修を含め、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについて研修等を実施した他、IOSCO や海外当局主催の研修への参加を実施しました。
参考指標		
指標① 取引審査実施状況＜内容・件数＞		
	2 年度実績	・ 取引審査件数：965 件 （うち、インサイダー取引：900 件、価格形成：65 件ほか）

指標② 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数>		
	2 年度実績	・課徴金納付命令勧告：14 件 (うち、インサイダー取引：8 件、相場操縦：6 件)
指標③ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>		
	2 年度実績	・検査終了件数：13 件 (うち、課徴金納付命令勧告：10 件)
指標④ 証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>		
	2 年度実績	・検査終了件数：39 件 (うち、勧告：5 件 (第一種金融商品取引業者：2 件、投資運用業者：1 件、投資助言・代理業者 2 件))
指標⑤ 無登録業者等に係る裁判所への申立て件数<内容・件数>		
	2 年度実績	・申立て件数：1 件 (うち、無登録でのファンドの募集の取扱い等：1 件)
指標⑥ 課徴金納付命令の実績<内容・件数>		
	2 年度実績	・課徴金納付命令：17 件 (うち、不公正取引：9 件、有価証券報告書等の虚偽記載等：8 件)
指標⑦ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>		
	2 年度実績	・告発件数：2 件 (うち、取引推奨：1 件、相場操縦：1 件)
指標⑧ 海外当局との情報交換件数<内容・件数>		
	2 年度実績	・証券監視委による海外当局への情報提供依頼件数：33 件 (うち、インサイダー取引：13 件、相場操縦：7 件、有価証券報告書等の虚偽記載：2 件、偽計 2 件、虚偽告知等 6 件、無登録金融商品取引業 3 件)
指標⑨ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>		
	2 年度実績	・意見交換会等の実施：13 件 (うち、日本証券業協会：4 件、証券取引所：6 件、投資信託協会 1 件、投資顧問業協会：1 件、第二種金融商品取引業協会：1 件) ・講演の実施：30 件、寄稿の実施：23 件

評価結果	
目標達成度合いの 測定結果	B (相当程度進展あり)
	【判断根拠】 - 機動的な市場監視や金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析等によるフォワードルッキングな市場監視を行ったほか (測定指標①②)、複数の市場をまたぐ取引の実態把握を実施し (測定指標⑥)、重大で悪質な事案については厳正に対処しました (測定指標③⑦)。また、多様な投資者の保護の充実等に向け証券モニタリングや裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用しました (測定指標④⑤)。 - 国内外の各機関等との連携強化・情報発信により、市場規律の強化に取り組むとともに (測定指標⑧)、事案の態様に応じた適正な調査・検査を引き続き実施していく観点から業務の継続的な点検を実施したほか (測定指標⑨)、デジタルライゼーションの一層の推進及び幅広い視点を持った人材の育成に取り組みま

	した（測定指標⑩）。 ・ しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針（第10期）等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要があることから、測定結果は「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応した市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図ることが求められています。 【効率性】 国内外の各機関等との連携やデジタルイゼーションの一層の活用等により、様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析や業種ごとに顕在化が懸念されるリスク等に着目した効率的な情報収集・分析や迅速・効率的な調査・検査の実施を行う等、効率的な市場監視を実施しました。 【有効性】 フォワードルッキングな市場監視により、課徴金納付命令勧告を視野に入れた積極的・機動的な調査・検査、多様な投資者の保護の充実・強化に向けた証券モニタリング等を実施したほか、重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行い、厳正に対処するなど、金融のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応した効果的な市場監視を実施し、併せて、更なる効果的な市場監視に向けて、市場監視業務におけるデジタルイゼーションの推進や高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成等に取り組んだことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化やデジタルイゼーションの進展等により市場が大きく変化する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図るため、市場監視機能の強化を引き続き進めていく必要があります。 【施策】 我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図るため、フォワードルッキングな市場監視や各機関等との連携強化による市場規律の強化に加え、デジタルイゼーションの推進や人材育成等を通じた市場監視機能の強化に引き続き取り組んでいきます。 【測定指標】 ①引き続き、相場操縦等の不正行為や悪質な取引等に対する機動的な市場監視に取り組んでいきます。 ②引き続き、様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析等によるフォワードルッキングな市場監視に取り組んでいきます。 ③引き続き、課徴金納付命令勧告を視野に入れた積極的・機動的

	な調査・検査の実施に取り組んでいきます。 ④引き続き、多様な投資者の保護の充実・強化に向けた証券モニタリングの適切な実施に取り組んでいきます。 ⑤引き続き、投資家被害の拡大防止のための裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化に取り組んでいきます。 ⑥引き続き、不正行為の監視や注文執行の状況等の検証を通じた複数の市場をまたぐ取引の実態把握の実施に取り組んでいきます。 ⑦引き続き、重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処していきます。 ⑧引き続き、市場規律の強化に向けた国内外の各機関等との連携強化や情報発信等に取り組んでいきます。 ⑨引き続き、事案の態様に応じた適正な調査・検査を実施していくため、業務の継続的な点検等に取り組んでいきます。 ⑩引き続き、デジタルフォレンジック技術の向上及びシステムの高度化、幅広い視点を持った人材の育成に取り組んでいきます。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 新型コロナウイルス感染症への対応	金融・資本市場に不安定な動きが見られる足元において、市場の公正性・透明性確保及び投資者保護の実現のため、相場操縦等の不正行為等について警戒水準を高めて機動的な市場監視を実施しました。
② 内外環境を踏まえた情報力の向上	問題の未然防止・早期発見につなげるため、現物株式市場をはじめ、債券やオルタナティブ、デリバティブなど様々な金融市場の動向や課題について多面的な分析を行ったほか、市場環境を踏まえ、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析を行うなど、フォワードルッキングな市場監視を行いました。
③ 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施	- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、調査・検査を積極的・機動的に行いました。 - 証券モニタリングにおいては、高齢者を含む多様な投資者の保護の充実・強化を図る観点から、適合性の原則の明確化等を踏まえた顧客本位の業務運営の定着状況のモニタリングとして、顧客の利益を犠牲にして自己の利益を図るために顧客属性や意向に照らして過度な頻度・数量の取引を勧誘する行為等についての検証を、新型コロナの影響下における顧客対応やビジネスモデルの変化等についてのモニタリングとして、マーケット急落時の勧誘や顧客フォローの状況、新型コロナの中での経営環境や業務運営に与える影響について確認しました。 - 無登録業者による投資者被害の拡大防止のため、無登録で金融商品取引業を行っている者について、金融商品取引法違反行為に関する裁判所への禁止命令等の申立て実施等を行うとともに、金融庁や警察当局等、関係機関との相互連

	携の強化に努めました。 - 不正行為等の監視や各種取引における注文執行の状況等の検証を行う観点から、PTS を運営する金融商品取引業者に対するモニタリングの実施、業務の運営状況等の検証を行ったほか、ダークプールを運営またはダークプールに注文を回送する金融商品取引業者に対し、内部管理態勢の整備状況等に関するアンケートを発出しました。これらの集計・分析を進めることで、複数の市場をまたぐ顧客注文等への対応状況を検証しました。 - 重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処しました。
④ 市場規律強化に向けた実効的な取組等	- 自主規制機関や取引所等との意見交換会の実施や IOSCO 等への参加を通じて当局間の取組や問題意識の共有等を行うなど、国内外の多様な市場関係者との連携の強化や拡大に努めました。 - 各種事例集やウェブサイト（市場へのメッセージやアクセス FSA）等を通じた情報発信、寄稿、講演等を通して国内外への情報発信を積極的に実施し、市場環境整備に貢献しました。 - 事案の多様化・複雑化やデジタライゼーションの進展の中で、多角的・多面的な分析・検証や適切な証拠収集等、事案の態様に応じた適正な調査・検査を引き続き実施していく観点から、業務の継続的な点検に努めました。
⑤ デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成	- 戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進を図る観点から、証券取引等監視委員会事務局総務課に新たに IT 戦略室を設置（令和 2 年 7 月）するとともに、取引監視システムの機能の強化や金融機関への預貯金等照会業務のデジタル・オンライン化に取り組みました。また、デジタルフォレンジックに関する外部講習会への参加や、最新の電子機器・ソフトウェアにも対応できる機器類の整備等により、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化を継続的に推進しました。 - 検査・調査等に資する IT 人材育成を目的とした ICT 研修を含め、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについて研修等を実施するとともに、職員を IOSCO や海外当局主催の研修に参加させる等、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算	347	265	218	244
		補正予算	▲0	▲1	261	—
		繰越等	—	—		
		合 計	347	264		
	執行額（百万円）		347	187		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 3 年 6 月 15 日～7 月 8 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①～⑩】 - 証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期） ～信頼され魅力ある資本市場のために～（証券取引等監視委員会 令和 2 年 1 月 24 日公表） - 令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（金融庁 令和 2 年 8 月 31 日公表） 【測定指標④～⑥】 - 令和 2 事務年度証券モニタリング基本方針（証券取引等監視委員会 令和 2 年 8 月 4 日公表）
担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総合政策局 総務課審判手続室 監督局 証券課
政策評価実施時期	令和 3 年 7 月

令和2年度 実績評価書

金融庁令 2(施策Ⅲ-2)

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること
目標設定の考え方・根拠	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。 【根拠】 ・「成長戦略フォローアップ」（令和元年 6 月 21 日閣議決定） ・「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ・「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定） ・「令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」（令和 2 年 8 月 31 日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成 30 年 6 月 28 日） ・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成 25 年 6 月 19 日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成 28 年 3 月 8 日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（平成 30 年 7 月 5 日、令和元年 9 月 3 日） ・「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（平成 31 年 1 月 22 日）

測定指標		
指標①	[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成 30 年 6 月 28 日）を踏まえた取組の促進	【達成】
令和 2 年度目標	報告書を踏まえた必要な取組を実施	
令和 2 年度実績	・ 報告書を踏まえ、ルールへの形式的な対応に留まらない記述情報の開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「記述情報の開示の好事例集 2020」を公表（令和 2 年 11 月公表、3 年 3 月最終更新）するとともに、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」について、開示例を更新する形で改めて公表しました（3 年 3 月）。	

		・ 有価証券報告書における記述情報の開示の充実に向けた取組として、企業等に対し、セミナーを実施しました（令和2年4月～3年3月）。	
指標②	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況		【達成】
	令和2年度 目標	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施	
	令和2年度 実績	・ 有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について公表しました（令和3年4月）。 ・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対し、8件の課徴金納付命令の決定を行いました。 ・ 無届募集の疑いがあることが判明した場合には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、有価証券届出書等の提出を慫慂しました。	
指標③	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）		【達成】
	基準値	実績	目標値
	令和元年度	令和2年度	令和2年度
	100%	100%	99.9%以上
指標④	【主要】我が国において使用される会計基準の品質向上		【達成】
	令和2年度 目標	国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進	
	令和2年度 実績	・ 関係機関と連携し、以下の取組を推進・実施するとともに、企業会計審議会総会・会計部会（令和2年11月開催）において、これらの取組状況について審議を行いました。 i）IFRS 任意適用企業の拡大促進 ・ IFRS 任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、令和2年度末時点で239社（元年度末231社）、全上場企業の時価総額の44.0%（元年度末37.2%）まで増加しました。 ii）IFRSに関する国際的な意見発信の強化 ・ のれんの会計処理については、我が国の関係者が連携して、企業会計基準委員会（ASBJ）において、国際会議の場で意見発信等を行っており、ASBJは、国際会計基準審議会が公表したディスカッション・ペーパーに対して、我が国の関係者の意見を踏まえたコメントレターを提出しました（令和2年12月）。 iii）日本基準の高品質化 ・ ASBJは、投資信託の時価の算定に関する取扱いを定めた「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の公開草案を公表しました（令和3年1月）。また、会社法改正（元年12月）を踏まえ、実務対応報告「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等を公表しました	

		(3 年 1 月)。 - 金融庁では、ASBJ において公表した「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等（令和 2 年 3 月）及び「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等（3 年 1 月）を踏まえ、内閣府令を改正しました（2 年 6 月及び 3 年 2 月）。 iv) 国際的な会計人材の育成 - 財務会計基準機構（FASF）が中心となり、国際会計人材ネットワークの登録者等を対象に、シンポジウム（令和 3 年 3 月）を開催しました。これまでの取組等により、登録者数は 1,248 名まで増加しました（3 年 3 月）。
指標⑤ [主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況		【達成】
	令和 2 年度 目標	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化
	令和 2 年度 実績	- 企業会計審議会監査部会を開催し、有価証券報告書等における財務諸表等以外の情報である「その他の記載内容」に係る監査基準の改訂に関する意見書を公表しました（令和 2 年 11 月）。 - 大手・準大手監査法人等が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証しました。 - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、決算・監査業務に従事する者の健康に配慮しつつ、適切な企業情報の開示が行われるようにする観点から、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、東京証券取引所等の関係者をメンバーとする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を 10 回開催し、企業決算・監査・株主総会などをめぐる課題に関し、現状認識や対応の在り方について共有を図りました。感染拡大のピーク時を含め、クラスターの発生等の大きな混乱はなく、企業決算・監査業務等を進めることができたことを評価しました。 「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、関係者との意見交換などにより、その実施状況をフォローアップしました。 「監査上の主要な検討事項」の記載については、日本公認会計士協会がその事例を分析し、監査基準委員会研究資料第 1 号「「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート」を公表しました。 - 新型コロナの中における企業決算・監査業務への影響等を踏まえ、押印等の在り方を含めて決算・監査手続のデジタル化の推進について、日本公認会計士協会と検討を行いました。結果、日本公認会計士協会より、リモートワーク環境下における決算・監査上の対応に係る留意事項を公表しました。 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、主要な会合が延期、オンライン開催に変更される中、IFIAR 代表理事国として、監査の品質確保や将来的な在り方に関する議論に貢献するとともに、ワーキング・グループの活動においても、執行ワーキング・グループ副議長やリスクコール

		議長をはじめ、個別プロジェクトのリーダーを務めるなど積極的に議論に参加・貢献しました。 - 令和2年6月、日本IFIARネットワーク総会を主催し、IFIARにおける議論を国内のステークホルダーに還元しました。 - IFIAR事務局の円滑な運営のため、必要な支援を引き続き行いました。
指標⑥ [主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況		【達成】
	令和2年度目標	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施
	令和2年度実績	- 新型コロナウイルス感染症の拡大も一つの契機として、働き方の新しいスタイルを積極的に取り入れる観点も踏まえ、監査事務所に対する審査会のモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるようモニタリングの実施方法を見直しました。 - 品質管理レビューを審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善報告に対する改善計画の実施状況等について検証しました（令和2年度報告徴収件数は、レビュー実施件数80件のうち65件（実施率81.25%））。 - 審査結果等を踏まえて、8先の監査法人に対して検査を実施し、当該検査の結果把握した品質管理等の問題点等について改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた1先の監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました。 - 監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況を検証しました。 - 大手・準大手監査法人等が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて整備したガバナンス態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証しました。 - 海外子会社にかかるグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制を検証し、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認しました。
指標⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況		【達成】
	令和2年度目標	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施
	令和2年度実績	- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に留意しながら、日程変更を行った令和2年公認会計士試験を着実に実施しました。 - 公認会計士試験受験者の裾野をより拡大するため、全国18の大学・高等学校において講演会を実施しました。
指標⑧ 国際会計人材ネットワークの登録者数		【達成】
	令和2年度目標	国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進
	令和2年度実績	国際会計人材ネットワーク登録者数 1,248名（令和3年3月時点）（元年度 1,120名（2年2月時点））

参考指標		
指標① 課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞		
令和２年度 実績	・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、８件の課徴金納付命令を行いました。	
指標② 開示書類の提出会社数（内国会社）		
令和２年度 実績	・ ４,５０３ 社（令和元年度 ４,４８７ 社）	
指標③ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数		
令和２年度 実績	・ ４１,２８６ 件（令和元年度 ３８,７０４ 件）	
指標④ EDINET のアクセス件数（API 経由のアクセス件数を含む）		
令和２年度 実績	・ ２８,５８６ 千件/月（令和元年度 ２５,６０９ 千件/月）	
指標⑤ EDINET の利用者の利便性向上のための取組の実施状況＜内容＞		
令和２年度 実績	・ EDINET の次期システムの構築について、内閣官房情報技術（IT）総合戦略室が試行的に実施した技術的対話^{（注）}を経て、一般競争入札により次期システムの構築事業者を決定し、構築作業に着手しました（令和２年９月）。当該構築作業においては、EDINET で公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長など利用者の利便性向上を目指しています。 （注）技術的対話とは、発注者と事業者との対話により、発注者が技術提案の改善・再提出を求め、事業者から技術提案の改善、コスト削減案等を提示させる行為であり、これらを一般競争入札の調達手続の中で行うものをいう。	
指標⑥ IFRS の任意適用企業数及びその時価総額の割合		
令和２年度 実績	・ IFRS 任意適用企業数 ２３９ 社（令和元年度末 ２３１ 社） ・ 全上場企業の時価総額の割合 ４４.０％（令和元年度末 ３７.２％）	
指標⑦ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞		
令和２年度 実績	・ 監査法人に対する処分 １ 件（令和元年度 １ 件） ・ 公認会計士に対する懲戒処分 ２ 件（令和元年度 ６ 件）	
指標⑧ 監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況＜件数＞		
令和２年度 実績	・ 検査件数 １０ 件（令和元年度 ９ 件） ・ 勧告件数 １ 件（令和元年度 １ 件）	
指標⑨ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数		
令和２年度 実績	・ 審査会トップページ 年間件数 １,０２８,２８８ 件（令和元年度 １,２３５,４０６ 件） 月間平均件数 ８５,６９１ 件（元年度 １０２,９５１ 件） ・ 公認会計士試験関係 年間件数 ３５７,５２０ 件（令和元年度 ４５５,６３７ 件） 月間平均件数 ２９,７９３ 件（元年度 ３７,９７０ 件）	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応（測定指標①）、IFRSの任意適用企業の拡大（測定指標④）等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。 また、有価証券報告書レビュー（測定指標②）や「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を受けた所要の内閣府令の整備等（測定指標⑤）、IFIARへの積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化（測定指標⑤）、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が整備した態勢の実効性の検証（測定指標⑥）等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行いました。 EDINETの稼働率（測定指標③）については、目標値である99.9%以上を確保しました。 以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。
	【必要性】 投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行うことは、我が国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に貢献すると考えられます。 【効率性】 以下のように企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関と連携して取組を行いました。 IFRSの任意適用企業の拡大促進等の取組を実施するに当たり、FASB等の関係機関と適切に役割分担し取り組みました。 【有効性】 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえ、内閣府令を改正するとともに、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」を公表するとともに、「記述情報の開示の好事例集」を更新しました。加えて、企業の経営者等に対する講演会の実施や、主に上場企業における開示の充実に向けた研修会を実施し、当該資料を金融庁ホームページに掲載しました。これらにより、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組を進めることができました。 また、監査法人等の監査の質の向上を促すための施策の実効性を確保する観点から、以下の取組を行いました。

	・ 監査法人等に対する適切な監督、並びに品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しました。 ・ モニタリングについては、新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響を踏まえ柔軟に対応するとともに、内容や実施方法の見直しを行いました。 ・ 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が整備した態勢の実効性を検証しました。 ・ 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制を検証し、IT を活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認しました。 ・ 会計監査の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査法人等の状況等について分かりやすい形で情報提供するため、令和2年版モニタリングレポートの公表に取り組みました。 ・ 監査法人等や市場参加者の一層の理解を図るため検査結果事例集の改訂等に取り組みました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 引き続き、企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う必要があります。 また、新型コロナウイルス感染症への対応として、金融・資本市場関係者の負担軽減など必要な措置を実施していく必要があります。 【 施 策 】 企業全体の開示レベルの向上のため、上場企業等に対して記述情報の開示の充実に向けた取組について周知活動を行う必要があります。 また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤強化を目指します。 【測定指標】 ① 金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め、幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討します。 ② 引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適切性の確保に努めます。 ③ EDINET の安定運用を確保するため、引き続き 99.9%以上の稼働率を目標として取り組んでいきます。 ④ 企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとな

	るよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組を進めます。 ⑤ 引き続き、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を進めます。 また、IFIAR 事務局の円滑な運営に必要な支援と、IFIAR 関連活動等への積極的な関与・貢献を継続するとともに、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図ります。 ⑥ 引き続き、適正な会計監査の確保に資するよう、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等に対して厳正な処分を行うなど、適正な監督を実施するとともに、品質管理レビューのより適切な審査及び監査法人等に対するより実効的な検査を実施していきます。 ⑦ 引き続き、日本公認会計士協会等とも連携しつつ、優秀な会計人材確保に向けた取組を実施していきます。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施	- 記述情報の開示の充実を図るため、「記述情報の開示の好事例集 2020」を公表（令和 2 年 11 月公表、3 年 3 月最終更新）するとともに、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」について、開示例を更新する形で改めて公表しました（3 年 3 月）。 - また、有価証券報告書における記述情報の開示の充実に向けた取組として、企業等に対し、セミナーを実施しました（2 年 4 月～3 年 3 月）。 - 上記の取組により、企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施ができました。
② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保	- 外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、適正な情報を確保するとともに、法令やガイドライン等の根拠を示すこと等により適切・迅速に回答を行いました。 - 有価証券報告書レビューとして、①新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の開示の審査、②法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査）、③重点テーマ審査（会計基準の改正等があった特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査）、を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表しました（令和 3 年 4 月）。 - 有価証券報告書虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員会の勧告を受け、8 件の課徴金納付命令の決定を行いました。 【有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】 （単位：件）

	区 分	30 年度	元年度	2 年度
	課徴金納付命令件数	8	7	8
(出所) 総合政策局総務課審判手続室調 ・ 無届募集を行う者への対応については、ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集の疑いがあることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出を慫慂しました。 ・ 上記の取組により、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。また、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書虚偽記載等に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容の正確かつ適時な開示に資することができました。				
③ EDINET の整備				
・ EDINET については、システムの安定運用に努めるとともに、開示用電子情報処理組織による手続に係る制度改正に伴う改修を実施しました。 ・ また、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法を導入し、令和 4 年 3 月末までに EDINET の次期システムの構築を行います。2 年度は、内閣官房情報技術 (IT) 総合戦略室が試行的に実施した技術的対話を経て、一般競争入札により次期システムの構築事業者を決定し、構築作業に着手しました。 ・ このような中、EDINET の稼働率は目標値である 99.9%以上を達成したほか、インターネットを通じた EDINET 情報公開サイトへのアクセス件数 (API 経由のアクセス件数を含む。)等は、前年度を上回る件数となりました。 ・ こうした取組により、EDINET による投資者に対する投資判断に必要な情報提供に資することができました。				
④ 我が国において使用される会計基準の品質向上				
・ FASB、ASBJ、日本公認会計士協会等の関係機関と連携し、以下の取組を推進・実施するとともに、企業会計審議会総会・会計部会 (令和 2 年 11 月開催)において、これらの取組状況について審議を行いました。これらの取組により、我が国において使用される会計基準の品質向上に資することができたと考えています。 i) IFRS 任意適用企業の拡大促進 ・ IFRS 任意適用企業数 (適用予定企業数を含む)は、令和 2 年度末時点で 239 社 (元年度末 231 社)、全上場企業の時価総額の 44.0% (元年度末 37.2%) まで増加しました。 ii) IFRS に関する国際的な意見発信の強化 ・ のれんの会計処理については、我が国の関係者が連携して、ASBJ において、国際会議の場で意見発信等を行っており、ASBJ は、国際会計基準審議会が公表したディスカッション・ペーパーに対して、我が国の関係者の意見を踏まえたコメントレターを提出しました (令和 2 年 12 月)。 iii) 日本基準の高品質化				

	- ASBJ は、投資信託の時価の算定に関する取扱いを定めた「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の公開草案を公表しました（令和 3 年 1 月）。また、会社法改正（元年 12 月）を踏まえ、実務対応報告「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等を公表しました（3 年 1 月）。 - 金融庁では、ASBJ において公表した「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等（令和 2 年 3 月）及び「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等（3 年 1 月）を踏まえ、内閣府令を改正しました（2 年 6 月及び 3 年 2 月）。 iv) 国際的な会計人材の育成 - FASF が中心となり、国際会計人材ネットワークの登録者等を対象に、シンポジウム（令和 3 年 3 月）を開催しました。これまでの取組等により、登録者数は 1,248 名まで増加しました（3 年 3 月）。
⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施	- 監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、国際的な議論も踏まえつつ、品質管理基準の見直しについて検討しました。 - 監査法人等の独立性を確保するための方策について、チームメンバーローテーションの実施状況、監査市場の寡占状況や非監査業務の位置づけ等の観点も含め、海外の動向も踏まえながら、引き続き分析・検討を行いました。 「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、関係者との意見交換などにより、その実施状況をフォローアップしました。 - 令和 3 年 3 月期から全面適用される「監査上の主要な検討事項」について、投資家の投資判断に有用なものとなるよう、日本公認会計士協会地域会との意見交換会において早期適用事例を紹介したほか、有価証券報告書における企業側の情報開示を促すなど関係者の理解を深めるための対応に努めました。 - 企業会計審議会監査部会を開催し、有価証券報告書等における財務諸表等以外の情報である「その他の記載内容」に係る監査基準の改訂に関する意見書を公表しました（令和 2 年 11 月）。 - 令和 3 年 2 月から企業会計審議会監査部会を開催し、監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、国際的な議論も踏まえつつ、品質管理基準等の見直しについて議論を行いました。 - IFIAR 等を通じたグローバルな監査品質の向上に向けた取組については、我が国に拠点を置く同事務局への支援の継続、IFIAR における議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用した IFIAR への積極的な貢献を行うとともに、各国の監査監督当局との一層の連携強化に取り組みました。 - 新型コロナの中における企業決算・監査業務への影響等を踏まえ、押印等の在り方を含めて決算・監査手続のデジタルライゼーションの推進について検討を進めました。その一環として、押印を求めている手続を見直し、府令等の改正を行い、監査法人等における IT 活用に資する取組を日本公

	認会計士協会と連携を図りました。 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、決算・監査業務に従事する者の健康に配慮しつつ、適切な企業情報の開示が行われるようにする観点から、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、東京証券取引所等の関係者をメンバーとする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を10回開催し、企業決算・監査・株主総会などをめぐる課題に関し、現状認識や対応の在り方について共有を図りました。また、決算・監査業務のために十分な時間を確保できるよう、有価証券報告書等の提出期限の一律延長を行いました。こうした取組等により、企業の決算・監査業務に従事する者の間で感染が拡大する事態を避け、多くの企業が大きな混乱なく決算・監査を完了することができました。 上記の取組により、適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施ができました。
⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督	
	- 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施しました。 - モニタリングについては、新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響等を踏まえ柔軟に対応するとともに、内容や実施方法の見直しなどを行いました。 - 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューにかかる審査を公認会計士・監査審査会として適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行いました。 - 監査品質を向上させるため、トップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況のほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて整備された態勢が、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証しました。 - 海外子会社にかかるグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制を検証し、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認しました。 - モニタリングにより把握した状況については、情報の内容や発信の充実に努めつつ、分かりやすい情報提供を行いました。 - 日本公認会計士協会の品質管理レビュー等の実効性向上の進捗等を踏まえ、公認会計士・監査審査会のモニタリングとの実効的な連携等に取り組みました。
⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	
	新型コロナウイルス感染拡大の影響に留意しながら、日程変更を行った令和2年公認会計士試験（論文式試験：2年8月から同年11月に変更）及び3年公認会計士試験（短答式試験：3年5月に一本化、論文式試験：同年8月）の着実な実施に向け、感染防止策を含めて適切に取り組みました。

- ・ 大学生、高校生向けの講演をはじめ、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための広報活動等を日本公認会計士協会と適宜連携して実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	690	697	1,347	1,348
		補正予算	176	—		—
		繰越等	—	178		
		合 計	514	875		
	執行額 (百万円)		713	736		

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 3 年 6 月 15 日～7 月 8 日）
---------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・「記述情報の開示の好事例集 2020」の追加・公表及び「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」の更新について https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210322-3.html 【測定指標④】 ・実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の公表（ASBJ 令和 2 年 9 月 29 日公表） ・実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の公表（ASBJ 令和 3 年 1 月 28 日公表） ・「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（1 年 3 月以内施行及び 1 年 6 月以内施行）等に伴う金融庁関係政府令等の改正案に対するパブリックコメントの結果等の公表について（金融庁 令和 3 年 2 月 3 日公表） ・「国際会計人材ネットワーク」の登録リスト（FASF 令和 3 年 3 月 1 日現在） ・国際会計人材ネットワーク第 4 回シンポジウム（FASF 令和 3 年 3 月 3 日開催） 【測定指標⑤】 ・「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（案）」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）等に対するパブリックコメントの結果等について（令和 2 年 12 月） https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201223/20201223.html ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会 https://www.fsa.go.jp/singi/coronakansakyougikai/index.html ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応（骨子）（令和 2 年 7 月 2 日） https://www.fsa.go.jp/singi/coronakansakyougikai/01.pdf ・「日本 IFIAR ネットワーク第 4 回総会議事次第」（金融庁 令和 2 年
-----------------------------------	---

	6月8日公表) https://www.fsa.go.jp/ifiar/20200608.html - IFIAR Urges Continued Audit Quality Improvement Efforts (IFIAR 令和3年3月15日公表) https://www.ifiar.org/latest-news/ifiar-urges-continued-audit-quality-improvement-efforts/ 【測定指標⑥】 「公認会計士・監査審査会の活動状況」(公認会計士・監査審査会 令和2年5月29日公表) 「監査事務所検査結果事例集(令和2事務年度版)の公表について」(公認会計士・監査審査会 令和2年7月14日公表) 「令和2年版モニタリングレポートの公表について」(公認会計士・監査審査会 令和2年7月14日公表) 「監査事務所等モニタリング基本方針ー監査の実効性の更なる向上を目指してー」(公認会計士・監査審査会 令和元年5月17日公表) 「令和2事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(公認会計士・監査審査会 令和2年7月14日公表) 「『公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～』の公表について」(公認会計士・監査審査会 平成28年3月24日公表) 「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(金融庁、公認会計士・監査審査会 平成21年9月14日公表) 「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本方針」(公認会計士・監査審査会 平成22年1月14日公表) 【測定指標⑦】 「令和2年公認会計士試験の合格発表について」(公認会計士・監査審査会 令和3年2月16日公表) 「令和2年の講演会等」、「令和3年の講演会等」(公認会計士・監査審査会) https://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/kouen.html
--	---

担当部局名	企画市場局 企業開示課 総合政策局 IFIAR戦略企画室、審判手続室 公認会計士・監査審査会
政策評価実施時期	令和3年7月

令和2年度 実績評価書

金融庁令 2(施策Ⅲ-3)

施策名	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の 考え方・根拠	金融庁では、間接金融中心の金融仲介から直接金融も高い機能を発揮するシステムへの転換に向け、資本市場の見直しを継続的に進めてきた。しかし、実際の資金の流れには大きな変化がみられていない。 我が国の資本市場における市場機能及び金融仲介機能の発揮状況の鳥瞰的な点検を行い、その機能・魅力の向上に向けて、投資家保護に配慮しつつ対応・検討を進めていく必要がある。 また、対応・検討に当たっては、我が国の金融資本市場の機能を高め、アジアや世界における役割を高めるという観点からも取り組む。 【根拠】 ・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定） ・「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定） ・「成長戦略実行計画」（令和2年7月17日閣議決定） ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成28年12月22日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 ・「コーポレートガバナンス・コード」（平成30年6月1日改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（平成30年6月1日） ・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（平成31年4月24日） ・『「責任ある機関投資家」の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～』（令和2年3月24日再改訂） ・「市場構造専門グループ報告書－令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて－」（令和元年12月27日） ・「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」（令和2年8月31日）

測定指標		
指標① [主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況		【達成】
令和2年度 目標	企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるためのコーポレートガバナンスの在り方について検討を行う	
令和2年度 実績	・ コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて、令和2年10月より、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（金融庁と東京証券取引所を共同事務局として平成27年8月に設置）を再開し、令和3年3月まで計7回開催しました。 ・ 令和2年10月から12月にかけて開催した同会議における議論を踏まえ、取締役会の機能発揮と企業の中核人材の多様性（ダイバーシティ）の確保を二つの柱とした意見書（「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」）を同年12月18日に公表しました。 ・ 令和2年10月から3年3月にかけての同会議における議論を踏まえ、3年3月31日にコーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて改訂案を提示の上、議論を行いました。 ・ コーポレートガバナンス・コード再改訂案では、主に取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）に関する開示の充実についての項目を盛り込みました。	
指標② [主要] 資産運用業の高度化に向けた取組の状況		【達成】
令和2年度 目標	投資運用業者における運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に取り組む	
令和2年度 実績	・ 投資運用業者における運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に向けて、国内大手資産運用業者やグループ親会社との間で、ガバナンスや経営体制等について対話を行いました。	
指標③ [主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況		【達成】
令和2年度 目標	「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応	
令和2年度 実績	・ 「金融業の拠点開設サポートデスク」及びその機能を引き継ぐ形で令和3年1月12日に開設された「拠点開設サポートオフィス」において、日本への拠点開設を検討する海外の資産運用会社等から、日本拠点開設に係る金融法令の手続等に関する相談を2年度は108件受け付け、関係自治体等連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに7社の業登録が完了しました。	
指標④ 海外プロモーション活動等の取り組み状況		【達成】
令和2年度 目標	国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う	
令和2年度 実績	・ 日本での拠点開設を検討する海外金融事業者等が参加するセミナーでの講演や各国の在外公館を通じた情報発信に取り組みました。また、海外当局との会議等を通じ、当庁の取組を紹介し、意見交換を行いました。	

		日本への参入を検討する海外金融事業者にとって有益な情報を発信するための専用ウェブサイト令和3年3月に開設しました。
指標⑤ 市場機能強化に向けての施策の推進状況		【達成】
令和2年度 目標	決済期間短縮化、総合取引所における取引商品の更なる拡大など	
令和2年度 実績	- 大阪取引所は、シカゴマーカンタイル取引所（CME）市場に上場されているWTI、ガソリン、軽油の3つのエネルギー先物で構成される「CME原油等指数先物」の上場について、令和2年9月に制度要綱を公表の上、パブリックコメントの募集を実施し、総合取引所における取引商品の更なる拡大などに向けて取り組んでいるところ、金融庁として関係者への働きかけや取組の支援等を行いました。 - 令和2年10月より、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」を計7回開催し、成長資金の供給の在り方や海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備、顧客情報の共有に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）等について議論を行い、同年12月、海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備及び外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制の緩和に関する報告書を公表しました。 - 上記報告書を踏まえ、外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制の緩和に関する内閣府令改正について、パブリックコメントを開始しました（令和3年3月）。 - 令和2年12月より、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の下に「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」を設置し、市場構造の変化を踏まえた最良執行の在り方等について、計2回議論を行いました。 - ETF市場の流動性向上を図るためのETFの設定・交換に係る清算の取扱い開始に向けて、日本証券クリアリング機構（JSCC）や関係者の準備状況を適切にフォローするとともに、業務方法書の改正を認可しました。JSCCが当該清算業務を開始したことに伴い、ETFの設定・交換にかかる決済期間が従来のT+3～5からT+2（約定日から2日後決済）に短縮されました（令和3年1月）。	
指標⑥ 清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況		【達成】
令和2年度 目標	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す	
令和2年度 実績	- 外国清算機関免許制度の例外的取扱いを認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するための改正政令及び告示を公布・施行しました（令和2年6月）。 - 証券保管振替機構（ほふり）及びJSCCでは、資本蓄積の状況や利用者還元の見点から、株取引に関する振替・清算手数料の引下げの検討を開始しました。これにより、ほふりでは、中期経営計画で示していた手数料の引下げを令和3年4月から行うことを決定し、JSCCでも、同年3月	

		より利用者との協議を開始しました。金融庁としても、同両機関と利用者との対話を促し、手数料見直しに係る検討を後押ししました。 - 令和 2 年金融商品取引法改正により、店頭デリバティブ取引情報報告の報告先が取引情報蓄積機関に一本化されることを受け、制度詳細を規定する関係内閣府令・告示の改正に係るパブリックコメントの募集を行い（2 年 12 月）、その結果を踏まえ同内閣府令・告示を公布しました（3 年 3 月）。 - 金融商品取引業者等から報告を受けている店頭デリバティブ取引情報を、取りまとめの上、公表しました（令和 3 年 3 月）。 - 市場の活性化及び市場の利便性の向上のため、JSCC の上場デリバティブ部門における損失補償制度について関係者間の議論を促しました。これを受けて JSCC において、証拠金をより保守的にするとともに、清算参加者の負担を有限とする業務方法書の改正が行われ、金融庁としてこれを認可しました（令和 2 年 7 月）。
指標⑦ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況		【達成】
	令和 2 年度 目標	①LIBOR の代替金利指標については、ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として早期に構築されるよう、市場関係者の取組を促す ②同指標の算出・公表主体におけるガバナンス体制の構築状況を注視する ③TIBOR については、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組をフォローアップする ④TIBOR の欧州域内利用に向けて必要な対応を完了させる
	令和 2 年度 実績	- LIBOR の恒久的な公表停止を見据え、ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として早期に構築されるよう、市場関係者の取組を促しました。また、同指標の算出・公表主体におけるガバナンス体制の構築状況を注視していくほか、特定金融指標規制の適用及び欧州域内利用に向けた必要な対応についても、並行して検討しました。 - TIBOR については、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組をフォローアップしました。TIBOR の欧州域内利用に関しては、欧州委員会との間で、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議しました。

参考指標		
指標① 指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況		
	令和 2 年度 実績	- 指名委員会 58.0%（令和元年 49.7%） - 報酬委員会 61.0%（令和元年 52.4%）
指標② 独立社外取締役を 2 名以上選任する企業数（東京証券取引所市場第一部）		
	令和 2 年度 実績	95.3%（令和元年 93.4%）
指標③ 買収防衛策の状況		
	令和 2 年度 実績	国内機関投資家の買収防衛反対率 86.2%（令和元年 77.2%）

指標④	スチュワードシップ・コードを受け入れる機関数及び、そのうち個別の議決権行使結果の公表を行う機関数
令和2年度実績	・ スチュワードシップ・コードを受け入れる機関 304 機関（令和元年 280 機関） ・ 個別の議決権行使結果の公表を行う機関 126 機関（令和元年 124 機関）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を令和2年10月から3年3月にかけて計7回開催し、取締役会の機能発揮と企業の中核人材の多様性（ダイバーシティ）の確保を二つの柱とした意見書（「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」）を2年12月18日に公表し、3年3月31日にコーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて改訂案を提示の上、議論を行いました（測定指標①）。 国内大手投資運用業者等との間で対話を通じて、取組の進捗を検証することで、運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等を図りました（測定指標②）。 金融業の拠点開設サポートデスク及び拠点開設サポートオフィスで受け付けた相談に適切に対応しました（測定指標③）。 セミナー等イベントへの参加やウェブサイトの開設を通じて、国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行いました（測定指標④）。 大阪取引所は、CME 市場に上場されている WTI、ガソリン、軽油の3つのエネルギー先物で構成される「CME 原油等指数先物」の上場について、令和2年9月に制度要綱を公表の上、パブリックコメントの募集を実施し、総合取引所における取引商品の更なる拡大などに向けて取り組んでいるところ、金融庁として関係者への働きかけや取組の支援等を行いました（測定指標⑤）。 ETF 市場の流動性向上を図るため、金融商品取引清算機関及び関係業界による ETF 設定・交換にかかる決済期間を短縮するための取組を促しました（測定指標⑥）。 市場インフラの安定性確保等に向けて、各種法令の改正作業を行うとともに、店頭デリバティブ取引情報の公表を行いました（測定指標⑦）。 以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されるためには、資金調達に係る利便性の向上等の環境整備を行う必要があります。 【効率性】 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論等を通じ、コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて改訂案を提示したことにより、コーポレートガバナンス改革の実効性の向上に向け、効率的・効果的に取組を進めることができました（測定指標①）。 【有効性】 大阪取引所に「CME 原油等指数先物」を上場させ、総合取引所における取引商品を拡大することなどは、投資家利便や流動性を向上させ、国際競争力の強化につながるため、施策としての有効性が認められます（測定指標⑤）。 ETF 設定・交換にかかる決済期間の短縮化により、取引参加者の利便性が高まり、ETF 市場の流動性の向上が期待されることから、施策としての有効性が認められます（測定指標⑤）。 JSCC の上場デリバティブ部門における損失補償制度の制度改正が行われたことにより、市場の活性化及び市場の利便性の向上が見込まれることから、施策としての有効性が認められます（測定指標⑥）。 外国清算機関免許制度の例外的取扱を認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、外国清算機関に対して、当該取引等の清算業務を認めるに際し、当該外国清算機関を監督する外国当局による、我が国が行う行政上の調査協力に応ずる旨の保証があることを条件とすることにより、その適正かつ安定的な運用の確保につながったと考えられることから、施策としての有効性が認められます（測定指標⑥）。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、コーポレートガバナンス・コードの再改訂を公表した後、フォローアップを行う必要があります（測定指標①）。 東京証券取引所において、令和 4 年 4 月の新市場区分への円滑な移行を実現するため、2 年に公表した規則改正案や 3 年春に予定されるコーポレートガバナンス・コードの改訂やそれを踏まえた上場会社による市場選択手続等の所要の制度整備を行い、金融庁としてもこれらの取組を後押しします（測定指標⑤）。 【施策】 我が国資本市場の一層の機能発揮に向けて、投資家保護に配慮しつつ、取引所内外における資金の流れの多様化を促す施策などの検討を行う必要があります（測定指標⑤）。

	【測定指標】 ① 改革には一定の進捗が見られると考えていますが、引き続き、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための取組を進めていきます。 ② 資産運用業の高度化に向けて、引き続き、投資運用会社等との対話を進めていきます。 ③ 引き続き、拠点開設サポートオフィスへの相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応していきます。 ④ 引き続き、セミナー等イベントでの講演やウェブサイトの充実を通じて、国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行います。 ⑤ 引き続き、市場機能強化に向け、成長資金の供給や、金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等、取引所における市場構造改革の推進等の施策を推進してまいります。 ⑥ 引き続き、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督し、清算手数料の見直しに係る検討を後押しする等、市場の利便性を向上するための取組を促してまいります。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組	・ コーポレートガバナンス改革の実効性をさらに高めていくため、以下の取組を行いました。 － 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を令和2年10月から3年3月にかけて計7回開催し、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多性の確保、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）に関する開示の充実等に関し、コーポレートガバナンス・コード改訂の具体的な内容について検討を行いました。 － 令和2年10月から12月にかけて開催した同会議における議論を踏まえ、取締役会の機能発揮と企業の中核人材の多性（ダイバーシティ）の確保を二つの柱とした意見書（「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多性の確保」）を同年12月18日に公表しました。 － 令和2年10月から3年3月にかけての同会議における議論を踏まえ、3年3月31日にコーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて改訂案を提示の上、議論を行いました。 ・ アセットオーナーの機能発揮に関しては、経済界等の様々な関係者との連携強化を図りつつ、母体企業への個別の働き掛けも含め、企業年金の運用態勢の充実や、スチュワードシップ・コードの受入れをはじめとするスチュワードシップ活動の促進に向けた取組を行いました。その結果、令和3年3月時点でスチュワードシップ・コードを受け入れた企業年金は45基金になりました。（2年3月時点では35基金）。

② 資産運用業の高度化

- ・ 各社の運用力強化に向けた取組が、中長期的に良好で持続可能なパフォーマンスを実現するための商品組成や顧客利益の観点からのファンド管理の徹底に繋がっているか等について、経営者を含めた各社との対話を継続的に実施しました。
- ・ 上記の対話等を通じて判明した課題や、資産運用業の現状の整理、今後の対応について、「資産運用業高度化プログレスレポート 2020」として取りまとめました。
- ・ 地方自治体等とも連携し、「投資運用業等登録手続ガイドブック」及び概要書様式を、国内外で配布・周知するとともに、必要に応じて利用者からのフィードバックを基に改訂しました。
- ・ 資産運用会社相互の健全な競争に資するよう、公募投信のパフォーマンス調査を定例化し、調査結果を、消費者を含む関係者によりわかりやすく提供しました。
- ・ 資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」を促進する観点から、公募投信だけでなく、機関投資家向けの私募投信の状況についても、調査・分析を行いました。
- ・ 国際的に見て我が国における投資が進んでいない PE ファンド等のファンドに今後の経済情勢の中でどのような役割を期待すべきか、またその際に必要な政策対応について検討しました。
- ・ ESG・SDGs への関心が高まる中、我が国資産運用業界における ESG・SDGs の現状について調査・分析しました。
- ・ インデックス運用の拡大を背景にインデックス・プロバイダーの存在感が高まっており、インデックス・プロバイダーの資産運用市場における機能について調査・分析しました。

③ 国際金融機能の確立

- ・ 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）において、日本の金融・資本市場の魅力を向上させ、海外金融事業者・高度外国人材の受入れ環境を整備するため、金融行政の英語化・ワンストップ化、参入手続の簡素化、税制措置、在留資格緩和、創業・生活支援等の取組とこれらに関する情報発信の強化について盛り込まれました。
- ・ 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等に対し、登録から監督までを英語によりワンストップで対応するための「拠点開設サポートオフィス」を、金融庁・財務局合同で令和 3 年 1 月 12 日に立ち上げ、従来「金融業の拠点開設サポートデスク」が担っていた機能も引き継がれました。
- ・ 「金融業の拠点開設サポートデスク」及び「拠点開設サポートオフィス」において、海外の資産運用会社等から日本拠点開設に係る金融法令の手続等に関する相談に的確に対応し、新たに 7 社の業登録が完了しました。
- ・ 投資運用業をはじめとした金融商品取引業の登録手続等に関する情報を提供し、金融商品取引業者の新規参入の円滑化を図ることを目的として作成した「投資運用業等登録手続ガイドブック」について、法令改正

	や英語・ワンストップ対応の取組を踏まえた改訂を行いました。 ・ 日本での拠点開設を検討する海外金融事業者等が参加するセミナーでの講演や各国の在外公館を通じた情報発信、専用ウェブサイトの開設に取り組みました（詳細は測定指標④を参照）。また、海外当局との会議等を通じ、当庁の取組を紹介し、意見交換を行いました。 ・ 令和2年10月より、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」にて海外の投資運用業者等の受入に係る制度整備について議論を行い、同年12月、海外の投資運用業者等の受入に係る制度整備を含む事項に関し報告書を公表しました。 上記報告書等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずる必要があることから、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（令和3年3月）。 ・ 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等が提出する登録申請書等について、英語での提出を可能とするため、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を公布・施行しました（令和3年1月）。
④ 市場の機能強化に向けた環境整備	・ 令和2年10月より、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」を計7回開催し、成長資金の供給の在り方や海外の投資運用業者等の受入に係る制度整備、顧客情報の共有に関する銀証ファイアーウォール規制等について議論を行い、同年12月、海外の投資運用業者等の受入に係る制度整備及び外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制の緩和に関する報告書を公表しました。 ・ 上記報告書を踏まえ、外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制の緩和に関する内閣府令改正について、パブリックコメントを開始しました（令和3年3月）。 ・ 令和2年12月より、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の下に「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」を設置し、市場構造の変化を踏まえた最良執行の在り方等について、計2回議論を行いました。 ・ 投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業の育成に資する市場となるよう、関係者とともに東京証券取引所の市場構造の見直しを進めました^(注1)。 ・ その一環として、東証株価指数（TOPIX）^(注2)について、機関投資家にとって使い勝手がよく、選定される企業にとっても納得感のあるインデックスとなるよう、市場区分とTOPIXの範囲を切り離し、連続性の確保を考慮しつつ、より流動性を重視する方向で企業を選定する等、東京証

	券取引所における算出方法の見直しのモニタリングを行いました^(注1)。 (注1) こうした取組を踏まえ、東京証券取引所は、 ・令和4年4月の新市場区分への移行に向けた上場維持基準や流通株式の定義の見直し等や、 ・新たなTOPIXの算出ルール等 についてパブリックコメントを行いました(2年12月)。 (注2) 東京証券取引所市場第一部に上場している全ての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした株価指数。昭和43年1月4日を基準日とし、その日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したもの。 ・大阪取引所は、CME市場に上場されているWTI、ガソリン、軽油の3つのエネルギー先物で構成される「CME原油等指数先物」の上場について、令和2年9月に制度要綱を公表の上、パブリックコメントの募集を実施し、総合取引所における取引商品の更なる拡大などに向けて取り組んでいるところ、金融庁として関係者への働きかけや取組の支援等を行いました。 ・我が国は他の先進国と比べて祝日が多く取引できない日が多いところ、大阪取引所は、同取引所が公表した「デリバティブの祝日取引に関するワーキング・グループ報告書」(令和2年6月30日公表)を踏まえ、先物取引に係る祝日取引の開始(4年秋以降)を目指しており、金融庁としても同取引所における検討・取組を後押ししました。 ・ETF市場の流動性向上を図るため、金融商品取引清算機関及び関係業界によるETF設定・交換にかかる決済期間を短縮するための取組を促しました。 ・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けて、関係省庁・業界団体等と連携して、ヘルスケア事業者向けのオンラインセミナーを共同開催し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。
⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等	・清算・振替機関等に対しては、海外当局との意見交換も踏まえて、財務基盤・システム・オペレーションの安定性確保等の観点から監督を実施するとともに、市場の安定性・利便性を向上するための取組を促しました。 ・ほふり及びJSCCでは、資本蓄積の状況や利用者還元の観点から、株取引に関する振替・清算手数料の引下げの検討を開始しました。これにより、ほふりでは、中期経営計画で示していた手数料の引下げを令和3年4月から行うことを決定し、JSCCでも、同年3月より利用者との協議を開始しました。金融庁としても、同両機関と利用者との対話を促し、手数料見直しに係る検討を後押ししました。 ・令和2年10月の東京証券取引所のシステム障害を受け、東京証券取引所・日本取引所グループに対して、再発防止策の実施等を内容とする業務改善命令を発出しました。東京証券取引所は、今般明らかになった課題を検討するため設置した再発防止策検討協議会において検討を行い、3年3月25日、注文取消ルールの整備や売買再開基準の明確化等を内容と

	する報告書を取りまとめました。 ・ 外国清算機関免許制度の例外的取扱を認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するための改正政令及び告示を公布・施行しました（令和 2 年 6 月）。 ・ 令和 2 年金融商品取引法改正により、店頭デリバティブ取引情報報告の報告先が取引情報蓄積機関に一本化されることを受け、制度詳細を規定する関係内閣府令・告示の改正に係るパブリックコメントの募集を行い（2 年 12 月）、その結果を踏まえ同内閣府令・告示を公布しました（3 年 3 月）。 ・ 店頭デリバティブ取引に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応を可能にするとともに、当局が情報を公表することで市場の透明性を高め、市場参加者に適切な行動を促していくため、金融商品取引業者等から報告を受けている店頭デリバティブ取引情報を取りまとめの上、公表しました（令和 3 年 3 月）。 ・ 重要な市場インフラである決済・清算制度の安定性確保等の観点から見直した外国清算機関免許の適用除外制度においては、同制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局との間で、IOSCO MMoU 等を基礎に、情報共有枠組みの整備を進めました。 ・ LIBOR の恒久的な公表停止に伴う対応として、店頭デリバティブ取引規制の施行日前に行われた店頭デリバティブ取引の参照金利を LIBOR から代替金利指標に移行する場合における当該規制の経過措置の適用関係等について、金融庁の考え方を公表しました（令和 3 年 3 月）。 ・ 高速取引の主要な受託証券会社におけるマーケットアクセスルールへの対応状況の調査を通じて実態把握を行うとともに、高速取引行為者による取引について、取引所等と連携して情報収集・実態把握を行うほか、取引審査の効率化・高度化及び市場監視の実効性の向上に努めました。
⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上	・ LIBOR の恒久的な公表停止を見据え、ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として早期に構築されるよう、市場関係者の取組を促した結果、TORF 確定値の公表開始が決定されました。また、同指標の算出・公表主体におけるガバナンス体制の構築状況を注視していくほか、特定金融指標規制の適用及び欧州域内利用に向けた必要な対応についても、並行して検討しました。 ・ TIBOR については、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組をフォローアップしました。TIBOR の欧州域内利用に関しては、欧州委員会との間で、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	193	104	107	177
		補正予算	▲8	▲3		—

		繰越等	—		
		合計	185		
	執行額（百万円）		124		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和3年6月15日～7月8日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」（東京証券取引所 令和2年9月7日公表） ・「議決権電子行使プラットフォームにかかるファクトシートを掲載しました」（株式会社ICJ 令和2年11月27日公表） ・「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」（金融庁 令和3年3月31日時点） 【測定指標④】 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（金融庁 令和2年12月23日公表）・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案 ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 令和3年1月12日公表） 【測定指標⑤】 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（金融庁 令和2年12月23日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について（金融庁 令和3年3月26日公表） 【測定指標⑥】 ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 令和2年6月17日公表） ・「令和2年金融商品取引法改正に係る内閣府令・告示案」に関するパブリックコメントの結果等について（金融庁 令和3年3月19日公表） ・店頭デリバティブ取引情報の公表について（令和2年3月末）（金融庁 3年3月30日公表）
---------------------------	---

担当部局名	企画市場局 市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課、総務課国際室 監督局 銀行第一課 証券課
政策評価実施時期	令和3年7月

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(横断的施策－1)

施策名	IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策の概要	IT 技術の進展等に伴うデジタルイゼーションの加速化が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組を進める。
達成すべき目標	デジタルイゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること。
目標設定の考え方・根拠	急速に発展している情報通信やデータ処理技術等の社会実装が本格的な段階を迎え、金融分野においても、デジタルイゼーションを取り入れた先進的でより良いサービスの開発・提供により、利用者に大きな利便性がもたらされ得る。くわえて、金融機関を含む事業者にとっても新たな収益機会が生まれ、それがさらに利用者利便の高い新たな金融サービスの創出につながるという好循環が生まれることが期待される。 金融機関を含む事業者は、単に従来の業務のやり方をデジタルに置き換えるのではなく、デジタル技術により新たな形で利用者のニーズを満たし、社会的課題を解決し付加価値を創出するという発想が求められる。また、そうした金融サービスについて、リアルタイムかつ大量のデータの活用などにより、不断に改善点を見出し、継続的に進化させる、といったイノベーション・サイクルの確立が期待される。同時に、こうしたデジタル・イノベーションが社会に浸透・定着し、より発展を遂げていくためには、利用者が新しいサービスを安心かつ安全に利用できることが重要だ。また、多様な利用者にとって優しいデジタル・サービスの提供を促していく必要がある。 【根拠】 ・「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定） ・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（令和 2 年 8 月 31 日）等

測定指標		
指標①	[主要]FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブ、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況	【達成】
令和 2 年度目標	FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応	

	令和 2 年度 実績	FinTech サポートデスク等において、事業者の相談等にオンライン面談等を通じて対応するなど、規制・技術上の課題等を適切に把握して一体的に支援した。金融機関における IT システムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを活用し、基幹系システムに係る先進的な取組を後押ししました。
指標② FinTech Innovation Hub による情報収集の実施状況		【達成】
	令和 2 年度 目標	最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集
	令和 2 年度 実績	金融機関を含む事業者が利便性の高いサービスを創出できるよう、FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブの機能を FinTech Innovation Hub に統合した上で、フィンテックに係る最新の技術・ビジネスの動向を把握しました。
指標③ 金融商品販売法等改正法の施行に向けた取組		【達成】
	令和 2 年度 目標	政令・内閣府令の整備等
	令和 2 年度 実績	・資金決済法改正に係る政令・内閣府令等の改正（令和 3 年 3 月 19 日公布 5 月 1 日施行）を実施しました。 ・金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表し、パブリックコメントの募集（令和 3 年 2 月 22 日～3 月 24 日）を実施しました。 ・新たに業の対象となる事業者等に対する適切な検査・監督業務を行うための体制整備に必要な人員として、令和 3 年度機構・定員において、所要の増員を措置しました。
指標④ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数		【達成】
	令和 2 年度 目標	100 社
	令和 2 年度 実績	令和 2 年 10 月に、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げをはかることを目的として、5 回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWallV）を実施し、金融機関 114 社が参加しました。
指標⑤ 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況		【達成】
	令和 2 年度 目標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施
	令和 2 年度 実績	内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行いました。また、NISC から発信されたものに限らず、金融庁独自で発信すべき情報について積極的に発信しました。
指標⑥ 決済システムの高度化・効率化の検討状況		【達成】
	令和 2 年度 目標	具体的な検討推進
	令和 2 年度	・内国為替取引に係る銀行間手数料について、コストを反映した適切な水準

実績	に見直されるよう、関係者に対して対応を促しました。令和3年3月に、全銀ネットが管理・運営する新たなスキーム（内国為替制度運営費）に移行した上で、手数料水準を引き下げることが決定されました（令和3年10月実施予定）。また、全銀ネットのガバナンスや透明性の向上に向けた具体的対応策が示されました。 ・「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」（事務局全銀ネット）における議論に参画しました。令和3年1月に取りまとめられた報告書で以下の方向性が示されました。 ✓ 都市銀行等5行による小口決済インフラ構想について、令和4年度早期の稼働を目指して検討を進めるとともに、並行して、次期全銀システム更改も視野に、中長期的な観点から継続的に検討する。 ✓ 全銀システムへの参加資格について、令和4年度中を目途に、資金移動業者にも拡大することが望ましい。 ・多頻度小口で送金する利用者の利便性向上の観点から、銀行界との意見交換の場で、料金体系の多様化を促しました。		
指標⑦ クロスボーダー送金の高度化への取組			【達成】
令和2年度目標	クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの策定		
令和2年度実績	クロスボーダー送金の改善に係るG20向け報告書（令和2年4月に第一次報告書、同年7月に第二次報告書、同年10月に第三次報告書をG20に提出）を作成するなかで、国際的な議論に積極的に参画・貢献しました。		
指標⑧ 金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況			【達成】
令和2年度目標	検討会の設置、書面・押印・対面の不要化や電子化の促進		
令和2年度実績	金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、各種手続の電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を進め、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進し、令和2年12月に「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」を取りまとめました。		
指標⑨ 銀行と電子決済等代行業者の間の接続についてのAPI方式への移行のフォローアップ状況			【達成】
令和2年度目標	銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップ		
令和2年度実績	銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップしました。		
指標⑩ アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組			【達成】
令和2年度目標	具体的な取組の推進		
令和2年度実績	・より高度なデータ分析・研究を行うことが可能となるよう、インフラの整備を進めました。		

	・より金融行政の高度化に資する研究を実施するため、金融・経済のみならずデータ分析に知見のある学者を専門研究員として採用しました。 ・金融行政上の重要な諸課題に係る分析・研究を通じて、学術研究の発展に貢献したとともに、金融行政の高度化につなげました。
--	---

参考指標		
指標① FinTech サポートデスクの受付状況		【達成】
令和2年度実績	・令和2年度においては265件の相談を受け付け、平均回答日数5営業日以内を維持するなど、引き続き、新規事業実施の支援に精力的に取り組みました。 ・フィンテック事業者の多く集まるオンラインイベントを活用し出張相談を2回実施しました。	
指標② FinTech 実証実験ハブの支援実施状況		【達成】
令和2年度実績	令和2年度においては、第6号、第7号及び第8号案件の支援を決定（それぞれ令和2年4月、5月及び8月）し、実証実験中の第5号案件を含め継続的な支援を行いました。また、複数の新たな実証実験に関する相談に対応しました。	
指標③ 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブの支援実施状況		【達成】
令和2年度実績	令和2年度においては10件の相談を受け付け、金融機関と基幹系システム等に係る取組について前広に議論し、第1号及び第2号案件を支援決定しました。	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応しました（測定指標①）。 FinTech Innovation Hub において、最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集しました（測定指標②）。 金融商品販売法等改正法の施行に向け、政令・内閣府令の整備等を推進しました（測定指標③）。 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行いました（測定指標④、⑤）。 決済システムの高度化・効率化については具体的な検討を推進しました（測定指標⑥）。 クロスボーダー送金の改善に係るG20向け報告書を作成するなかで、国際的な議論に積極的に参画・貢献しました（測

	定指標⑦)。 金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行について、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進し、令和2年12月に「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」が取りまとめました（測定指標⑧）。 銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップしました（測定指標⑨）。 アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組についても、学術的成果を金融行政に活用し、金融行政の高度化を更に進める観点から、高度なデータ分析を行うことができる環境の整備を進めました。また、金融・経済のみならずデータ分析に知見のある学者を専門研究員として採用する等、具体的な取組を推進しました（測定指標⑩）。 以上の通り、令和2年度に設定した全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 デジタライゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定及び利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進する環境整備を図り、利用者利便や生産性の向上に繋がる金融サービスを創出するためには、所要の対応について取組を進める必要があります。 【効率性】 金融を取り巻く環境の変化に伴う所要の対応について、施策横断的に現状・課題の分析を行うことにより、効率的に取組を進めることができたと考えています。 【有効性】 デジタライゼーションの進展等が加速する中で、利用者保護を確保しつつ、所要の対応について検討・実施していくことは、利用者が多様なニーズに合致した利便性の高い金融サービスを享受できる事業環境の整備に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタライゼーションの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく必要があり、そのための所要の対応について取組を進めていく必要があります。 【施策】 上記の課題等を踏まえ、デジタライゼーションの進展等の環境変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】 ① FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、引き続

	き内容・ニーズに応じて的確に対応していきます。 ② FinTech Innovation Hub のこれまでの取組も踏まえ、イノベーションの促進を更に後押しする観点から、金融機関やフィンテック企業等の様々なステークホルダーとの間で、技術の活用等に関する動向の情報収集を行っていきます。 ③ 引き続き、金融商品販売法等改正法の施行に向け、政令・内閣府令の整備等を推進します。 ④ 今後も金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、金融業界全体のサイバーセキュリティの向上を図っていきます。 ⑤ NISC と連携して情報セキュリティに関する情報提供を適切に行います。また、金融庁独自で発信すべき情報があれば、積極的に情報提供を行っていきます。 ⑥ 決済システムの高度化・効率化については具体的な検討を推進します。 ⑦ クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの策定に提示された取組を推進するとともに、引き続き国際的な議論に貢献します。 ⑧ 金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行について、引き続き書面・押印・対面の不要化や電子化を促進します。 ⑨ 銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、契約締結状況の調査を実施し、API 方式への移行状況を確認できたため、測定指標を削除します。 ⑩ アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組について、引き続き具体的な取組を推進します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① デジタライゼーションの加速的な進展への対応	・ FinTech サポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応しました。また、FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごとに、庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁や業界団体とも連携しながら、継続的な支援を行いました。また、FinTech Innovation Hub によるオンライン面談、FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブ等を通じて、金融機関を含む事業者がより利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう、支援に注力しました。 ・ 金融機関における IT システムの効率化・高度化を推進するため、基幹系

システム・フロントランナー・サポートハブを活用し、基幹系システムに係る先進的な取組を後押ししました。

- ・技術の進展等の環境変化を踏まえたセキュリティや革新的技術の活用等に関する課題について、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等の動向の情報収集を行い、FIN/SUM2021（令和3年3月）では、データ連携に係る課題の解決に向けたディスカッションを行いました。
- ・デジタルアイデンティティの関心が高まる中、分散型技術の金融システムへの応用について、BGIN（Blockchain Governance Initiative Network）の活動やブロックチェーン「国際共同研究プロジェクト」を通じて国内外の議論を主導しました。
- ・「フィンテック・サミット」等の開催を通じて、わが国におけるフィンテックの状況を国内外に発信しました。
- ・これまでの取組により広がったフィンテック関係者とのネットワークを最大限活用し、政策課題の抽出や具体的施策の策定を行うため、最新のサービスや技術の動向を把握しました。
- ・金融サービス仲介業の創設や、高額送金を取扱可能な類型の創設等の資金移動業に関する規制の見直しなどを内容とする金融商品販売法等改正法の施行に向け、政令・内閣府令、監督指針や事務ガイドラインの整備、効率的な登録審査体制の確立等に取り組みました。
- ・金融機関におけるテレワークの活用等が進む中、こうした環境変化に伴うサイバーセキュリティを含む新たなシステム上のリスクについて、積極的に情報収集を行い、必要に応じ注意喚起を行いました。
- ・地域金融機関に対して、各協会とも連携し、脆弱性診断等の実効性向上への取組の定着を図るとともに、サイバーセキュリティ対策の取組に進展が見られる先との意見交換を通じて、プラクティスを収集し、好事例を還元することにより、より一層の取組を促しました。大手金融機関に対しては、定期的な対話を通じて、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やTLPT（Threat-Led Penetration Test（脅威ベースのペネトレーションテスト））の実効性向上を促しました。
- ・サイバー演習について、前回（令和元年10月）の演習で対応が概ねできていた業態については、更なる高度化に向けて、シナリオに対して組織内での深度ある議論が必要な形式を新たに取り入れて演習を実施（令和2年10月）しました。
- ・大規模なサイバーインシデントの発生を想定したG7での合同演習を踏まえた事後対応（G7当局間の連携手順の改善等）などの国際的議論に積極的に貢献しました。
- ・金融機関において発生したシステム障害等に対し、障害の復旧状況や真因についてヒアリング等を行い、再発防止を求めました。加えて、金融機関

がシステムリスク管理態勢を整備する上で参考となるよう、令和2年度に発生したシステム障害等を分析の上、主な原因や対策等を取りまとめて公表しました。

- ・令和元事務年度に対話を行った一部業態については、デジタル技術の活用により新たな形での顧客課題の解決を図る IT ガバナンスの発揮に向け、経営戦略に沿って機動的に対応できる IT システムをどう実現するかの課題について、深度ある対話を実施しました。また、それ以外の業態においては、アンケートや対話を実施し、それぞれの取組を通じて得られた事例等を事例集に反映しました。
- ・難度の高い大規模システム開発プロジェクトを進める金融機関について、プロジェクト管理態勢の適切性等を観点としたモニタリングを実施しました。
- ・令和元事務年度の対話の中で明らかになった地域銀行の共同センターに関する課題を踏まえ、基幹系システムのスイッチングコスト低減の可能性等について、外部の有識者等より意見聴取を進めました。
- ・オンラインで完結する新たな本人確認方法の導入を計画する民間事業者からの相談に応じ、その実装を支援しました。
- ・スマートフォンを顧客チャネルとし、柔軟かつ迅速な商品サービスの開発・提供を企図し勘定系システムをパブリッククラウド上に構築するなど、デジタル技術を活用した利便性の高いサービスの提供を目指す新銀行に対し銀行免許を付与しました。
- ・内国為替取引に係る銀行間手数料について、コストを反映した適切な水準に見直されるよう、関係者に対して対応を促しました。令和3年3月に、全銀ネットが管理・運営する新たなスキーム（内国為替制度運営費）に移行した上で、手数料水準を引き下げることが決定されました（令和3年10月実施予定）。また、全銀ネットのガバナンスや透明性の向上に向けた具体的対応策が示されました。
- ・「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」（事務局全銀ネット）における議論に参画しました。令和3年1月に取りまとめられた報告書で以下の方向性が示されました。
 - ✓ 都市銀行等5行による小口決済インフラ構想について、令和4年度早期の稼働を目指して検討を進めるとともに、並行して、次期全銀システム更改も視野に、中長期的な観点から継続的に検討する。
 - ✓ 全銀システムへの参加資格について、令和4年度中を目途に、資金移動業者にも拡大することが望ましい。
- ・多頻度小口で送金する利用者の利便性向上の観点から、銀行界との意見交換の場で、料金体系の多様化を促しました。
- ・クロスボーダー送金の改善に係る G20 向け報告書を作成するなかで、国際

	的な議論に積極的に参画・貢献しました。 ・金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、各種手続の電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を進め、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進し、令和2年12月に「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」を取りまとめました。 ・銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップしました。 ・中央銀行デジタル通貨について、財務省とも連携しつつ、日本銀行の検討に貢献しました。
② 金融技術の発展を受けた対応	・金融行政上の重要な諸課題に係る分析・研究を通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげることに取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状 況 (百万円)	当初予算	134	154	180	180
		補正予算	—	—		—
		繰越等	0			
		合 計	134			
	執行額 (百万円)		112			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和3年6月15日～7月8日)
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標③】 ・「令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントの結果等について (https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210319-2/20210319-2.html) ・令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について (https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210222/20210222.html) 【測定指標⑥】 ・次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース報告書（一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク 令和3年1月14日公表） 【測定指標⑦】 ・金融安定理事会（FSB） (https://www.financialstabilityboard.org) 【測定指標⑧】 ・「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」について
---------------------------	---

	(https://www.fsa.go.jp/singi/shomen_oin/index.html) 【測定指標⑨】 ・銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について (https://www.fsa.go.jp/status/keiyakujoukyou_api/index.html) ・電子決済等代行業者のセキュリティの高度化等について (https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201110/20201110.html) 【測定指標⑩】 ・金融研究センターウェブサイト「研究官等の紹介」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/person.html) ・金融研究センターウェブサイト「ディスカッションペーパー」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html)
担当部局名	総合政策局 フィンテック室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課、国際室 企画市場局 決済・金融サービス仲介法制室、調査室 監督局 総務課、銀行第一課
政策評価実施時期	令和３年７月

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(横断的施策－2)

施策名	業務継続体制の確立と災害への対応
施策の概要	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。 また、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、2 年 7 月豪雨等の自然災害並びに新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関に対して、被災者の生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。
達成すべき目標	大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること。 東日本大震災、平成 28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、2 年 7 月豪雨等の自然災害の被災者並びに新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること。
目標設定の考え方・根拠	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。 東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。また、平成 28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）及び 2 年 7 月豪雨等への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。 また、自然災害被災者債務整理ガイドラインの対象に新型コロナの中での影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主を追加し、こうした債務者に対しても生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。

	【根拠】 ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成 26 年 3 月 31 日） ・国土強靱化年次計画 2020（令和 2 年 6 月 18 日国土強靱化推進本部決定） ・国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定） ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（令和 2 年 8 月 31 日） ・東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日） ・30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（平成 30 年 8 月 2 日） ・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（令和元年 11 月 7 日、2 年 7 月 30 日）
--	--

測定指標		
指標①	〔主要〕災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組	【達成】
	2 年度目標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施
	2 年度実績	・ 金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証しました。
指標②	〔主要〕災害等発生時に備えた訓練	【達成】
	2 年度目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施
	2 年度実績	・ 政府防災訓練への参加のほか、金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練を関係機関と連携して実施しました。
指標③	〔主要〕業界横断の業務継続訓練の実施	【達成】
	2 年度目標	訓練の実施
	2 年度実績	・ 令和元年度に引き続き、令和 2 年 10 月 26 日に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施しました。なお、令和 2 年度の訓練では、オンライン会議システム等を用いたリモートでの対策本部の設置・参集訓練を実施することを訓練実施要領に明示し、リモートでの訓練実施を可能としました。
指標④	「個人債務者の私的整理に関するガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	【達成】
	2 年度目標	個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進

	2 年度実績	- 金融機関に対し、個人版私的整理ガイドラインや東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促しました。 - 個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、マスメディアによる周知広報のほか、自治体の窓口へのチラシの備置き及び配布、金融機関におけるチラシの備置き及び配布などの周知広報を実施しました。	
指標⑤	金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施		【達成】
	2 年度目標	金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表	
	2 年度実績	金融機能強化法（震災特例）に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。	
指標⑥	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援		【達成】
	2 年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報	
	2 年度実績	- 金融機関に対し、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促しました。 - 自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用促進に関し、令和 2 年 7 月豪雨や令和 3 年福島県沖を震源とする地震などの自然災害の被災者に活用されるよう、マスメディアによる周知広報のほか、自治体の窓口へのチラシの備置き及び配布、金融機関におけるチラシの備置き及び配布などの周知広報を実施しました。	
指標⑦	被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付		【達成】
	2 年度目標	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置	
	2 年度実績	令和 2 年度は、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、以下の専用相談ダイヤルを設置しました。 令和 2 年 7 月豪雨金融庁相談ダイヤル（2 年 7 月設置）	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（ 目標達成 ）
	【判断根拠】 金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証（測定指標①）したほか、政府防災訓練に参加するとともに、同計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練や関係機関との合同訓練等を実施しました（測定指標②、③）。 また、東日本大震災、令和 2 年 7 月豪雨、3 年福島県沖を震源とする地震等への対応として、個人版私的整理ガイドライン及び自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施したほか、東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促しました（測定指標④、⑥）。さらに、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和 2 年 7 月豪雨金融庁相談ダイヤル」を設置（測定指標⑦）

	するなど、全ての測定指標で目標を達成することができました。 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、引き続き、金融庁における業務継続体制の整備・運用や、金融機関による事業者等支援の促進を積極的に実施したことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すためには、業務継続計画等の継続的な検証や関係機関と連携した訓練の実施等が必要であると考えています。 【効率性】 業務継続計画等の実効性の検証や関係機関と連携した訓練の実施等により、金融庁の業務継続体制の充実・強化や、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上等を効率的に進めることができたと考えています。 【有効性】 業務継続計画等の検証や訓練の実施等は、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す一定の効果があったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえつつ、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るため、業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む必要があるほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していく必要があります。 【施策】 業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、政府防災訓練等への参加、庁内訓練や関係機関と連携した訓練等についても引き続き実施するほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していきます。また、東日本大震災、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症をはじめとする自然災害への対応として、被災者の生活・事業の再建を引き続き支援していきます。 【測定指標】 ① 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実行性を検証し、必要に応じて見直しを実施していきます。 ② 金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施していきます。 ③ 今後も業界横断的な訓練が効果的に実施されるよう、全

	国銀行協会と協力して訓練の高度化を検討していきます。 ④ 東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進により、引き続き被災者支援を促進していきます。 ⑤ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップを実施していきます。 ⑥ 自然災害被災者債務整理ガイドラインによる被災者支援及び新型コロナの中での影響により既往債務の弁済が困難となった方に対する同ガイドラインの特則を活用した支援を促進していきます。 ⑦ 被災者等からの相談を受ける相談ダイヤルを活用した各種災害時等における被災者等からの相談等の受付を行います。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	金融庁の業務継続計画等について、その実行性を検証しました。こうした取組によって、金融庁の業務継続体制の実効性が確保されているものと考えています。 また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融庁業務継続計画に基づき、以下のとおり、職員の感染予防策を含む業務継続体制の整備・運用を実施しました。 - 時差出勤の活用促進やテレワーク環境の拡充等による出勤の抑制を実施しました。 - 3つの「密」の回避、懇親会等の自粛等を改めて職員に周知しました。 - 元年度に構築した感染の疑いがある場合の報告体制について、これまでの運用実績を踏まえて、見直しを実施しました。
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組が遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の実効性の向上に寄与したものと考えています。 また、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえ、金融機関等に対して、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について（麻生金融担当大臣談話）」を発出しました。
③ 災害への対応	[東日本大震災] ・ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画等の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機

	能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。 - 金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促すとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認しました。 [平成 28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨及び令和元年東日本台風等] - 自然災害被災者債務整理ガイドラインが被災者により活用されるよう、マスメディアによる広報を含めた制度周知や運用支援を行うとともに、REVIC と地域金融機関等が連携して設立した「令和元年台風及び新型コロナウイルス等被害東日本広域復興支援ファンド」等の活用を促しました。 [新型コロナウイルス感染症への対応] - 新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人や個人事業主に対する新たな債務整理の枠組みとして「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」を策定し、金融庁ウェブサイトに掲載したことに加え、各財務局より、全国の地方自治体や商工団体等に配布・備え置き等を実施しました。 [上記以外の自然災害への対応] - 令和 2 年 7 月豪雨など自然災害への対応について、関係金融機関等に対し「金融上の措置」に関する要請を行うなど、的確な措置を迅速に講じました。 「令和 2 年 7 月豪雨金融庁相談ダイヤル」を開設しました。 - CSF 及び高病原性鳥インフルエンザの患畜等が確認された府県内の関係金融機関等に対して、農家をはじめとする取引先の経営相談に丁寧かつ親身に応じることや、貸付条件の変更等の適切な融資対応に努めることなどについて要請文を発出しました。 - こうした取組によって、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨等による被災者の生活・事業の再建及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援等に寄与したものと考えています。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	52	46	30	36
		補正予算	2	—	—	—
		繰越等	34	47		
		合 計	87	93		
	執行額 (百万円)		61	48		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和 3 年 6 月 15 日～7 月 8 日)
-----------------	--

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	・金融庁業務継続計画（平成 30 年 9 月 5 日） ・全国銀行協会（ニュース&トピックス）
担当部局名	総合政策局 総務課、秘書課、管理室、金融サービス利用者相談室 企画市場局 市場課、企業開示課 監督局 総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、証券課
政策評価実施時期	令和 3 年 7 月

令和2年度 実績評価書

金融庁令 2(横断的施策－3)

施策名	その他の横断的施策
施策の概要	金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。 基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策の実施
達成すべき目標	国際協調、世界共通の課題への対応及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること。
目標設定の考え方・根拠	日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。 また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するために策定したIT戦略を推進するなど、横断的に関係する取組を実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（平成24年2月策定） ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）

測定指標		
指標①	【主要】国際的に協調した対応	【達成】
令和2年度目標	新型コロナの中での対応における金融規制監督上の国際協調、危機対応に係る海外当局との連携強化、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際的な議論・連携	
令和2年度実績	・コロナ危機の当初より、金融安定理事会（FSB）での各国の協調を目的とした議論に参加し、FSB5 原則の策定に貢献しました。その後、当庁長官が議長を務める規制監督上の協調（Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会において各国のコロナ対応に係る情報共有を行うとともに、各国コロナ対応政策の効果の分析やストレステストの活用方法に関する議論を主導し、それらの結果を盛り込んだ報告書が G20 に提出されました。 ・欧州当局（欧州・単一破綻処理委員会、欧州委員会、欧州中央銀行）と日本当局（金融庁、日本銀行、預金保険機構）の間でのワークショップ開催（令和3年2月）等を通じ、海外の危機対応関係当局との連携を強化しました。 ・金融庁は、FATF コンタクト・グループの共同議長として、暗号資産に関	

		する新たな FATF 基準のグローバルな実施状況についてのレビュー報告書及びいわゆるステーブルコインに関する G20 への FATF 報告書（共に令和 2 年 7 月公表）の作成・取り纏め等において主導的な役割を果たしました。
指標② 世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献		【達成】
令和 2 年度目標	サステナブルファイナンス、金融機関へのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係るモニタリングの強化	
令和 2 年度実績	・カーボンニュートラルの実現を念頭に、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要との考えに立ち、金融庁にサステナブルファイナンス有識者会議を設置し、日本におけるサステナブルファイナンスの課題や対応案について幅広く議論しました。 ・企業等がソーシャルボンド（社会的課題解決に資するプロジェクト「ソーシャルプロジェクト」の資金調達のために発行される債券）の発行に当たって参照できる実務的な指針の早期策定について経済界等から要望されていること等を踏まえ、令和 2 年 12 月に金融庁に設置したサステナブルファイナンス有識者会議の下に、令和 3 年 3 月に「ソーシャルボンド検討会議」を設置し、当該実務指針の策定について議論しました。 ・また低炭素化・脱炭素化に向けたトランジションの重要性を踏まえ、経済産業省・環境省と共にトランジション・ファイナンス環境整備検討会を設置し、本年 3 月、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本方針（案）」を公表しました。また、令和 3 年 3 月に「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて提示した改訂案では、気候変動に関する開示について、プライム市場上場企業に対し、TCFD 又はそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるよう求めました。＜再掲（施策Ⅲ－3 参照）＞ ・中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家間の建設的な対話を促す観点から、TCFD コンソーシアム等を通じて TCFD 提言に沿った開示に関する民間の自主的な取組を推進するとともに、「記述情報の開示の好事例集」の改訂に際し、ESG に関する開示の好事例を含めて公表する等の取組を進めました。 ・金融機関との間で、金融システムの安定性維持の観点から気候変動リスクの管理等に関する課題等について対話を行いました。また、上記有識者会議において金融機関によるサステナブルファイナンスの推進について議論しました。 ・気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）や、FSB 及び各基準設定主体における関連部会への参加を通じ、サステナブルファイナンスに関する国際的な議論に貢献しました。令和 2 年 11 月には、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）へ参加し、日本のサステナブルファイナンスに関する取組や考え方を国際的に発信しました。 ・金融機関等のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化に向け、実態調査結果等を活用して当局側のリスクベース・アプローチの実効	

	性向上を図りつつ、効率的なモニタリングを実施しました。また、資金移動業者や新しい業態についてもオンサイト・オフサイトを組み合わせてモニタリングを実施しました。令和2年10月、業界団体とも連携しつつ、金融機関等に対して、丁寧な顧客対応にも配慮するよう文書等で要請しました。 - 令和3年2月、これまで実施してきたモニタリングを通じて把握した事項等を踏まえ、金融機関等に求められる事項を明確化し、金融機関等の実効的な体制整備の取組を一層促進することを目的として、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正しました。また、令和3年3月、ガイドラインで記載している「対応が求められる事項」の内容について、より具体的に要請内容を明確化する観点から、「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を公表しました。 - AI を活用したシステムを構築し、各金融機関が共同利用することによりマネロン・テロ資金供与対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行いました。また、金融機関との意見交換会やマネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、官民の連携を図りました。 - 金融機関等向けにマネロン・テロ資金供与対策について講演を 77 回実施しました。	
指標③	【主要】国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	【達成】
令和2年度目標	従来の対面に加えたバーチャルなコミュニケーションの活用、日中金融協力やミャンマー等新興国への技術支援の積極的な推進、グローバル金融連携センター（GLOPAC）の進化、内外連携した金融規制・監督実務の不断の向上	
令和2年度実績	- バーチャルなコミュニケーションも活用した海外当局との意見交換（日EU 合同金融規制フォーラム（令和2年11月）、金融庁・全米保険監督官協会（NAIC）定期会合（令和2年12月）等）や監督協力に関する覚書の締結（イタリア中央銀行およびイタリア国家証券委員会（CONSOB）（令和2年12月）、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）（令和3年2月）等）も通じ、当局間の協力を強化しました。 - 日中証券市場協力の一環として、令和3年1月には日本・中国の金融当局、市場関係者による「第2回日中資本市場フォーラム」をオンラインで開催しました。また、我が国金融機関による中国市場参入が進展（債券決済代理人資格付与の実現（令和2年6月）、我が国証券会社の中国市場進出の進展（令和2年8月）等）したほか、我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会する「中国金融研究会（第5回）」をオンライン開催（令和2年10月）しました。 - 対ミャンマー支援に関して、保険分野では令和2年10月に再保険事業が自由化され、日系社含む民間の保険会社に開放されたほか、3年1月には自動車保険の料率・約款の改定について、当局より予備認可が付与されました。証券分野では、2年5月に上場6社目が誕生し、9月には、未上場企業が比較的簡素な手続きによって登録可能な「上場準備市場」設立に向け、当局から認可が付与されました。 - GLOPAC については、対面研修からバーチャル型研修に進化させるととも	

		に、金融庁ウェブサイトの GLOPAC 特集ページを改良し、新型コロナの中にあっても引き続き知日派の育成に努めました。また、全卒業生を対象としたバーチャル・フォローアップ特別講義や GLOPAC の期（グループ）・地域ごとにバーチャル・アルムナイ・フォーラムを開催するなどしてネットワークを改めて強化しました。
指標④ 規制・制度改革等の推進		【達成】
	令和2年度目標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施
	令和2年度実績	・「規制改革実施計画」（2 年 7 月 17 日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を積極的に推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が、着実に進展したものと考えます。
指標⑤ 事前確認制度の適切な運用		【達成】
	令和2年度目標	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
	令和2年度実績	・ノーアクションレター制度を利用した法令照会 1 件及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続を利用した法令照会 1 件について、細則等で規定している処理期間内に回答を行いました。
指標⑥ 金融行政における IT の活用		【達成】
	令和2年度目標	・金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進（テレワークや外部とのオンライン会議の推進並びに予算作業の見直し及び人材育成の推進等） ・金融機関等から受け付ける申請・届出等についてのシステム及び制度面での対応状況（全ての手続きについて対応完了） ・金融機関のモニタリングに利用するシステムの機能改修に向けた取組の推進（次期システムの要件定義書案の策定）
	令和2年度実績	・「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、システム監査の実施を通じた予算要求プロセスの見直しや人材確保・育成の継続的な実施により、価値を生み出す IT ガバナンスの強化に取り組んだほか、テレワーク勤務を本格的に活用できる情報通信環境の整備や外部とのオンライン会議環境の拡充により、業務におけるデジタル技術の活用に取り組みました。また、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させる取組を計画的に実施しました。 ・金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインでの提出が可能となるように、3 年 3 月末にシステムの整備及び制度面での対応を行いました。 ・金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、真に必要なシステムの機能やその最適な解決策の議論を含めるなど、次期システム更改に向けた要件等の検討を進めました。
指標⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等		【達成】

令和2年度目標	・窓口対応の改善に向けた取組状況（アンケートの実施） ・保険募集人等の営業活動における旧姓使用に向けた取組状況（必要な制度改正及び金融庁及び金融業界におけるシステム改修等を推進）
令和2年度実績	・令和元事務年度に実施したアンケートについて、回答内容の集計・分析を行い、その結果を金融庁ウェブサイトにおいて公表しました（令和2年7月）。また、令和2事務年度においても、引き続きアンケートを実施しました。 ・規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等の営業活動において旧姓をより使いやすくするため、必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等についても対応しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 新型コロナの中における経験や知見の共有、規制の実施時期の延期等をはじめとする国際的に協調した取組に貢献するとともに、海外の危機対応関係当局との協力関係を深めました（測定指標①）。また、サステナブルファイナンスやマネー・ローンダリング等世界共通の課題に対応するとともに、国際的な議論に貢献しました。（測定指標②）。加えて、バーチャルなコミュニケーションを活用し、アジア新興国等との協力関係の強化等を行いました（測定指標③）。 さらに、測定指標④⑤⑦についても、目標を達成するなど取り組みを進めることができたほか、金融行政におけるITの活用についても、令和2年3月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用や、ITガバナンスの強化等を着実に推進（測定指標⑥）しました。 上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めるほか、我が国における金融業界全体のマネロン・テロ資金供与対策の高度化に向けて取り組んでいく必要があることから、「B」としました。
	【必要性】 新型コロナの中において、引き続き世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えられるよう、国際的な協調が必要と考えています。 また、新興国の金融監督当局者に我が国の知見を共有することは新興国経済、ひいては世界経済の安定に資すると考えています。 さらに、気候変動をはじめとした環境・社会の課題への対応において金融の役割への期待が高まっており、国際動向も踏まえつつ、日本のサステナブルファイナンス推進に向けて対応を進める必要があると考えています。
施策の分析	

	加えて、金融行政の適切な運営を図るため、金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するために策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進するなど、横断的に関係する取組を実施する必要があります。 【効率性】 当局間での情報交換や問題意識の共有を、継続的かつ時宜を得て行ったことで、効率的な金融行政の遂行に貢献しました。 新興国の金融監督当局者への研修は、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえており、効率的であると考えています。サステナブルファイナンス分野では、産業界・金融界・学者等から構成される有識者会議等の場で、日本におけるサステナブルファイナンスの課題や対応策について幅広くご議論いただきました。 また、金融行政の効率的・効果的な行政運営を実現するため、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進していきます。 【有効性】 世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組は、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効であると考えています。 有識者会議等の議論や提言は、今後の金融行政におけるサステナブルファイナンス推進にあたり指針となる点で有効であると考えています。 また、金融行政の効率的・効果的な行政運営を実現するため、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進することが有効であると考えています。
--	---

今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 国際的に協調した対応は、新型コロナの中においても世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 また、新興国の金融技術支援や GLOPAC に取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 さらに、気候変動対応など世界共通の課題に対し、日本として金融面からの対応を進めつつ、日本の国益にもあった形で、国際的な議論に貢献する必要があります。 加えて、引き続き本邦金融機関のマネロン・テロ資金供与対策の更なる高度化に取り組む必要があります。 その他、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」や「実践と方針」に掲げる事項について着実に推進することにより、効果的・効率的な行政運営の更なる推進等を図ってまいります。 【施策】 上記の課題を踏まえ、引き続き、国際的に協調した対応や世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。 また、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」等に関する取組について、更なる推進等を図ってまいります。 【測定指標】 ①国際的に協調した対応を引き続き進めてまいります。 ②世界共通の課題に対し日本としての対応を進めつつ、引き続き国際的な議論へ貢献してまいります。 ③国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を引き続き進めてまいります。 ④金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備するため、引き続き、規制・制度のあり方について検討を行います。 ⑤ノーアクションレター制度等に基づく法令照会について、引き続き迅速に対応していきます。 ⑥「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」等に掲げる取組について、更なる推進等を図るほか、金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、3年度の可能な限り早期にシステムの運用を開始してまいります。 ⑦金融庁・各財務局等において、引き続き窓口対応の改善等に向けた取組を実施してまいります。
----------------------------	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 国際的に協調した対応	・新型コロナの中における経験や知見の共有、規制の実施時期の延期等をはじめとする国際的に協調した取組に貢献しました。（詳細は測定指標①に係る「令和2年度実績」欄参照） ・海外の危機対応関係当局との連携を、当局間でのワークショップ開催等を通じ、強化しました。（詳細は測定指標①に係る「令和2年度実績」欄参照） ・マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的な議論の中では、暗号資産やステーブルコインが論点となっており、金融庁は共同議長を務めるFATFコンタクト・グループにおいて、これらの論点に係るルール追加等において主導的な役割を果たしました。
② 世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献	・サステナブルファイナンスの課題や対応案について有識者会議において幅広く議論したほか、ソーシャルボンド、トランジション・ファイナンスに関する実務指針の策定について議論しました。 ・中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家間の建設的な対話を促す観点から、「記述情報の開示の好事例集」の改訂に際し、気候変動を含むESGに関する開示の好事例を含めて公表したほか、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、コーポレートガバナンス・コードの再改訂を通じて気候変動関連開示の充実を求める等の議論を行いました。 ・金融機関との間で、金融システムの安定性維持の観点から気候変動リスクの管理等に関する課題等について対話していくとともに、サステナブルファイナンス有識者会議において金融機関によるサステナブルファイナンスの推進について議論しました。 ・気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）や、FSB及び各基準設定主体等における関連部会への参加を通じ、サステナブルファイナンスに関する国際的な議論に貢献しました。（詳細は測定指標②に係る「令和2年度実績」欄参照） ・これまで実施してきたモニタリングを通じて把握した事項等を踏まえ、金融機関等に求められる事項を明確化し、金融機関等の実効的な体制整備の取組を一層促進することを目的として、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正しました。また、ガイドラインで記載している「対応が求められる事項」の内容について、より具体的に要請内容を明確化する観点から、「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を公表しました。
③ 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	・新型コロナの中にあってもバーチャルなコミュニケーションを最大限活用し、海外当局等との意見交換等を通じて我が国の知見等を共有し、当局間の協力を強化しました。（詳細は測定指標③に係る「令和2年度実績」欄参照） ・アジア新興国に対する技術協力について、相手国のニーズに寄り添いなが

	ら取り組みました。（詳細は測定指標③に係る「令和2年度実績」欄参照） ・GLOPACについては、バーチャル型研修に進化させました。また、卒業生に対してもバーチャル・アルムナイ・フォーラム等の開催を通じて、ネットワークを改めて強化しました。
④ 規制・制度改革等の推進	・「規制改革実施計画」（2年7月17日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を推進することにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えます。
⑤ 事前確認制度の適切な運用	・ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口と担当課室の間における適時適切な情報共有及び進捗状況の管理等により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図りました。
⑥ 金融行政における IT の活用	・技術革新を活用した金融サービスの高度化に向けて、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等が立場を超えて自由にアイデアを出し合い、社会課題の解決に向けた議論を行うアイデアソンがFIN/SUM2021で開催され、アイデアソン実施に向けて金融当局として参画しました。 ・「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、以下の取組を行いました。 - ー 情報システム予算を効率的、戦略的に活用するため、システム監査の実施を通じた予算要求作業プロセスの見直しを行ったほか、外部からのIT人材の採用、研修の受講、国内外の大学院や民間企業等への派遣等により、人材確保・育成を継続的に実施するなど、価値を生み出すITガバナンスの強化に取り組みました。 - ー 金融庁LANの通信回線の増強、小型軽量化PCの導入、BYOD（Bring Your Own Device）の導入等、テレワーク勤務を本格的に活用できる情報通信環境を整備したほか、職員PCを用いたオンライン会議利用環境の整備、様々なオンライン会議ツールへの対応等、外部とのオンライン会議環境の拡充を行うなど、業務におけるデジタル技術の活用に取り組みました。 - ー 情報セキュリティ対策については、全職員を対象とした訓練・研修の実施やインシデント対応にあたる職員による実践的訓練への参加、情報セキュリティ監査等によるセキュリティ対策の実効性確認、サイバー攻撃に対する情報の収集と庁内への展開による早期警戒活動、テレワークやサプライチェーンリスクへ対応した規定等の改定を実施することで、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させる取組を計画的に実施しました。 ・金融庁の行政手続きの電子化 - 金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、適切なオンライン化のあり方を検討した上で、全ての手続についてオンラインでの提

	出が可能となるように、令和3年3月にシステムの整備及び制度面での対応を行いました。 ・利用者利便の向上やオンライン化を促進する観点から、金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、金融機関からの改善要望等への対処策の検討や、モニタリング従事者の業務実態を把握し、真に必要なシステムの機能やその最適な解決策の議論を深めるなど、次期システム更改に向けた要件等の検討を進めました。
⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等	
	・暗号資産交換業者の登録審査に係る「質問票」について、重点的にリスク管理が求められる項目を中心に態勢面の審査をより効率的に行えるよう、質問項目を統廃合するなど内容を改訂しました（令和2年4月）。 ・令和元事務年度に実施したアンケートにおいて、手続きの電子化に係る要望があったところ、オンラインでの申請書等の提出が可能となるよう、金融庁電子申請・届出システムの整備等の対応を進めました。 ・令和2事務年度においても、引き続きアンケートを実施しました。 ・規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等の営業活動において旧姓をより使いやすくするため、必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等についても対応しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	267	371	312	339
		補正予算	—	▲2		—
		繰越等	—			
		合 計	267			
	執行額（百万円）		228			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和3年6月15日～7月8日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・ G20 https://www.g20.org ・ 金融安定理事会（FSB） https://www.financialstabilityboard.org ・ 金融活動作業部会（FATF） http://www.fatf-gafi.org/ ・ 【測定指標②】 ・ 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS） https://www.ngfs.net/en ・ サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）
---------------------------	---

	https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/sustainable-finance/international-platform-sustainable-finance_en ・サステナブルファイナンス有識者会議 https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html ・ソーシャルボンド検討会議 https://www.fsa.go.jp/singi/social_bond/index.html ・トランジション・ファイナンス環境整備検討会 https://www.fsa.go.jp/singi/transition_finance/index.html ・スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議 https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/index.html
担当部局名	総合政策局 総合政策課、国際室、情報化統括室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課
政策評価実施時期	令和3年7月

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(金融庁の行政運営・組織の改革－1)

施策名	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善等を図る。
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上
目標設定の考え方・根拠	金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。 【根拠】 ・「令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(令和 2 年 8 月 31 日) ・当面のガバナンス基本方針 (平成 30 年 7 月 4 日)

測定指標		
指標① [主要]各種有識者会議の積極的活用		【達成】
令和 2 年度 目標	有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映	
令和 2 年度 実績	・ 政策評価有識者会議を 2 回開催し、有識者から頂いたご意見・ご提言について、各担当部署において施策の検討等に活用するなど、金融行政の参考としました。 ・ 危機時において、事業者のためにリスクを取り迅速に支援するためには、平時から事業者と緊密な関係を築き、事業実態を理解している必要があるという観点から、金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性を含め検討するため、新たに「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置のうえ、有識者よりいただいた意見等を踏まえた「論点整理」を令和 2 年 12 月 25 日に公表するなど、金融行政の参考としました。 ・ 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、「経済と環境の好循環」を作り出していくことが政府の課題となる中、国内外の成長資金が高い技術や潜在力を有する日本企業の取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要との観点から、考えられる課題や対応案について検討するため、「サステナブルファイナンス有識者会議」を新たに設置のうえ、日本におけるサステナブルファイナンスの課題や対応案について、有識者にご議論いただき、頂いた意見を金融行政の参考としました。	

指標② [主要] 第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施		【達成】
令和2年度 目標	内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映	
令和2年度 実績	業務改善とガバナンスに通曉した専門家による、金融機関職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。 また、金融庁・財務局職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）を実施しました。	
指標③ [主要] 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数（日本語版ウェブサイト、英語版ウェブサイト）		【達成】
基準値		実績
令和元年度		令和2年度
4億4,830万件		4億4,840万件
		当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施
指標④ 金融庁 Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、ツイート（発信）回数、いいね数、リツイート数		【達成】
基準値		実績
令和元年度		令和2年度
フォロワー数：95,920 ツイート回数：656 いいね数：10,032 リツイート数：5,647		フォロワー数：126,483 ツイート回数：1,062 いいね数：17,539 リツイート数：12,085
		当庁の施策等について、Twitter等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施
指標⑤ [主要] 財務局の金融行政担当部局との一体に向けた取組状況		【達成】
令和2年度 目標	財務局の金融行政担当部局との一体化	
令和2年度 実績	「行政方針」を踏まえ、金融庁幹部会への財務局長の参加や財務局理財部長とのテレビ会議など、オンライン会議等の積極的な活用により、金融庁と財務局のコミュニケーションの頻度を高めさらに充実させました。 - 金融サービス仲介法制に係る監督体制の整備や「拠点開設サポートオフィス」の財務局との共同開設など、政策の企画立案及び執行プロセスにおいて、財務局との協働を更に推進しました。	
指標⑥ アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組【再掲。詳細については横断的施策—1 参照。】		【達成】
令和2年度 目標	具体的な取組みの推進	

	令和 2 年度 実績	・再掲。詳細については横断的施策－1 参照。
参考指標		
指標①	「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況	
	令和 2 年度実績	新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい働き方として、テレワークのより一層の定着に向けた取組を実施しました。また、全職員が職員 PC の持ち帰りによりテレワークが実施できる環境を整備しているほか、全職員が一斉にテレワークを実施することが可能な回線容量も整備しました。加えて、庁外の利用者も参加可能なウェブ会議機能や BYOD (Bring Your Own Device) の導入、軽量パソコンへの置換を進めるなど、テレワーク環境の更なる改善の推進等により、新しい働き方が職員に着実に浸透してきています。 また、ワークライフバランスの向上や業務改善に向けた優れた取組を行った職場（令和 2 年度ワークライフバランス職場表彰）として、内閣人事局長表彰 1 件、金融庁長官表彰 3 件が選定されるなど、職員のワークライフバランスの実現に向けた取組が進んでいます。 このほか、金融庁は地方支分部局を持たないが、配偶者の一時的な地方転勤への同行のために遠隔地に転居することを希望する職員について、配偶者への同行を理由として退職することなくキャリアを継続できるよう、転居先の自宅から金融庁の業務をテレワークで行うことができる取組を試行的に開始するなど、女性活躍推進にも取り組んでいます。
指標②	金融行政モニターへの意見申出件数	
	令和 2 年度実績	平成 2 年 4 月～令和 3 年 3 月：48 件
指標③	各種サポートデスクへの相談件数	
	令和 2 年度実績	・FinTech サポートデスク：265 件 ・金融業の拠点開設サポートデスク：108 件 ・FinTech 実証実験ハブ：6 件
指標④	意見申出制度への意見申出件数	
	令和 2 年度実績	0 機関
指標⑤	報道発表件数	
	令和 2 年度実績	503 件
指標⑥	英語ワンストップサービスの対応件数	
	令和 2 年度実績	609 件（令和元年度は 635 件）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました。（測定指標①、②） 金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行い、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、4億4,840万件（測定指標③）となりました。また、金融庁公式Twitterアカウントにより1,062件のツイートを実施（前年度比61.9%増）したところ、12,085件リツイート（同114.0%増）され、結果としてフォロワー数は126,483アカウント（同31.9%増）、いいね数は17,539件（同74.8%増）となり、より幅広い層への情報発信ができました。（測定指標④） 財務局の金融行政担当部局との一体化の推進のため、金融庁と財務局のコミュニケーションの頻度を高め更に充実させたほか、政策の企画立案及び執行プロセスにおいて、財務局との協働を更に推進しました。（測定指標⑤） （測定指標⑥については再掲。詳細については横断的施策—1参照。） 上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。
	【必要性】 金融庁のガバナンスの改善のためには、引き続き、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映させつつ、金融行政のPDCAの実施に取り組む必要があると考えています。 【効率性】 金融庁のガバナンスの改善に向けて、庁内における検討・議論にとどまらず、有識者や外部からの意見等を積極的に受け入れ、施策の検討等に活用したことは、金融行政自体の効率性の向上にも資するものだと考えております。 【有効性】 金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への導入等は、金融庁のガバナンスの改善に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報戦略の策定・実施に取り組んでいく必要が

	あります。更に、アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取り組みについて、引き続き具体的な取組を推進します。（再掲。詳細については、横断的施策—1 参照。） 【測定指標】 ① 有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映等必要な取組を引き続き進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ② 引き続き必要な取組を進めるとともに、令和2年度における外部評価報告等を踏まえ、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ③ 金融行政に関する広報戦略の策定・実施に必要な取組を引き続き進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ④ 職員一人ひとりが政策形成に参加する機会の拡充に向けた取組を引き続き進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ⑤ 財務局の金融行政担当部局との一体化の推進に向けて、引き続き必要な取組を進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）	- 政策評価有識者会議において、会議での議論を金融行政に反映させるため、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的を実施しました。 - サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。 - 金融庁の関係幹部を含めた内部検証や、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげました。 - 金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました。 こうした取組は、金融庁全体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革するための、ガバナンス面での改善に資するものであったと考えています。
② 金融行政に関する情報発信の充実	金融庁の施策及び金融行政の各課題等の内容について、金融庁としての

	考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等へのタイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行いました。 - 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々が、金融庁の資金繰り支援等の取組に関する情報を容易に入手できるよう、LINE の金融庁公式アカウントを新規開設（令和 2 年 5 月）して情報掲載するなど、SNS を積極的に活用した情報発信を行ったほか、YouTube において、中小企業事業者や個人事業主を主な対象とした動画広告の配信を行いました（令和 2 年 6 月）。また、政府広報と連携し、民間金融機関による資金繰り支援に関するインターネットバナー広告や新聞突出し広告、テレビ CM を活用して情報発信を行いました（令和 2 年 4 月以降随時）。 - タイムリーかつより幅広い層へ情報発信を行う観点から、金融庁 Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）における発信を強化し、日英で計 1,062 回（前年度比 61.9%増）のツイートを行いました。 こうした情報発信の取組は、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための前提となる行政の透明性向上に一定程度寄与したものと考えています。
③ 総合政策機能の強化	- 令和 2 事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「令和 2 年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」を策定しました。 - 以下の通り、庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図りました。 ✓ デジタライゼーションの加速的な進展への対応＜再掲（詳細は横断的施策―1 参照）＞ ✓ 国際的に協調した対応＜再掲（詳細は横断的施策―3 参照）＞ ✓ 規制・制度改革等の推進＜再掲（詳細は横断的施策―3 参照）＞ ✓ 金融行政における IT の活用＜再掲（詳細は横断的施策―3 参照）＞ ✓ 家計における長期・積立・分散投資の推進＜再掲（詳細は施策Ⅱ―1 参照）＞ ✓ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備＜再掲（詳細は施策Ⅱ―1 参照）＞ ✓ 資産運用業の高度化＜再掲（詳細は施策Ⅲ―3 参照）＞ ✓ 国際金融機能の確立＜再掲（詳細は施策Ⅲ―3 参照）＞ ✓ 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）＜再掲＞ こうした取組は、金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する上で効果があったと考えています。
④ 金融技術の発展を受けた対応＜再掲（詳細は横断的施策―1 参照）＞	横断的施策―1 参照
⑤ 財務局の金融行政担当部局との一体化の推進	

	- 金融庁幹部会への財務局長の参加や財務局理財部長とのテレビ会議など、オンライン会議等の積極的な活用により、金融庁と財務局のコミュニケーションの頻度を高め更に充実させました。 - 金融サービス仲介法制に係る監督体制の整備や「拠点開設サポートオフィス」の財務局との共同開設など、政策の企画立案及び執行プロセスにおいて、財務局との協働を更に推進しました。 こうした取組は、財務局の金融行政担当部局との一体化を推進する上で効果があったと考えています。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算				
		補正予算				—
		繰越等				
		合 計				
	執行額（百万円）					

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和3年6月15日～7月8日）
---------------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 「政策評価に関する有識者会議」議事要旨・資料等 (https://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html) 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」 (令和2年11月4日～12月16日（計3回）) (https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/index.html) 「サステナブルファイナンス有識者会議」 (令和3年1月21日～3月25日（計5回）) (https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html) 【測定指標②】 「「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」報告書等の公表について」（令和2年6月26日） (https://www.fsa.go.jp/common/about/research/monitoring2019/monitoring2019.html) 【測定指標③、④】 - YouTube 金融庁チャンネル「資金繰りにお困りの事業者の方に金融庁からのお知らせです」 (https://youtu.be/dGvcby70B4) 【測定指標④】 - 金融庁公式 Twitter アカウント（日本語版） (https://twitter.com/fsa_JAPAN) - 金融庁公式 Twitter アカウント（英語版） (https://twitter.com/JFSA_en)
-----------------------------------	--

	【測定指標⑥】 ・再掲。詳細については横断的施策—1 参照。
担当部局名	総合政策局 総合政策課、研究開発室、総務課、組織戦略監理官室、総務課広報室、秘書課、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課
政策評価実施時期	令和 3 年 7 月

令和 2 年度 実績評価書

金融庁令 2(金融庁の行政運営・組織の改革－2)

施策名	検査・監督の見直し
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。
目標設定の考え方・根拠	金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができていないか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができていないか)と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成 30 年 6 月 29 日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成 30 年 6 月 29 日) ・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(令和 2 年 8 月 31 日) ・令和 2 事務年度金融行政方針(別冊)補足資料(令和 2 年 8 月 31 日)

測定指標		
指標①	「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方	【達成】

と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況		
2 年度目標	「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善すること	
2 年度実績	・金融機関の IT ガバナンスの発揮を図ることを目的に、「金融機関の IT ガバナンス等に関する調査結果レポート」(令和 2 年 6 月)を公表しました。 ・金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化に繋げていくために、「金融分野のサイバーセキュリティレポート」(令和 2 年 6 月)を公表しました。 ・金融機関で発生したシステム障害を対象に、各金融機関がシステムリスク管理に取り組んでいく上で参考になる障害傾向・事例について、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」(令和 2 年 6 月)を公表しました。 ・コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、令和元年 6 月に公表した「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」に令和 2 年 7 月現在の金融機関におけるコンプライアンス・リスク管理の傾向や課題等を含めて更新する形で公表しました。 ・投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営に向けた取組み状況について、「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」(令和 2 年 7 月)を公表しました。 ・検査・監督の質・深度や当局としての対応についての適切な判断が確保されるよう、個別のモニタリングに対して、関係する幹部も含めた重層的・多角的な検証を実施しました。 ・検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、金融庁幹部が検査・監督に対する意見を金融機関から直接確認するためヒアリングを実施しました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。＜再掲（詳細は組織改革―1 参照）＞ ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁・財務局職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）を実施しました。 ・金融庁と日本銀行は、令和 2 年 11 月に「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」を設置し、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から議論を進めるなど、更なる連携強化に向けた枠組みの構築に取り組みました。	

評価結果

目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組みを進めてきました（測定指標①）。 一方で、新型コロナの中での新たな課題等へ対応していくためには、金融機関の規模・特性やビジネスモデルの違いに即した的確な実態把握を行うための実践的なモニタリング手法の開発や金融機関に対するモニタリング結果の還元強化などに継続して取り組んでいく必要があることから「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要であると考えています。 【効率性及び有効性】 検査・監督の方向性を明らかにする必要がある個別分野について、分野別の検査・監督の考え方と進め方やその時々 の重要な課題に関する今後の課題や着眼点等について整理・公表を行ったほか、検査・監督の品質管理の仕組みの整備を進めたことにより、効率的かつ有効な取組みを進めることができたと考えています。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組みを進めていく必要があります。 このため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行います。また、的確な実態把握を行うための実践的なモニタリング手法の開発や金融機関に対するモニタリング結果の還元強化などに継続して取組み、PDCA サイクルを実践・定着していく必要があります。 【施策】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組みを進めていきます。 【測定指標】 金融機関と対話を行い、そこで得られた重要な課題等について、引き続き整理・公表し、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させていきます。また、検査・監督の品質管理についても、引き続き徹底していきます。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 検査・監督の見直し（モニタリング手法等）	【モニタリング成果の整理】 - 検査・監督基本方針等に基づくこれまでのモニタリング実績や、新型コロナウイルス感染症への対応など、足元において新たに認識すべきリスクや経営課題を踏まえ、「外貨流動性等に係るリスク管理」、「有価証券運用に関するリスク管理」等の具体的な分野について、金融機関の規模・特性やビジネスモデルの違いに則した的確な実態把握を行うための、実践的なモニタリング手法の開発に向けて取り組みました。 【機動的な実態把握と還元の強化】 - 金融機関のモニタリングにおいては、新型コロナの中での新たな課題やリスクも含め、オンサイトとオフサイトを効果的に組み合わせ、金融セクターや各金融機関の経営上の課題の重要性に即して、機動的かつ先を見通した実態把握を実施。またその際は、各モニタリングの目的・性格や金融機関への結果の還元方法を、より具体的に金融機関に明示する様に取り組んでいます。 - 対面ヒアリングを中心とした従来の手法に捉われることなく、遠隔会議システムなどのリモート手法やアンケート方式を積極的に活用するなど、モニタリングの趣旨・目的に応じて、実効的かつ効率的な新しい検査スタイルへの転換を進めています。 【組織的な人材育成】 - モニタリング実務における OJT の拡充を含む研修態勢の体系化・標準化を図るとともに、研修と人事・評価制度との連携の強化や各職員のキャリアプランと整合的な自己啓発スケジュールに基づく 1on1 ミーティングの実施など、組織的な人材育成プログラムを構築にむけて取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算				
		補正予算				—
		繰越等				
		合計				
	執行額 (百万円)					

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 3 年 6 月 15 日～7 月 8 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程	【測定資料①】
-----------	---------

において使用した 資料その他の情報	・「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成 30 年 6 月 29 日） ・「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」（令和 2 年 7 月 10 日） ・「金融機関の IT ガバナンス等に関する調査結果レポート」（令和 2 年 6 月 30 日） ・「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」（令和 2 年 6 月 30 日） ・「金融分野のサイバーセキュリティレポート」（令和 2 年 6 月 30 日） ・「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」（令和 2 年 7 月 3 日）
担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課
政策評価実施時期	令和 3 年 7 月

令和2年度 実績評価書

金融庁令2(金融庁の行政運営・組織の改革－3)

施策名	金融行政を担う人材育成等
施策の概要	「金融育成庁」として力を発揮できるよう、人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁自身の改革を進める。
達成すべき目標	コロナ対応を契機とした働き方改革を更に進化・定着させること。 職員が自由闊達に議論し、イニシアティブを発揮できる庁風を築くこと。 実態把握力や政策的な構想力の水準を高めること。
目標設定の考え方・根拠	金融を巡る環境が変化し、国民のニーズも多様化する中、コロナ対策を着実に遂行し、我が国がコロナ後の国際的な成長競争を勝ち抜いていくためには、金融行政の質を高めていく必要がある。このため、多様なバックグラウンドを持つ職員が、担当分野等の行政のあるべき姿を考えつつ、自らの強みを存分に発揮し、難易度の高い最先端の課題も含め、自らの業務にいきいきと主体的に取り組むことができるような職場環境、組織文化を構築する。各職員の取組が有機的に結びつき、国益につながる成果を上げられるよう、組織として後押ししていく。 【根拠】 ・令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（令和2年8月31日） ・金融庁の改革について（平成30年7月4日） ・当面の人事基本方針（30年7月4日）

測定指標		
指標①	〔主要〕職員による主体的な取組を支える環境整備	【達成】
令和2年度目標	職員が主体性を発揮できる環境の構築	
令和2年度実績	・各課室の中で5～10名程度のグループを編成し、職員間のコミュニケーションの活性化を図るほか、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会を拡大するなど、職員による主体的な取組を支える環境整備を進めました。 ・職員が自主的に難易度の高い目標を設定し、課題解決に向けて取り組むプロジェクトを試行しました。	
指標②	〔主要〕マネジメントを意識した施策の実施状況	【達成】
令和2年度目標	マネジメントに対する意識の向上	

	令和2年度実績	・これまで以上にマネジメントを意識した組織運営を行うため、幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、職場の状況について職員満足度調査や 360 度評価の結果をフィードバックすることで改善につなげていく取組を行いました。 ・職員と幹部職員とのコミュニケーション機会の増加を図るため、職員と幹部が直接意見交換する「タウンミーティング」などを継続的に実施しました。 ・グループ長を各グループのマネジメントを担うポジションと位置付け、グループのマネジメントを意識した業務遂行が期待されることを明確化しました。
指標③ 〔主要〕 専門性向上を目的とした人材育成等の実施状況		【達成】
	令和2年度目標	人材育成の実効性の向上
	令和2年度実績	・専門分野ごとの人材育成として、育成担当者の明確化、育成プランの作成、人材データベースの策定を継続的に実施したほか、人材情報の共有範囲拡大などを実施しました。また、研修と人事配置の連携強化を進めました。
指標④ 〔主要〕 業務の合理化・効率化の実施状況		【達成】
	令和2年度目標	コロナ対応を契機とした新しい働き方の確立
	令和2年度実績	・コロナ対応を契機とした新しい働き方を確立させ、業務を合理化・効率化させていくため、新しい LAN の機能を活用し、テレワークや外部とのオンライン会議等の多様な働き方の定着を図りました。また、RPA については、これまでの取組に加え、職員の身近にある簡単、かつ、定期的に行うルーティン「作業」について、RPA 化を行うこと（「サクッと RPA」）を導入すること等により、より一層の普及に取り組みました。 ・業務の特性等に応じて一部課室においてフリーアドレスを導入し、効率的に業務遂行できるオフィス環境の整備を進めました。
指標⑤ 〔主要〕 人事改革の進捗状況の検証		【達成】
	令和2年度目標	人事改革を定着・深化させる PDCA サイクルを構築
	令和2年度実績	・人事改革に関する取組の進捗状況について、職員満足度調査を外部機関に委託して実施しました。今後も定期的に検証を行い、更なる改善につなげていきます。

参考指標	
指標①	職員満足度調査結果

	令和2年度実績 ・令和3年2月に実施した職員満足度調査では、全体的な満足度のスコアは、前年に比べ0.26ポイント上昇し、3.99/5.00でしたが、更なる改善が求められる項目もあったことから、例えば、より中長期的な視点を持った人事配置、コミュニケーションの質の向上、マネジメント改革などに努めるとともに、今後も定期的に検証を行い、更なる改善につなげていきます。
--	---

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 組織文化の変革に向けて、職員の主体的な取組を支える環境づくりが着実に進展していることから、測定結果を「A」としました。
	【必要性】 金融を巡る環境が変化し、国民のニーズも多様化する中、コロナ対策を着実に遂行し、我が国がコロナ後の国際的な成長競争を勝ち抜いていくためには、金融行政の質を高める必要があります。そのためには、多様なバックグラウンドを持つ職員が、担当分野等の行政のあるべき姿を考えつつ、自らの強みを存分に発揮し、難易度の高い最先端の課題も含め、自らの業務にいきいきと主体的に取り組むことができるような職場環境、組織文化を構築することが不可欠と考えています。 【効率性及び有効性】 諸施策について、できるものから順次実行したうえで、その実効性が確保されるよう不断に見直しを行うことで、効率的かつ有効な取組を進めています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組む必要があります。 【施策】 今年度検討した施策について、できるものから順次取り組むとともに、既の実施した施策について、不十分な点があれば改め、更なる改善につなげていきます。 【測定指標】 [指標①]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標②]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標③]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標④]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標⑤]必要に応じて測定指標を見直します。

主な事務事業の取組内容・評価
① 職員による主体的な取組を支える環境の整備

	1. 取組内容 ・ 課室でのコミュニケーションの活性化や、参加の機会の拡大などの職員による主体的な取組を支える環境整備を進めました。さらに、一層のマネジメントを意識した組織運営を行うほか、コロナ対応を契機とした新しい働き方の確立に取り組みました。 (詳細は各測定指標の「令和2年度実績」欄参照) 2. 評価 ・ 今後、組織文化の変革の進捗状況について定期的に検証を行った上で、不十分な点があれば改め、更なる改善につなげていく必要があると考えています。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	—	—		
	執行額 (百万円)		—	—		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和3年6月15日～7月8日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、情報化統括室、総合政策課
-------	---

政策評価実施時期	令和3年7月
----------	--------